平成２６年度
長浜市環境年次報告書

～自然と人がともに生きる環境重視のまち・ながはま～

長浜市

はじめに

長浜市は、広大な面積を誇り、森林地域や豊穣な田園地域、琵琶湖や余呉湖、姉川などの水の恵みにもあふれる、自然環境に大変恵まれた市であり、この素晴らしい財産を守り、良好な形で次の世代へ引き継ぐことは私たちに託された責務です。

しかし、快適さと便利さを追求する従来のライフスタイルが、温室効果ガス排出量の増加や廃棄物の増加など、自然環境に大きな負荷を与え続けてきたため、地球温暖化や生物多様性の損失などの深刻な環境問題が人類全体の課題として認識されるようになりました。

これらの問題を解決し持続可能な社会を築くためには、私たち一人ひとりが、こうした問題を認識したうえで、ライフスタイルを省資源・省エネルギー型に切り替えていくとともに、豊かで多様な自然環境の保全についても考えていく必要があります。

また、昨今のエネルギー問題を踏まえて、本市では環境にやさしいエネルギー源を確保するために、環境負荷の小さい再生可能エネルギーの導入に大きな力を注ぎ、多くの家庭や事業所の取り組みを支援させていただいております。

本市では、このような取組を進める上で、本市の地域性、固有の歴史文化を踏まえながら、良好な環境の保全と創造をめざし、市、市民、事業者等が協働・連携して取り組んでいくための指針として、「長浜市環境基本条例」に基づき、「長浜市環境基本計画（ながはま環境まちづくりプラン21）」を策定しております。

この計画では、持続可能な節度ある発展を基本とする環境まちづくりを進めるため、日常生活や事業活動、教育、文化などのあらゆる場面で、まちの仕組みやひとの意識などに対して、その基本的な方向や具体的施策を明らかにしています。

本書は、「長浜市環境基本条例」第14条に基づく報告書として、長浜市における平成25年度の環境施策の推進状況をとりまとめたものであります。

多くの皆様の環境の保全と創造の取組みの一助となれば幸いです。

平成26年10月

長浜市長　藤井 勇治

目　　　　次

～　本　編　～

～　資料編　～

長浜市環境基本計画「ながはま環境まちづくりプラン２１」に示す環境指数の進捗状況一覧表

≪豊かな自然の維持・回復をめざします≫

項目（環境指数）	算出方法等	現状値（H21年度）※計画策定時点	目標値（H30年度）	平成24年度	平成25年度	備考
保存樹の指定箇所数	長浜市住みよい緑のまちづくりの会が指定する保存樹の合計	48か所	100か所	82か所	82か所	
耕作放棄地面積	農林業センサス調査結果	212ha（H17年2月1日現在）	協議中	63.3ha	60.1ha	
自然体験型学習の年間参加者数	河川生物調査、森林環境学習、ネイチャーゲームなどの年間参加者数の合計	853人	1,600人	2345人	2218人	田んぼのこ、やまのこ事業、森づくり講座、水生生物少年少女調査隊

≪健全な空気や水の確保をめざします。≫

項目（環境指数）	算出方法等	現状値（H21年度）※計画策定時点	目標値（H30年度）	平成24年度	平成25年度	備考
市内河川のＢＯＤ濃度	市内河川で定期的におこなう水質検査の結果数値	2.0mg/L以下	2.0mg/L以下	2.0mg/L以下	2.0mg/L以下	
下水道普及率	（下水道処理区域内に住む人口）÷（市総人口）×１００	77%	95%	99.6%	99.5%	
大気環境基準適合率	２４時間自動測定を実施している、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の測定値	3項目全て環境基準適合	現状を維持	3項目全て環境基準適合	3項目全て環境基準適合	
騒音に関する環境基準達成率	（環境基準達成調査地点数）÷（全調査地点数）×１００	80%（H19年度値）	100%	92%	100%	
環境こだわり農作物の栽培面積	化学肥料や農薬の使用を地域慣行から5割以上減らして生産された農作物の栽培面積	2,140ha	2,660ha	2,418ha	2,513ha	
環境保全協定の締結事業所数	環境保全協定を締結した事業所の数	26（H24年度）	45	26	32	

≪もの・水・エネルギー循環の向上をめざします。≫

項目（環境指数）	算出方法等	現状値（H21年度）※計画策定時点	目標値（H30年度）	平成24年度	平成25年度	備考
ごみ排出量（市民1人あたりの削減（約5%）	（ごみ総排出量（資源含む））÷（市総人口）÷３６５	830g	790g	830g	836g	
家庭ごみのリサイクル割合	（総資源化量）÷（ゴミ処理量＋集団回収量）×１００	18.6%	30%	15.8%	15.4%	
レジ袋削減の取組に関する協定の締結店舗数	レジ袋削減の取組に関する協定を締結する店舗数	15店舗（H24年度）	100店舗	15店舗	15店舗	
再生可能エネルギー利用設備導入世帯数	（太陽光・風力発電からの余剰電力売買契約数）÷（市総世帯数）×１００	1.4%	6.4%	3.2%	3.9%	

≪地球市民としての役割を果たすことをめざあします。≫

項目（環境指数）	算出方法等	現状値（H21年度）※計画策定時点	目標値（H30年度）	平成24年度	平成25年度	備考
長浜市のCO_2総排出量の削減量等	長浜市全域を対象とした温室効果ガスの排出削減計画を策定し削減目標等を検討します。	94万t（H20年度）	73万t（H32年度）（21万t削減）			※データがないため未記載
公用車に占める低公害車の割合	（低公害車の数）÷（市で管理する全公用車の数）×１００	20%	60%	25.8%	30.2%	

≪まちの個性と魅力づくりをめざします≫

項目（環境指数）	算出方法等	現状値（H21年度）※計画策定時点	目標値（H30年度）	平成24年度	平成25年度	備考
身近に親しめるみどりの量（市民1人あたり）	（都市計画公園の総面積）÷（市総人口）	13m^2	現状を維持	13.07m2	13.46㎡	
景観形成重点区域の数	地域特性を生かした景観の形成を重点的に図る必要があるとして指定する区域の数	5地区	9地区	9地区	10地区（H26.4.1指定）	
市民の環境美化活動への参加者数	ごみゼロ大作戦、琵琶湖一斉清掃、県下一斉清掃の合計参加者数	4,674人	7,000人	8150人	7443人	
ユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮した施設の届出件数	だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づく届出件数（のべ数）	のべ73件（H15～H19年度）	のべ200件	154件	166件	

≪行動と協働の環境まちづくりをめざします≫

項目（環境指数）	算出方法等	現状値（H21年度）※計画策定時点	目標値（H30年度）	平成24年度	平成25年度	備考
環境保全に係る催し等への参加者数	年間参加者合計	389人	2,000人	460人	650人	ヨシ植え＋環境にやさしい日
（仮）長浜エコネットワーク協議会の構成団体数	市民・事業者・民間団体・市で組織する同協議会の構成団体数	-	20団体	0団体	0団体	
市の事務事業における温室効果ガスの排出量　排出量	市の事務事業における温室効果ガスの排出量	20.249t	16.209t（H27年度）	25,131t	27,503t	
内訳　電力使用量		10,760t		18,984t	21,013t	
内訳　電力以外		9,489t		6,147t	6,490t	
電力の温暖化ガス排出係数		0.282t-CO_2/千kWh		0.450t-CO_2/千kWh	0.514t-CO_2/千kWh	

環境保全課調べ

長浜市環境基本計画「ながはま環境まちづくりプラン21」の「環境まちづくりの取り組み」および「行動と連携による環境まちづくりの推進」に基づいて、平成25年度における長浜市の環境の状況や取り組みの内容を示します。

第1章　良好な自然環境の維持･回復

第１節　自然の生態系

（１）多様な自然の保全

里山リニューアル事業及び里山防災林による森林整備、治山事業による森林整備、間伐など森林保全に努め、森林の持つ多面的機能の発揮を図りました。また、自治会組織等による生活環境保全林の維持活動を行い、竹生島の森林被害については、琵琶湖北部カワウ等対策事業推進協議会を立ち上げて、カワウの個体数調整をはじめタブノキ林再生事業など、生物多様性の保全、再生にむけた取り組みを行いました。

山門水源の森（県有地）の保護支援やＰＲを図り、市内の巨樹巨木（とちのき）の保全について、所有者、保全団体、県、市の協定に基づく保全活動を図りました（H25新規 118本：累計129本　余呉北部地域）。

長浜市の森林整備の状況　（単位：ha　但し松くい虫：m^3）

	間伐	枝打ち	下刈り	雪越し	松くい虫 被害木伐倒	松くい虫 伐倒駆除	治山事業	造林	里山リニューアル事業
H23	75.09	32.42	54.81	27.25	0	0	156.90	0	26.70
H24	51.87	40.26	38.28	45.50	257.81	10.05	1.85	3.37	26.78
H25	119.71	50.67	20.57	16.17	88.00	10.00	77.93	50.65	37.00

各年度末現在　森林整備課調べ

風格、樹形、樹齢などを判断基準に指定しました保存樹82ヶ所の情報について、長浜市のホームページに掲載しています。

（２）生物の生息・生育空間の保全

琵琶湖に生えるヨシ群落は、水質浄化をはじめ魚や水鳥たちのすみかとして大切な役割を果たしていることから、ながはまアメニティ会議によるヨシの育成しやすい環境づくりやヨ

シ植え（参加者約50人）、びわ中学校の全校生徒およびＰＴＡによるヨシ植え・ヨシ刈りなど、ヨシ群落保全事業が行われました。

　また、市内の小学校１校においてビオトープづくりを行いました。

　鳥獣害防止対策協議会においては、対象集落に対しての集落環境点検や獣害対策支援補助金の助成を行いました。

第２節　自然とのふれあい

（1）自然とのふれあいの機会の確保

　市内20校の小学校で県事業である農業体験「田んぼのこ」に5年生が参加し、地域人材の協力のもと田植えから収穫まで生産体験学習を行いました。

　また、湖北野鳥センターでは水鳥観察を通じて、長浜に飛来する水鳥に親しむとともに、ラムサール条約登録湿地である琵琶湖の重要性について考える機会としました。

　高山キャンプ場において小学校4年生(813人・38校・42学級）を対象に「やまのこ事業」を実施し、森林環境について学ぶ機会を提供しました。

　また、長浜市森づくりクラブを結成し、各フィールドでの里山整備をはじめ里山モデル林（虎御前山）においては、里山保全、整備を図るための里山森づくり講座（年6回・延べ受講者164人）を開催し、里山保全の活動の場と人材育成を図りました。

第２章　ひとの健康と安全の確保

第１節　水と土

（１）河川・琵琶湖の保全

昨年度までと同様に生活排水処理対策をすすめ、公共下水道の普及率は78.3%、農村下水道の普及率は21.2%、また、浄化槽の設置状況は単独が1,435基、合併が636基となりました。

公共下水道の普及状況

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
処理区域面積（ha）A	3,381.9	3,438.0	3,446.0	3,446.6	3,456.2
行政区域内人口（人）B	126,039	125,523	124,802	123,335	122,310
処理区域内人口（人）C	96,440	96,271	97,390	96,345	95,791
処理区域化内水洗化人口（人）D	84,179	86,530	88,034	87,741	87,568
処理区域内世帯数（世帯）E	35,124	35,407	36,106	35,642	35,432
処理区域内水洗化世帯数（世帯）F	30,321	31,639	32,456	32,262	32,177
普及率（%）C/B	76.5	76.7	78.0	78,1	78.3
水洗化率[人口]（%）D/C	87.3	89.9	90.4	91,1	91.4
水洗化率[世帯]（%）F/E	86.3	89.4	89.9	90,5	90.8

各年度末現在　　　　上下水道課調べ

農村下水道整備率

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
処理区域面積（ha）A	1,649.0	1,649.0	1,597.0	1,597.0	1,597.0
行政区域内人口（人）B	126,039	125,523	124,802	123,335	122,310
処理区域内人口（人）C	29,383	28,605	28,845	26,421	25,961
処理区域化内水洗化人口（人）D	27,298	27,303	25,730	25,422	25,027
処理区域内世帯数（世帯）E	8,813	8,766	8,636	8,397	8,490
処理区域内水洗化世帯数（世帯）F	8,246	8,395	8,275	8,106	8,201
普及率（%）C/B	23.3	22.8	21.5	21.4	21.2
水洗化率[人口]（%）D/C	92.9	95.4	95.8	96.2	96.4
水洗化率[世帯]（%）F/E	93.6	95.8	95.8	96.5	96.6

各年度末現在　　　　上下水道課調べ

浄化槽設置状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：基）

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
5～20人槽	単独	1,113	1,077	1,043	970	1,214
	合併	695	645	546	494	457
21～100人槽	単独	209	195	189	182	212
	合併	76	72	61	56	63
101～200人槽	単独	6	5	5	5	7
	合併	32	32	28	26	35
201～300人槽	単独	1	1	1	1	1
	合併	12	12	13	13	16
301～500人槽	単独	1	1	1	1	1
	合併	19	19	20	20	17
501～人槽	単独	0	0	0	0	0
	合併	43	41	42	41	48
合計	単独	1,330	1,279	1,239	1,159	1,435
	合併	877	821	710	650	636
	計	2,207	2,100	1,949	1,809	2,071

各年度末現在　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　環境保全課調べ

※平成25年度に浄化槽の台帳整備事業を実施

下水道に対する理解と普及を促進するため、普及促進員の設置・融資あっ旋・広報・水洗化促進補助などにより、未水洗化世帯への普及促進と広報、啓発活動に努めました。また、農村地域については水質保全のため、処理施設の機能維持に努めるとともに、施設内での塩素の過剰投与を抑制するため、消毒工程における塩素の使用量抑制に努めました。

長浜市森林整備計画のゾーニングに沿った森林整備により、森林のもつ水土保全機能を良好に保つよう努め、また農地などから濁水の流出を抑えるため、農村まるごと保全向上対策に取り組みました。

琵琶湖の水質保全を図るため、ヨシ群落の保全活動団体の支援を行い、ヨシ植えを実施しました。

（２）土壌・地下水の保全

病害虫防除協議会において、農薬適正散布、飛散防止や薬剤成分の削減など、環境にやさしい防除の実践に努めました。

また、公園・街路樹などの害虫駆除時には農薬の使用を最小限にするよう努めました。

第２節　空気と音、光

（１）大気の保全

　市役所では、省エネルギーの取り組みとして、夏季及び冬季に職員のクールビズ及びウォームビズを推進し、来庁者への啓発を行いました。

　また、冷暖房機の稼働基準温度及び機器の適正な使用方法の周知、業務前・昼休みの消灯等、省エネルギーに配慮した事業活動の継続に努めました。

　奥びわ湖地域を「花と観音の里」として情報発信するために、地域の花の名所や観音を結んだコースを巡るバスを運行したり、市内路線バスや乗合タクシーへの運行補助を行う一方、バスの利用について広報・周知を徹底し、自動車交通量の抑制に努めました。。

（２）騒音・振動の防止

　工事車両におけるアイドリングのストップ、騒音・振動の抑制指導に努めました。

（３）日照の確保、電波障害、光害対策

　電波障害を未然に防ぐために建築確認申請時等に受信障害防止指導を行い、高さ10㎜以上、または5戸以上の集合住宅、あるいは住宅以外の用途で50㎡以上の新築（2倍超増改築含む）に該当する建築物については、事前に電波障害等を予測してもらい、障害等発生時の対処方法等を報告してもらいました（52件）。

　豊公園、加納白山公園等の都市公園については、防犯上の観点から光害に注意しつつ、必要な照度の確保を行っています。

　田畑付近への夜間照明の設置については、減光器具を使用するよう努めました。

第３節　有害化学物質、放射性物質

（１）有害化学物質

①事業活動にともなう汚染の防止

　農地への農薬、化学肥料削減を推奨し、環境こだわり農産物の推進に取り組みました。

　長浜市および米原市で構成する一部事務組合「湖北広域行政事務センター」のごみ焼却処理施設クリスタルプラザでは、焼却炉内の温度を850℃～950℃に設定し、排ガスをバグフィルタ内のろ布を通過させることにより、ダイオキシン、酸性ガスおよびばいじんを非常に低い濃度に除去するなど、汚染の防止に努めました。

②日常生活にともなう汚染の防止

野焼きによる汚染物質の排出を防ぐため、市ホームページ、広報紙で周知啓発を行いました。

塩素系プラスチックは不燃ごみとして分別を図るなど、「こほくる～る」による汚染防止の周知啓発を行いました。

（２）放射性物質

国の防災指針の見直しに合わせ、長浜市地域防災計画の見直しを行いました。
「放射線の見える化」を促進するため、北部振興局、余呉支所、西浅井支所のホールに放射線量のデータパネルの設置し、緊急時防護措置準備区域（UPZ）30㎞圏域の小中学校に放射線測定器を配布しました。

第４節　環境監視体制

（１）水質調査

河川の水質状況を把握するため、毎年調査を実施しています。平成25年度においても、市内41地点において調査を実施しました。全般的に、概ね横ばいの状態でした。

その他、人の健康に直接影響を及ぼす項目については全地点不検出でした。

<table>
<tr><th colspan="2">調査地点数</th><th>頻　度</th><th>調査項目</th></tr>
<tr><td rowspan="3">旧長浜区域</td><td>6地点</td><td>毎 月</td><td rowspan="5">◆生活環境の保全に関する項目
pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数

◆人の健康の保護に関する項目
カドミウム、シアン、鉛、
六価クロム等　全22項目

◆その他
COD、全窒素、全リン、
陰イオン界面活性剤（MBAS）</td></tr>
<tr><td>5地点</td><td>年4回</td></tr>
<tr><td>5地点</td><td>年2回</td></tr>
<tr><td>東浅井区域</td><td>14地点</td><td>年4回</td></tr>
<tr><td>伊香区域</td><td>11地点</td><td>年4回</td></tr>
</table>

※　旧長浜区域（旧長浜市）、東浅井区域（旧浅井町、旧びわ町、旧虎姫町、旧湖北町）、伊香区域（旧高月町、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町）

ＢＯＤ経年変化

＜旧長浜区域＞

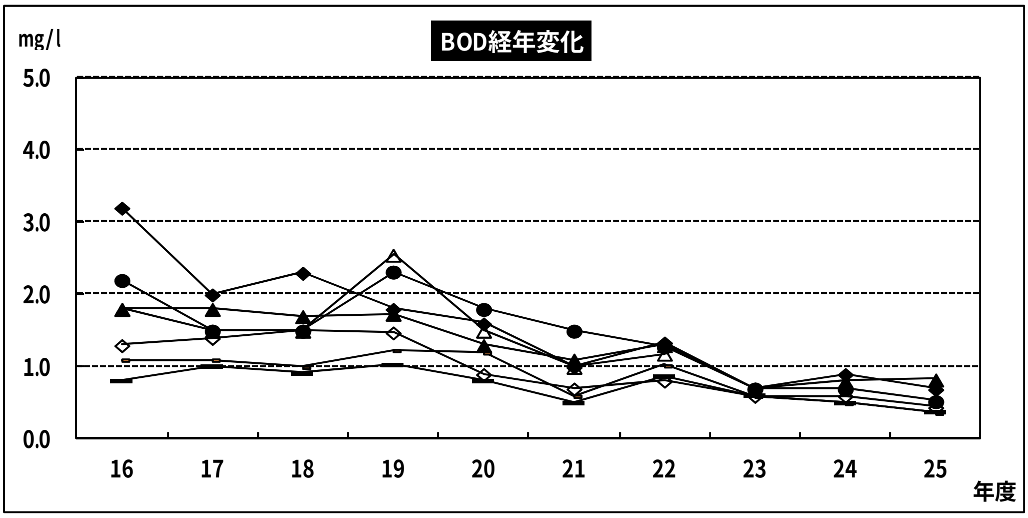

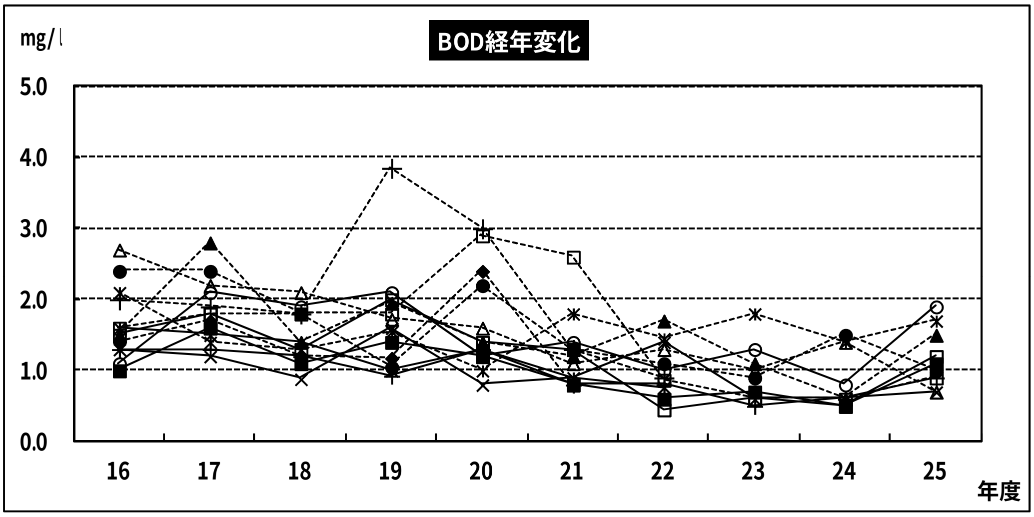

米川河口	米川中流	十一川河口	十一川中流
姉川口	三六堀川河口	姉川国友	薬師堂川中流
平田川	大井川河口	旧大井川河口	五井戸川河口
打越川河口	南川河口	土川	的場井川
米川支流どんどん橋	米川支流神明神社	八幡川	長浜新川

<東浅井区域>

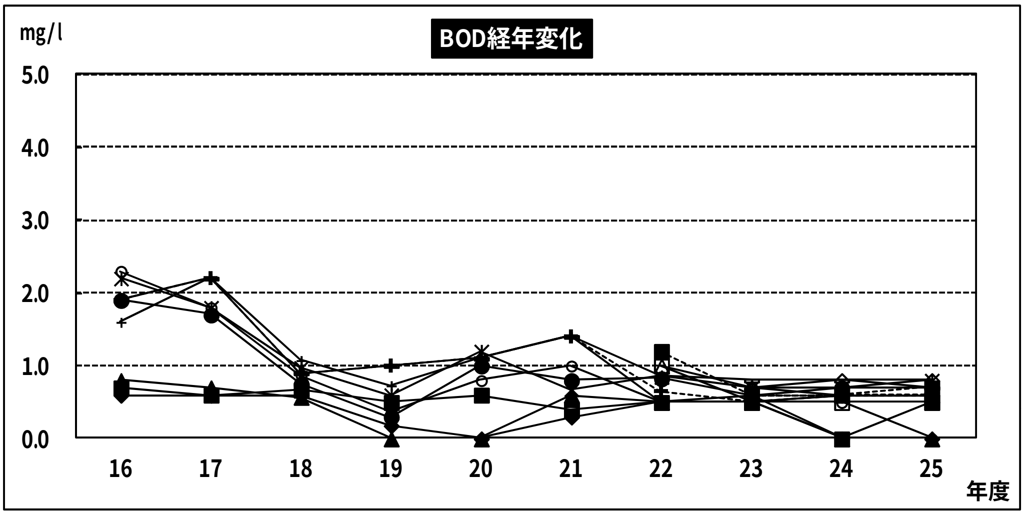

草野川上流　草野川中流　田川上流　姉川今荘
丁野木川河口　田川河口　高時川　姉川河口
川道川　田川中流　七縄川　西川
三条川　余呉川河口

<伊香区域>

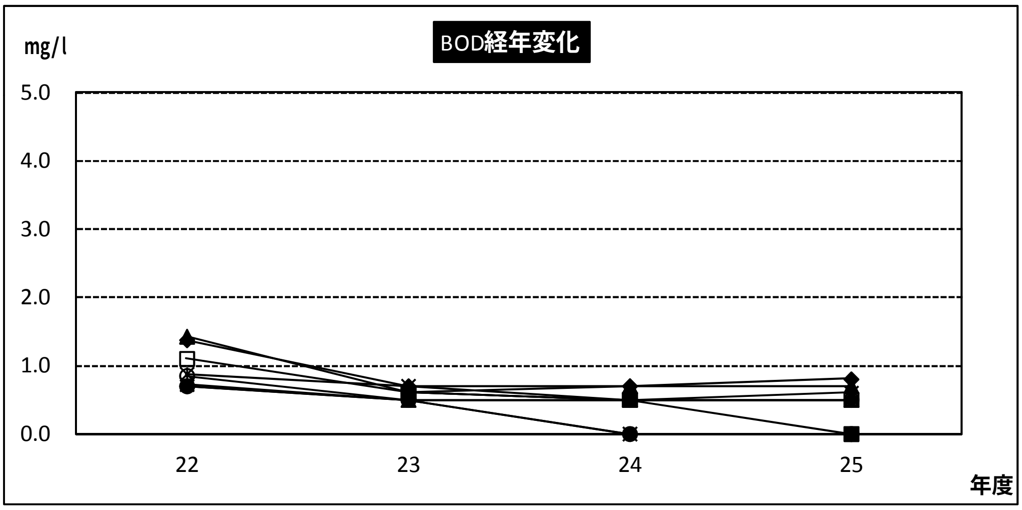

丁野木川中流　西野放水路　赤川　高時川上流
余呉川中流　余呉川上流　余呉湖出口　大川河口
大坪川河口　大浦川上流　大浦川河口

（2）底質調査

昭和48年に市内河川の底質問題が発生し、三六堀川では浚渫が実施されました。

その後の状況を把握するため、毎年度調査を実施しており、平成25年度も調査を行いました。

主要河川の底質調査結果　（採取日：平成25年10月2日）

調査河川	総水銀	カドミウム	鉛	ひ素	PCB	総クロム	水分率
米川河口	0.29	0.16	41	7.1	0.03	22	22.6
十一川河口	0.09	0.10	12	5.8	<0.01	17	18.2
三六堀川河口	0.06	0.27	8	5.5	0.04	15	21.0
大井川河口	0.04	0.08	7	5.2	<0.01	19	20.0
暫定除去基準	25				10		

単位：ppm（ドライ含有量）

底質のうち、水銀とＰＣＢについては暫定除去基準（昭和50年10月28日、環水管119号、環境庁、水質保全局通知）が定められており、各河川ともこれらの基準を大きく下回っており、問題はないものと考えられます。

その他の項目については、概ね横ばいで推移しており長期的には安定した状態にあると考えられます。

＜底質採取場所：米川河口＞

＜底質採取場所：大井川河口＞

（3）大気環境調査

大気の状況を①および②の方法により調査しました。

①簡易調査法による積算量調査

硫黄酸化物および窒素酸化物について、アルカリろ紙法により1か月ごとの積算量を調査しました。

平成25年度は市内15地点で調査を行いましたが、窒素酸化物について、問題のないレベルではあるものの全体的に増加傾向であることが確認されました。今後の推移に注意が必要です。

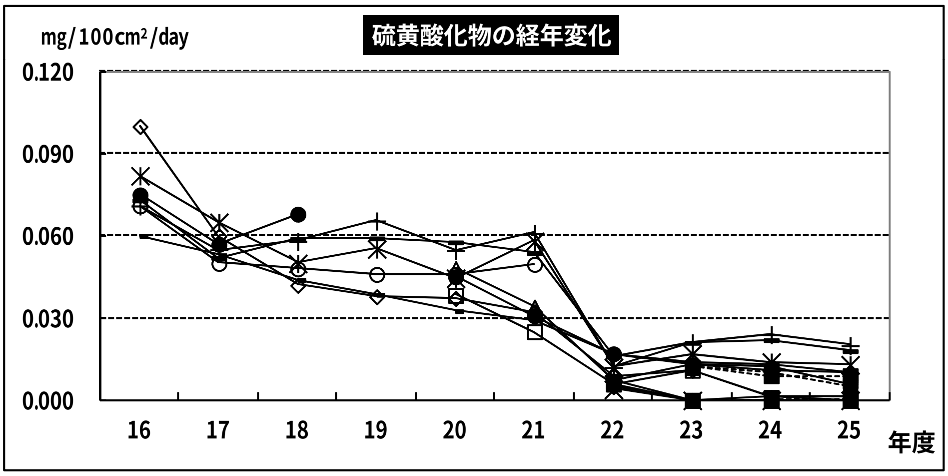

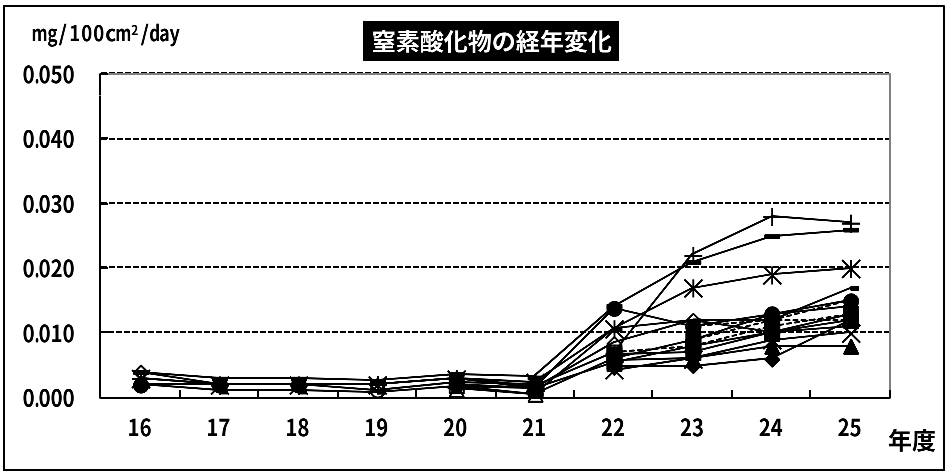

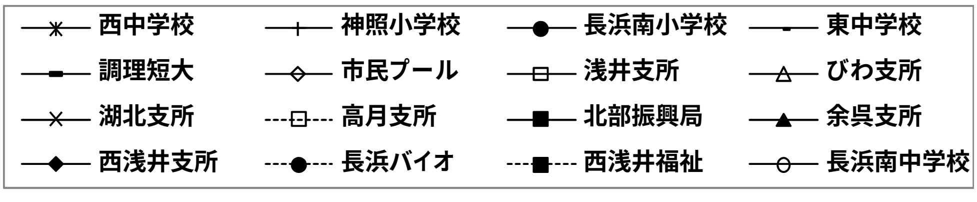

長浜バイオ：長浜バイオインキュベーションセンター
西浅井福祉：西浅井福祉ステーション

②自動計測器よる調査

旧教職員住宅（長浜市加田町）に設置した自動計測器で、窒素酸化物、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質について24時間連続測定を実施した結果、環境基準を満足していることがわかりました。

（H25）

項目	測定時間	年平均	１時間値の最高値	日平均値の年間98%値	日平均値の2%除外値	環境基準に対する評価	
	（時間）	（ｐｐｍ）	（ｐｐｍ）	（ｐｐｍ）	（ｐｐｍ）	長期的評価	短期的評価
二酸化窒素（NO_2）	6663	0.010	0.046	0.025		問題なし	問題なし
二酸化硫黄（SO_2）	6668	0.002	0.009		0.004	問題なし	問題なし
浮遊粒子状物質（SPM）	6690	0.026	0.101		0.063	問題なし	問題なし

※二酸化窒素の大気汚染にかかる環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから、0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること」。

※二酸化硫黄の大気汚染にかかる環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること」。

※浮遊粒子状物質の大気汚染にかかる環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m³以下であること」。

◆滋賀県による微小粒子状物質（PM2.5）の調査

滋賀県が長浜市分木町において微小粒子状物質（PM2.5）の24時間連続測定を実施しています。その結果は以下のとおりでした。注意喚起のための暫定的な指針となる値を超えた日はありませんでした。

（H25）

項目	有効測定日数	年平均値	日平均値の最高値	日平均値が35μg/m³を超えた日数とその割合		日平均値の年間98%値
	（日）	（μg/m³）	（μg/m³）	（日）	（%）	（μg/m³）
微小粒子状物質（PM2.5）	352	14.2	49.7	14	4.0	39.3

滋賀県琵琶湖環境科学研究センター提供データ

※微小粒子状物質（PM2.5）の大気汚染にかかる環境基準は、「年平均値が15μg/m³以下であり、かつ1日平均値35μg/m³以下であること」。また、注意喚起のための暫定的な指針となる値は「1日平均値が70μg/m³」であり、これを超過する場合には注意喚起を行う。

※微小粒子状物質（PM2.5）についてのご質問等は以下の問い合わせ先にお願いいたします。
・滋賀県琵琶湖環境部環境政策課　　・滋賀県琵琶湖環境科学研究センター

＜自動計測器（大気測定車内）＞

＜簡易調査法の調査地点：浅井支所＞

（４）道路交通騒音・振動調査結果

道路交通に関する騒音、振動の状況を把握するため①および②の調査を実施しました。

①市内主要道路交通調査

主要地方道　中山東上坂線（馬車道）と国道8号県道長浜木之本線の2カ所で、騒音、振動および交通量について調査を実施しました。

●主要地方道　中山東上坂線（馬車道）（測定場所：山階町　aUｼｮｯﾌﾟ長浜ｲﾝﾀｰ店前）

騒音レベルは、時間区分ごとの平均レベルで昼71dB、夜67dBであり、幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準（70・65）を昼と夜の時間区分で満足していませんでした。しかし、に自動車騒音要請限度（75・70）については昼と夜の両方の時間区分で満足していました。

振動については、時間区分ごとの平均レベルは昼38dB、夜31dBでした。時間帯ごとの2輪を含む平均交通量は、昼270台/10分、夜79台/10分で日中は概ね交通量が多く、20時以降で減少傾向が見られました。

●国道８号（測定場所：湖北町速水　湖北支所　１号公園前）

騒音レベルは、時間区分ごとの平均レベルで、昼68dB、夜64dBであり、幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準（70・65）を昼と夜の両方の時間区分で満足していました。同様に自動車騒音要請限度（75・70）も昼と夜の両方の時間区分で満足していました。

振動については、時間区分ごとの平均レベルは昼32dB、夜24dBでした。時間帯ごとの2輪を含む平均交通量は昼127.7台/10分、夜66.5台/10分で朝の8時ごろと夕方17時～18時ごろの交通量が多いことがわかりました。

②北陸自動車道交通騒音調査

市内を縦断する高速道路の騒音状況を把握するため、沿線の側道6カ所（宮司町・南田附町・加納町・榎木町・湖北町留目、高月町柏原）にて調査を実施しました。いずれの地点とも、幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準（昼：70dB、夜：65dB）を下回っていました。

		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
測定場所	測定時間	LAeq	LA50	LAeq	LA50	LAeq	LA50	LAeq	LA50	LAeq	LA50
宮司町	昼	56	55	56	56	57	56	57	56	58	57
	夜	55	54	57	55	57	55	57	56	60	59
南田附町	昼	59	58	57	56	56	56	57	56	58	58
	夜	56	53	55	54	56	55	57	56	61	61
加納町	昼	61	58	62	59	62	59	61	57	62	59
	夜	59	53	61	55	61	56	61	56	62	58
榎木町	昼	56	55	58	57	57	56	58	57	57	56
	夜	56	54	57	56	57	56	57	56	57	56
湖北町留目	昼	－	－	－	－	59	57	59	57	60	58
	夜	－	－	－	－	58	56	58	56	60	57
高月町柏原	昼	－	－	－	－	－	－	63	61	63	60
	夜	－	－	－	－	－	－	62	59	62	59

※幹線交通を担う道路に面する地域にて測定を実施

（5）環境騒音調査結果

環境騒音について、環境基準の達成度等を把握するため、市内12地点（一般地域10地点、道路に面する地点2地点）において測定を実施しました。

その結果、全ての地点で昼間と夜間の両方の時間帯の環境基準を満足していました。

市全体を見た場合、市民生活に及ぼす影響は少ないものと思われます。

都市計画区分	№	地域	町名	施設名	環境騒音類型	道路に面する地域	平成19年度		平成22年度		平成23年度		平成25年度	
							昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
第一種低層住居専用地域	12	長浜	加納町	加納白山公園西のふれあい広場	A	該当	45	49	46	50	—	—	51	37
第一種中高層住居専用地域	9	長浜	小堀町	グランド化学西の公園	A		46	46	50	42	—	—	47	41
第一種住居地域	3	長浜	新庄寺町	神照寺南の公園	B		45	41	—	—	43	39	44	41
第一種住居地域	10	長浜	室町	室町会館南の公園	B		45	43	—	—	42	42	47	45
第二種住居地域	22	虎姫	田町	虎姫公民館駐車場	B		—	—	48	44	—	—	47	44
準工業地域	8	長浜	口分田町	口分田町会館	C	該当	48	42	—	—	—	—	47	42
市街化調整区域	15	長浜	東上坂町	東上坂会館	B		42	42	—	—	41	40	47	39
市街化調整区域	17	びわ	川道町	川道農村公園	B		—	—	49	41	—	—	44	38
非線引都市計画区域	20	浅井	内保町	湯田公民館駐車場	B		—	—	—	—	44	48	46	42
非線引都市計画区域	25	湖北	小谷丁野町	旧丁野公民館	B		—	—	—	—	49	44	45	42
非線引都市計画区域	27	高月	高月町井口	井口地区会議所前	B		—	—	41	41	—	—	43	40
都市計画区域外	32	西浅井	西浅井町塩津浜	旧塩津浜地区公民館横の公園	B		—	—	48	48	—	—	42	40

：環境基準超過　　　　（単位：dB）

（６）公害苦情への対応

平成25年度に寄せられた公害関係の総苦情件数は68件、種類別に見ると水質が24件と最も多く、続いて騒音16件、悪臭12件となりました。特に油漏れを原因とする苦情が多かったです。

例年より騒音苦情が増加していますが、特定施設を原因とする苦情はほとんどありませんでした。

公害苦情の種類別対応件数

年度	大気	水質	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	総計
H22	16	32	0	9	0	0	17	3	77
H23	2	31	0	3	0	0	6	8	50
H24	4	24	0	14	0	0	9	17	68
H25	5	24	1	16	2	0	12	37	97

各年度末現在　　　　環境保全課調べ

（７）事業所への指導徹底

工場・事業場などに対して公害防止の規制・指導を行いました。

また、公害防止協定からの更新も含めて、新たに6つの事業場と環境保全協定を締結し、各事業者に環境への配慮を促しました。

・環境保全協定締結済み事業所　32事業所（平成26年3月31日現在）

第３章　もの・水・エネルギーの循環

第１節　ごみ

（1）廃棄物の発生抑制

ごみ処理量の推移を見ると、ごみ処理量が平成24年度より若干ですが、減少しました。

長浜市のごみ処理量の実績（年度別／ごみ品目別）　　単位：kg

品　　目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
可燃ごみ	26,650,000	26,903,000	27,074,000	27,309,000
不燃ごみ	2,752,000	2,619,000	2,499,000	2,470,000
資源ごみ	5,564,000	5,427,000	5,238,000	5,036,000
ガラスびん	730,000	699,000	663,000	670,000
粗大ごみ	1,808,000	1,976,000	2,089,000	1,742,000
使用ずみ乾電池	34,000	36,000	36,000	34,000
使用ずみ蛍光管	10,000	6,000	4,000	3,000
合　　計	37,548,000	37,666,000	37,603,000	37,264,000

湖北広域行政事務センター調べ

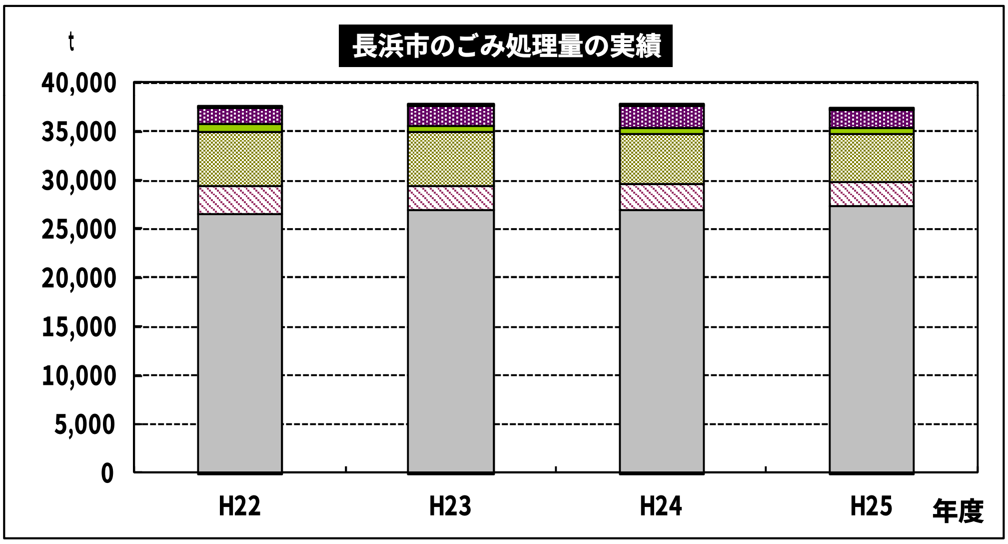

湖北広域行政事務センター調べ

一人あたりのごみ処理量の推移を見ると、一人あたりのごみの処理量が前年度より2kg増加しました。

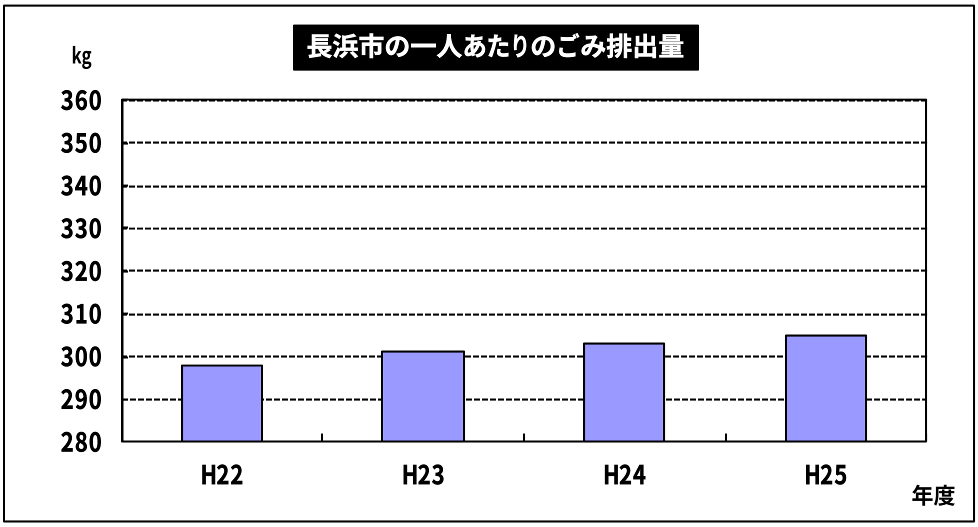

湖北広域行政事務センター調べ

生ごみ処理機の購入補助につきましては、家庭の台所等から出る生ごみ等の減量・再資源化を目的に、平成3年度から平成23年度までに約5,000を超える世帯に補助を実施してきましたが、生ごみ等の自家処理やごみ減量の意識づけに一定の効果を得たことから、補助制度については平成23年度をもって終了しました。

＜湖北広域行政事務センター：クリスタルプラザ＞

クリーンプラントで埋め立てられる破砕物、プラスチック、がれき等の不燃物の埋立量の実績値を長浜市分として按分して推定した量に、伊香クリーンプラザの埋立量を加えた長浜市の埋立量は、前年度より減少しています。

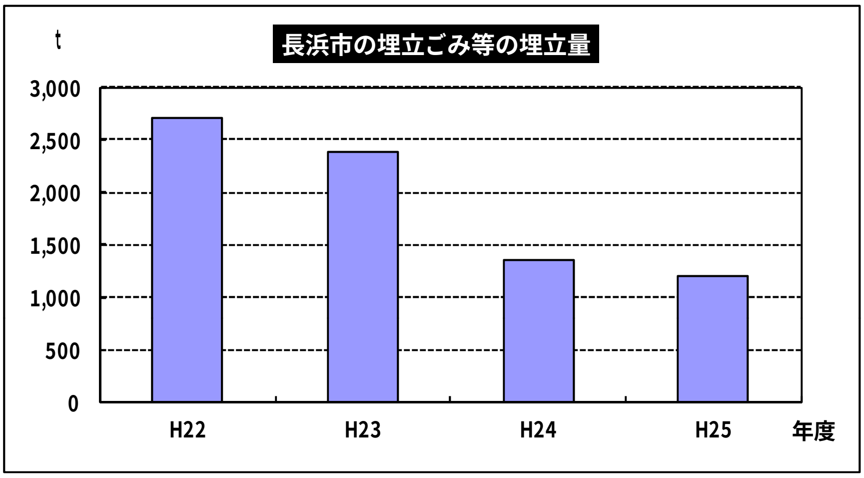

湖北広域行政事務センター調べ

（２）リサイクルの推進

資源ごみ回収量の推移を見ると、品目ごとに増減のバラツキはありますが、全体としては、前年度より若干減少しています。

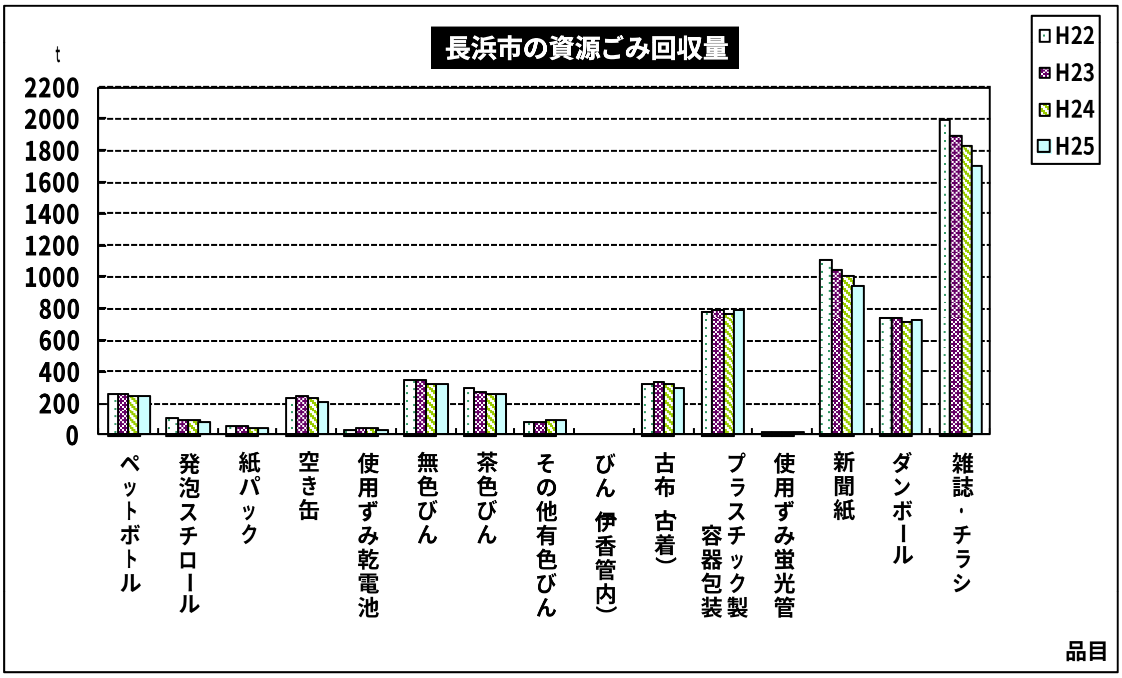

湖北広域行政事務センター調べ

ごみ減量およびごみ分別の徹底を図るため、行政出前講座を実施しています。

使用可能な不用品を譲り渡したい、あるいは譲り受けたい人のために不用品交換情報を広報ながはま、ホームページ等に掲示し、資源の有効利用およびリサイクルの推進を図りました（登録件数864件、内成立件数191件）。

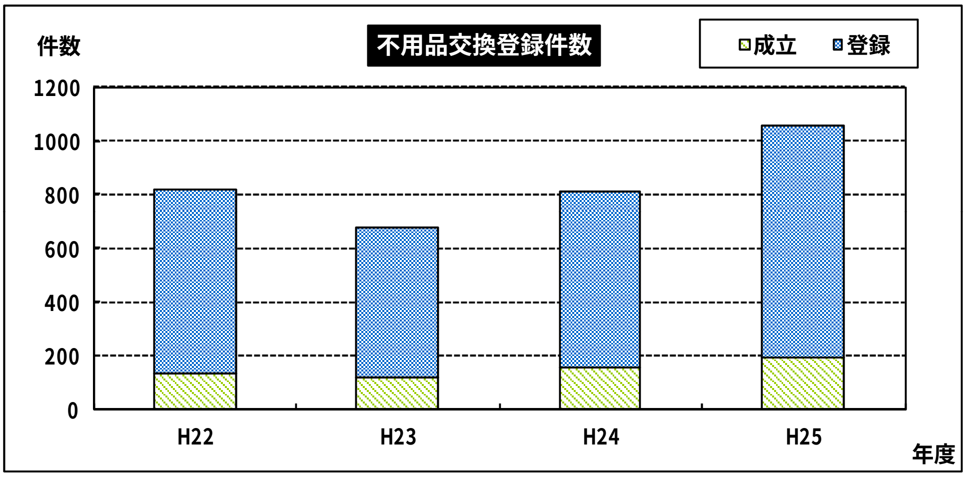

環境保全課調べ

長浜市の建築物の建築や道路舗装、下水道および舗装復旧工事について、各現場で再生材（アスファルト・砕石）を利用するよう、仕様書、設計書に条件明示し実施しました。

10万円以上の物品購入について、グリーン購入に努めました。

市内の保育園では、生ゴミ処理機により生ゴミを堆肥化し、園内の花壇や菜園で肥料として利用しました。

長浜市学校給食センターでも、生ごみ処理施設を利用して、生ごみのたい肥化を行いました。

小学校4年生を中心にクリスタルプラザ、伊香クリーンプラザでリサイクル体験学習を行いました。

第２節　水循環

（１）節水・未利用水の利用

節水や水の再利用などが定着した生活様式、事業活動の普及のため、市民、事業所への意識啓発に努めています。

（２）農業排水の循環利用

市内水質保全施設による農業排水の循環利用に努めました。また農地の持つ水源涵養機能を維持するため、農村まるごと保全向上対策や中山間直接支払事業による農地保全に努めました。

第３節　エネルギー

（１）省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利用促進

長浜市再生可能エネルギー利活用方策を策定して、安全で永続的に利用できるエネルギーの推進、地域主導による自立分散型エネルギー社会の構築、温室効果ガスの排出削減を進めています。

市役所では、省エネルギーの取り組みとして、夏季及び冬季に職員の服装についてクールビズ及びウォームビズを推進し、来庁者への啓発を行いました。

また、冷暖房機の稼働基準温度及び機器の適正な使用方法の周知、業務前・昼休みの消灯等、省エネルギーに配慮した事業活動の継続に努めました。

省エネを考慮した設計や省エネタイプの建築資材、建築設備の使用に配慮しました。

木質バイオマスの利用、カーボンニュートラルの普及啓発のため、市民課前待合室にペレットストーブを設置しています。また、市所有のトラック1台にバイオディーゼル燃料を使用しました。

平成25年度から、新たな地球温暖化防止対策事業として、住宅用太陽光発電システム設置促進補助事業と長浜市森のエネルギー活用推進事業を始めて、太陽光発電システム、薪ストーブ、ペレットストーブを設置した市民に対して補助を行いました（平成25年度実績：太陽光発電システム264件、薪ストーブ及びペレットストーブ31件）。このうち住宅用太陽光発電システム設置促進補助事業によって、市内に1,278kWの太陽光発電システムが設置されました。

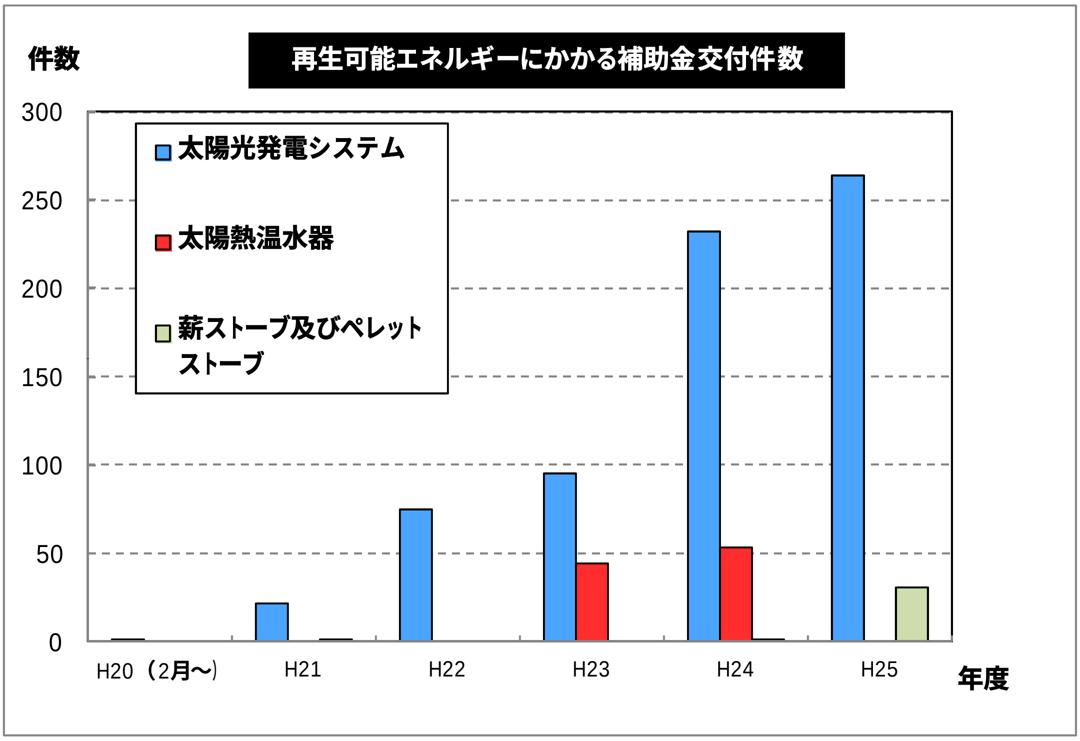

※太陽熱温水器への補助はH23年度とH24年度に実施

※小型風力発電システムへの補助実績はなし

※薪ストーブへの補助はH25年度から、H24年度以前はペレットストーブのみの補助

新設民間保育所の整備事業で太陽光発電システムを含む施設整備に対して補助を行っております。平成25年度については、1件の保育園増改築事業に対して補助を行いました。

市民団体発電取組支援制度を設けて、環境啓発等を行う市民団体による太陽光発電事業を支援しました（H25年度実績：1団体、6.08kW）。

木之本町杉野地区内と木之本町古橋地区内において、農業用水路を利用した小規模発電施設を設置しました。今後は経過観察等を実施します。

＜木之本町杉野地区内＞

・組立式らせん型水力発電設備(LED照明付)

・手づくりらせん型水力発電設備

＜木之本町古橋地区内＞

・ダリウス型水車発電施設及び照明施設

第４章　地球環境保全への貢献

第１節　地球環境問題への理解・協力

（１）地球環境問題の普及・啓発

　教育課程内の「総合的な学習の時間」において中学校では、地元の協力を得ながら、身近な環境保全活動に積極的に取り組んだり、地球的規模からの環境問題について学習したりするなど、環境教育の充実に努めました。小学校では、河川等の水質調査や生物調査、森林学習等の自然観察により、環境問題に対する理解を深め、自然環境を大切にしようとする心情を培いました。

第２節　環境への負荷低減

（１）地球温暖化対策の推進

　市内全域における地球温暖化対策の方針を示すとともに、その対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成23年3月に長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定しています。この計画に基づき、ながはまグリーンカーテンコンテストとエコドライブ講習会を開催しました。

　ながはまグリーンカーテンコンテストでは、市民の地球温暖化対策に対する意識の向上を図るため、室内の壁面の温度上昇を抑える効果がある、グリーンカーテンに取り組んでおられる家庭や事業所を募集しました。35点の応募があり、家庭部門・事業所部門の各6点を表彰して、その取り組み内容を広く紹介しました。

　エコドライブ講習会では、エコドライブの普及により、自動車から排出されるCO_2を削減するため、環境に配慮した自動車の乗り方を市民に取り組んでいただけるよう、エコドライブ講習会を開催しました。9名の参加者には、実際に測定器付き教習車で路上や教習所内のコースを走行していただき、講習前後の燃費の差を体験していただきました。

　また、森林整備、治山事業、間伐など森林管理に努めることで、森林吸収源対策を図りました。

　市役所では、従来のエコオフィス活動の取り組みに加え、電力需要が増える夏季及び冬季に照明の間引き等、節電への取り組みを強化し、温室効果ガスの排出削減に努めました。

　また、公用車更新時には低公害車・低燃費等の環境負荷の小さい自動車を率先して導入し、平成２３年度には電気自動車も導入いたしました。

市で管理している防犯灯をLED照明灯に交換し、照明の長寿命化及び低消費電力化を図りました（H25年度実績：869灯）。また、自治会設置の防犯灯をLED照明灯に交換される際に、一定額を補助し、蛍光灯と比較して経済的なLED照明灯の普及促進に努めました（H25年度実績：460灯（179自治会）） 。

自治会館を対象に、太陽光発電システム及び蓄電池を設置する事業に対して補助制度を設け、再生可能エネルギーの普及促進及び自治会集会所の防災機能の向上を図りました（H25年度実績：2自治会）。

第５章　まちの個性と魅力の創出

第１節　水辺とみどり

（１）公園・緑地の整備

長浜市みどりの基本計画に基づき、多面的なレクリエーション拠点ならびに広域的な防災拠点である神照運動公園の第2期整備の工事を完了しました。

都市公園の整備状況を見ると、都市公園の数は36か所と変化がありませんが、神照運動公園を拡張したことで都市公園の総面積が164.59haに増加しましたので、一人あたりの都市公園面積も13.46m²に増加しました。

また、地域住民と連携しながら公園・緑地などの維持管理を図るため、 28ヶ所の街区公園等の管理を地域に委託しました。

長浜市開発事業に関する指導要綱及び長浜市中高層等建築物に関する指導要綱において、開発区域の20%以上の緑地を確保することと150㎡以上の公園の設置を定め、指導を行いました（73件） 。

植樹帯の維持管理を行い緑化に努めました。

みどりへの市民意識の高揚をはかるため、お花の寄せ植え教室を開催し、11月24日には浅井ふれあいの里でプリザーブドフラワー教室も開催しました（参加者60人)。

家庭や地域における緑化を推進するため、緑化を推進する自治会などの団体活動に対して補助を行いました。

緑化支援の状況（平成25年度）

事　業　名	内　　　容　　　等	
長浜市緑化推進事業	●緑のまちづくり推進事業　10団体	●生垣による緑化推進事業　1件
生活環境緑化事業 （緑の募金還元事業）	●苗木配布事業　施行箇所 47箇所 ●淡海の巨木・名木次世代継承事業	植栽樹木数 1,521本　支柱 366本 長浜市余呉町坂口自治会「菅山寺のケヤキ」 長浜市高月町西物部自治会「西物部野神のケヤキ」 長浜市高月町唐川一本杉の会「唐川の一本杉」

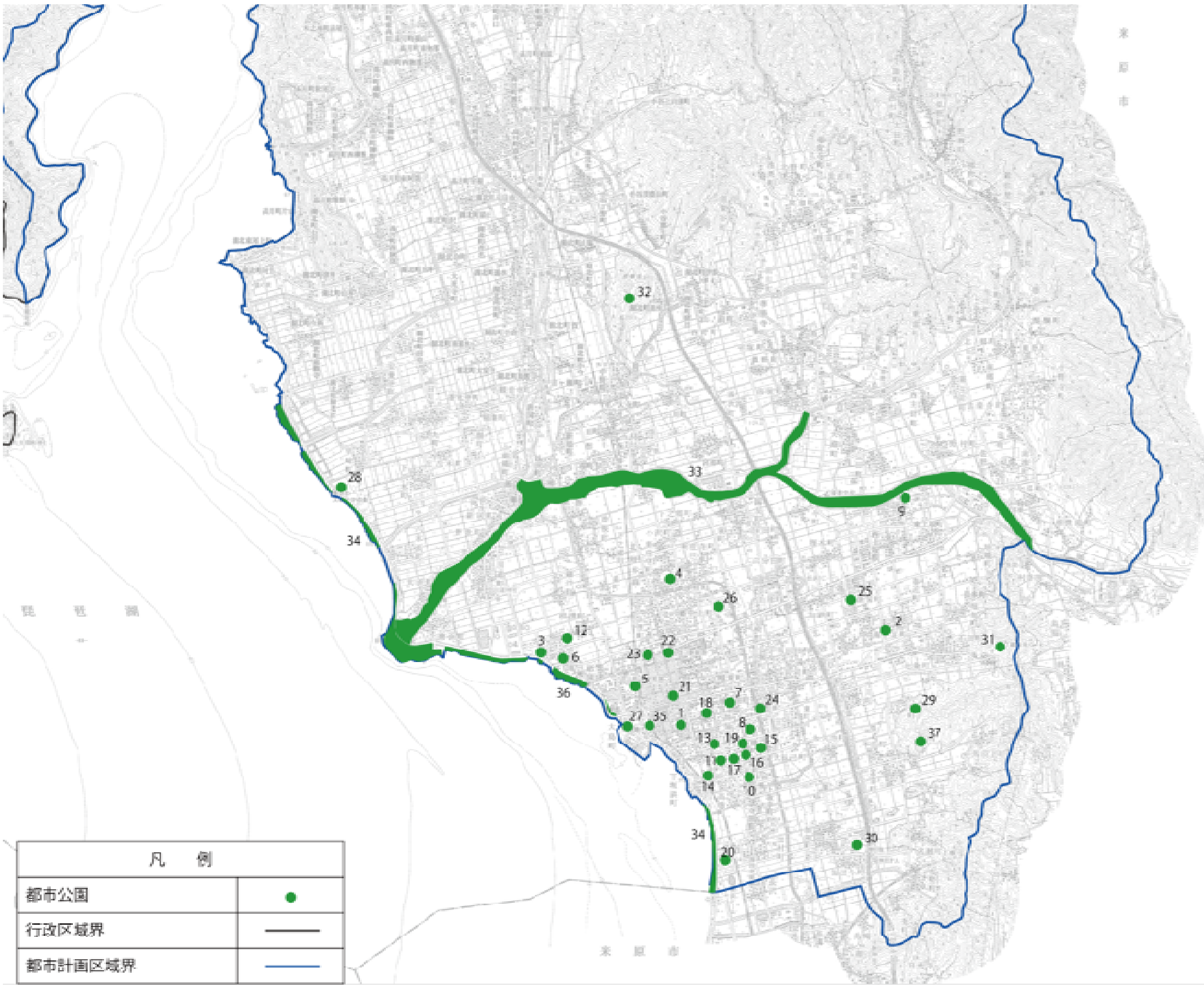

【街区公園】
1．あけぼの公園
2．南小足公園
3．緑ヶ丘公園
4．新庄公園
5．殿町公園
6．相撲公園
7．東高田公園
8．勝町公園
9．千草公園
10．大戌亥公園
11．弥高町公園
12．相撲西公園
13．弥高北公園
14．さいかち公園
15．勝東公園
16．勝中央公園
17．勝西公園
18．南高田公園
19．四ツ塚みらい公園
20．田村辻町公園
21．金屋公園
22．大通寺公園

【近隣公園】
23．梨木公園
24．長浜中央公園
25．加納白山公園

【地区公園】
26．神照運動公園

【総合公園】
27．豊公園
28．奥びわスポーツの森

【特殊公園】
29．八条山公園
30．神田山公園
31．石田山公園
32．虎御前山公園

【緑地】
33．姉川緑地
34．琵琶湖岸緑地
35．舟町公園
36．琵琶湖岸緑地
（細江地区）

【墓園】
37．松の岩公園

第２節　歴史と文化

（１）歴史・文化遺産の保存・活用

　長浜では、黒壁に代表される歴史文化を活かしたまちづくりが行われていますが、このような歴史の掘り起しと、その魅力の発信を行っている全国の各地域を集めて、戦国歴史アワードを開催しました。また、国指定重要無形民俗文化財である「長浜曳山まつり」の継続公開を支援して、情報発信を行うことによって観光客の誘客を図りました。
　大通寺等の指定文化財の防災設備などの保守点検、名勝庭園の荒廃防止等に対して、所有者へ補助金の支援を行い、文化財の維持管理に努めるとともに文化財の保存活用を推進しました。長浜曳山祭りなどの有形民俗文化財・無形民俗文化財の保存修理・保存伝承に対して、補助金の支援を行い、伝承の維持に努めるとともに文化財の保存活用を推進しました。
　長浜城歴史博物館は昭和58年に開館し、平成25年度に30周年を迎えました。観光施設を併せもつ博物館として湖北地域の歴史・文化に関する展示を行い、特に大阪城との姉妹城締結30周年記念事業として、特別企画「羽柴秀吉天下統一への足跡」を開催しました。そのほか企画展「北近江の地震」「長浜ゆかりの雛人形展」、特別陳列「長浜ゆかりの考古資料展」等の地域に焦点をあてた展示会を開催し、本市の歴史・文化の魅力を発信しました。
　浅井歴史民俗資料館では、企画展として「江戸時代の下草野の村々」「第11回終戦記念展」「湖北の鍛冶-下草野鍛冶-」など、地域の歴史を掘り下げて、地域に密着した展示を行いました。また、地域の伝統的な暮らしに関する講座を開催するとともに、歴史・文化に関する体験教室の開催や、教育普及の一環として小中学生を受け入れ「昔の暮らし体験」を地域ボランティアと連携し開催しました。
　高月観音の里歴史民俗資料館は、湖北の特色ある仏教文化に関する企画展「観音の里のホトケたち」を開催するとともに、布施美術館所蔵の片山雅洲名品展や、雨森芳洲資料の展示公開し、観光客の誘致を図り、湖北地域の文化の発信に努めました。さらに、一般向けの観音検定や、小中学生を対象とした観音ジュニア検定や、地域学講座を開催し、地域における歴史・文化の普及に努めました。

（２）市民文化活動の推進

長浜の伝統や文化を大切にしつつ、まちの新しい生き方を発見し、これからの生涯学習のまちづくりを推進していくことを目的に、第25回生涯学習大学講座「長浜学」を開催しました（全4回：受講者延べ596人）。

また、自然環境や歴史、風土が創り上げた地域の特性を活かし、郷土を誇りに思う心や郷土を愛する心を育むことを目的に、市内小学4～6年生を対象にした『子ども長浜学』を開催しました（全7回：受講者延べ216人）。

クラシックコンサートなどの鑑賞型、地元文化活動育成支援事業を19事業開催して、市民で構成される実行委員会を中心に、長浜市芸術文化祭、長浜音楽祭を開催しました。

第65長浜市美術展覧会には、6部門384点の作品が出品され、来場者は2,141人でした。ユネスコ活動を推進し、第15回「わたしのまちのたからもの絵画展」では251点の作品の応募があり、市内3会場を巡回展示しました。

第３節　まちなみ景観

（１）地域美化の推進

琵琶湖の日（7月1日）に、長浜市湖岸一帯（西浅井町塩津浜から米原市境界、西野水道周辺、余呉湖一帯）で琵琶湖一斉清掃を行いました（参加者約1,300人（約70自治会）、事業所等約80団体、ごみ収集量　可燃1.4トン、不燃2.3トン）。

また、長浜・北びわ湖大花火大会において、ごみの持ち帰りを看板やアナウンスなどで啓発しました（参加人数約700人）。

道路を守る月間（8月）について広報し、市民の道路愛護意識が高まるよう努めました。

11月24日から12月8日までの間に実施された「県下一斉清掃運動」には、市役所と75自治会が参加し、可燃ごみ1.0トン・不燃ごみ5.7トンを回収しました。

自治会等が実施する河川・側溝清掃等地域美化活動に対しては、ダンプの配車等による支援を行いました（113自治会）。

平成26年4月1日には、北国街道木之本宿を新たに景観形成重点区域として指定しました。

第４節　生活空間

（１）交通環境のバリアフリー化の推進

　道路や歩道への放置自転車については、道路パトロール及び市民からの通報により、撤去・保管・処分を行いました。

　また、長浜駅前・田村駅前自転車放置禁止区域にて、放置禁止啓発を行うとともに年間321台の撤去を行い、公共の場所の良好な環境の確保に努めました。

放置自転車等移動保管台数

区　　分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
放置自転車等移動保管台数	356台	270台	313台	264台	321台

市民協働推進課調べ

（２）公共施設などのバリアフリー化の推進

　改修や新設の際に誰もが使いやすい施設となるようバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮しました。

　また、店舗のバリアフリー改修工事費に助成を行いました（H25年度実績：14件、3,717千円）。

第６章　行動と連携による環境まちづくりの推進

第１節　環境教育・学習

（1）学校での環境教育の充実

小学校4年生を対象に、県事業である森林環境学習「やまのこ」を実施し、荒神山少年自然の家、高山キャンプ場、サイクリングターミナル等で活動することで、自然への関心を高め、森林への理解を深めることができました。

また、中学校1年生を対象に、宿泊体験学習を各地の青少年自然の家や県内宿泊施設で実施し、登山や自然体験を通して学習を深めました。

● 長浜市水生生物少年少女調査隊事業

平成25年度調査隊は、隊員566人が水生生物調査を中心に以下の活動を行いました。

・各小学校の校区内の河川の調査ポイントを年1回程度調査し、川の中の生き物の種類や数を調べて、川の汚れ具合を調査した。

・身の周りの環境について日常生活で気づいたことを「環境日記」として記録した。

・夏休みに隊員が集い、調査活動の報告等を行う「交流会」を実施した。

以上の活動内容を「調査報告書」として冊子にまとめ発行した。

【長浜市水生生物少年少女調査隊】

■組織の概要

長浜市から河川の調査委託を受けるかたちで昭和62年に始まり、平成25年度で27期目をむかえました。市内27小学校の3～6年生の有志（毎年公募）と、各小学校の同調査隊の指導教諭（水生生物少年少女調査隊指導者連絡会）で構成されています。通算4,827人の隊員が指導教諭のもと調査隊活動を実施しています。

■活動の目的

子どもたちが川で遊び、楽しみながら川の中にすむ生き物を調べることによって、川の実態を知り、環境を見る目を養い、身近な環境への関心を高め、環境づくり活動のリーダーを育成することを目的としています。

■活動の概要

隊員たちは、各小学校区内の川に入り、底にすんでいる生き物の種類や数を調べて、その川の汚れ具合などを判定します。また、普段の生活や活動を通じて身近な環境について気づいたことや感じたことを「環境日記」に記録します。一連の活動は、調査報告書にとりまとめ発行しています。

（2）家庭や地域、職場での環境学習の充実

① 環境学習の機会・場の提供

● 琵琶湖水鳥一斉観察会の開催

冬の水鳥観察を通じて長浜に飛来する水鳥に親しみ、ラムサール条約登録湿地である琵琶湖の重要性について考える機会として、世界湿地の日（2月2日）に水鳥観察会を開催しました（参加者38人）。

● 公民館等事業での環境・ＥＣＯ学習講座の開催

「大阪ガス環境学習地球に優しいラーメン作り」「環境体験学習（田植え・さつまいも苗植え等）」「クリーン大作戦」「竹林環境美化（竹炭つくり）」「サマーキャンプ」「ネイチャークラフト」等、様々な環境学習を実施しました。

● ヨシ植えの開催（ながはまアメニティ会議）

身近な環境を考えるべく、とりわけ私たちの暮らしと密接な関係である琵琶湖への感謝の気持ちを込めて、水質浄化や湖岸の侵食防止をはじめ、魚や水鳥たちのすみかとして大切な役割を果たしている「ヨシ」を下坂浜町地先に植えました。（参加者約50人）。

● 長浜市エコスクールチャレンジコンテスト

長浜市地球温暖化対策実行計画において、温室効果ガス排出削減計画として掲げている公共施設の省エネ・省CO_2化推進を図るため、さまざまな環境問題に取り組んでいる各学校にグリーンカーテンの実施を呼びかけるとともに、各学校の環境保全に向けた取り組みを評価し広く紹介しました。23校の参加があり、4校を表彰しました。

● 身近な自然環境調査

「豊かな自然の維持・回復」をめざすための取組みを推進するため、市民と協働で「身近な自然環境調査」を実施しました。H25年度は「チョウ」を指標とし、市民から寄せられた情報をもとに、「チョウマップ」を作成しました。作成したチョウマップは10月12日に行われた消費生活フェアなどで展示しました。

● 淡海生涯カレッジ長浜校

滋賀県教育委員会、長浜市が主催する「淡海生涯カレッジ長浜校」では、環境やバイオについての講義、フィールドワーク、現地研修、実験実習等を実施しました。受講者35人、修了者30人でした。

● リサイクル工作コンテスト

リサイクルやごみ減量の意識の高揚を図るため、「リサイクル工作コンテスト」を市内の小学生を対象に実施しました。784点の出品があり、入賞者27人を表彰しました。

② 環境学習体制の準備

環境活動リーダーを育成するため、市民を対象に環境推進員研修等を開催しました。

また、環境教育担当教諭等を対象に、滋賀県総合教育センターや夏休み中の出前講座などで研修や講習を受講することによって、指導力の向上と新たな情報収集による指導内容の充実に努めました。

● 湖北野鳥センターの取り組み

野鳥を中心に湖北の湖岸の自然環境を守るため、以下の３つ の事業に取り組みました。

１．自然保護の普及啓発と環境学習

２．鳥類を中心とした自然物の研究および情報発信

３．琵琶湖岸の自然環境の保全活動

１．自然保護の普及啓発と環境学習

センター周辺の琵琶湖岸は、豊かな自然環境が残されており、多種多様な生態系を創り出しています。また地域の人々の生活も、自然に密着した部分が数多く残されています。

このような立地を活用し、多くの人々に観察や体験を通じて、自然環境の保護や人と自然の共生について考える機会を与え、環境を学び知識を深める場を提供しています。

（1）センター内外での自然解説・観察指導

センターの来館者に、観察できる野鳥や湖岸の自然について詳しい解説を交えながら観察指導を行いました。

また、学校・園へ直接赴き環境学習の外部講師としての活動も積極的に行いました。

・平成25年度入館者数　　23,121人（88団体、36校・園を含む）

・講師派遣　37校・園（17学年）、公民館、生涯学習・文化スポーツ課主催行事など

（2）企画事業

・定例観察会　　　　毎月1回開催　　のべ278人参加

・鳥のおはなしの会　毎月1回開催　　のべ242人参加

・探鳥会　　　　　　隔月1回開催　　のべ103人参加

・愛鳥週間ポスター展（第24回）　　応募総数142点（6保育・幼稚園 8小学校 2中学校）

・湖北野鳥（第26回）

・風景（第10回）写真コンテスト　　応募総数215点（99名）

・自然環境学習プログラム「こほたん」 市内小学生の親子　のべ530人／20日

　昨年まで続けてきたプログラムを拡充、月2回の定期的なクラブ活動とした。

・特別企画展

四季折々の自然の展示を行いました。

・春～初夏の生き物展　　・湖北の湖岸の生き物展　　・世界湿地の日とカモ展

・KBC48選抜総選挙（H25年度に一位になった鳥：夏はオオルリ、冬はオシドリ）

２．鳥類を中心とした自然物の研究および情報発信

県内の唯一の野鳥専門の機関として情報収集・研究を行いました。

また全国の諸施設と連携した取り組みや、当センターからの情報発信なども行いました。

（１）コハクチョウ・オオヒシクイをはじめ、その他の野鳥の生息記録情報などの収集・保存・提供

（２）月１回の野鳥・湿地センターだよりの発行

（３）ホームページによるセンター周辺の自然の情報発信

（４）鳥インフルエンザ検査対象種の同定協力

県・大津市・守山市・東近江市など

（５）他の施設や、関係団体との連携

博物館の夏祭り　　博物館協議会

彦根市　ビバシティ彦根

藤前干潟ふれあいデー2013　　藤前干潟

名古屋市　藤前活動センター

環境フェスタ2013　　青年会議所

奥びわスポーツの森

宍道湖・中海・豊岡の子どもたちと交流会

米子水鳥公園、ゴビウス（島根県）

豊岡市コウノトリキッズ

愛鳥週間ポスター展
金賞作品

３．琵琶湖岸の自然環境の保全活動

県内有数の豊かな自然が残るセンター周辺の湖岸域を守るために保全活動を行っています。

（１）湖岸域のモラルの啓発

・「琵琶湖のレジャー適正化に関する条例」の呼びかけ

・カメラマン、釣りなどの湖岸利用者へのマナー啓発

（２）傷病鳥の保護

オオワシ

第２節　環境まちづくり

（１）市民の取組の促進

環境問題を考えるうえで、市民一人ひとりが賢い消費者になることが重要であるとの考えから、長浜市消費学習研究会の活動を支援しました。

地域における環境保全活動を推進するリーダーの育成を図るため、環境推進員研修会(参加者187人)および環境推進委員説明会（参加者339人）を開催しました。

ながはまアメニティ会議主催の「長浜市環境にやさしい日」や、長浜市消費学習研究会主催の「長浜市消費生活フェア」の開催支援など市民が環境活動に参加できるよう、機会の提供を行ないました。

● 長浜市「環境にやさしい日」事業

市民一人ひとりが環境の保全と創造についての理解と認識を深めるため、3月23日に六荘公民館で「地球にやさしい生活を体験しよう」（来場者数約600人）を行いました。

【環境にやさしい日】

市民、事業者等の間に広く環境の保全と創造についての理解と認識が深まり、環境の保全と創造に関する活動への参加意欲を高めるために、長浜市環境基本条例にて、春分の日を「環境にやさしい日」として制定。

（２）事業者の取組の促進

滋賀県立長浜ドームにおいて、10月24日から10月26日までの間、びわ湖環境ビジネスメッセ2013を開催しました（参加企業数314社）。

びわ湖の日（7月1日）に開催した琵琶湖一斉清掃では、約60の事業所が活動に参加しました（事業所からの参加者数約700人）。

（３）市の取組の推進

市では長浜市環境基本条例に基づく長浜市環境基本計画のめざす「自然とひとがともに生きる環境重視のまち」をつくるための取り組みを、市民、事業者、市等が協働・連携して進めています。こうした取り組みの中で、市自らが先頭に立って組織的な環境保全の取り組みを進めていくため、エコオフィス活動の取り組みの一環として、アイドリングストップなどエコ運転の励行、片道１㎞未満の場所への自転車・徒歩移動に努めました。

また、長浜市公用車適正管理計画に基づき公用車の台数削減等に取り組み、公用車の排出ガスの抑制に努めました。

長浜市役所における環境への負荷を低減するための取組み一覧

環境目的	No.	事業活動
コピー用紙の削減 （アメニティの削減）	1	決裁添付文書および会議文書の両面使用
	2	ファックス送信文書をなくすために送信用ゴム印をつくる
	3	裏紙で利用できるものとできないものの区別をしてなるべく裏紙利用する
	4	全職員配布を止め、回覧にする
	5	掲示板を設けて簡易な事務連絡等に利用（互助会事業の通知等）
	6	各種通知等については、行政情報ネットワークを使用する
	7	各課別、種類（コピー、輪転機、それ以外）別に使用枚数を監視測定する
上水使用量の削減	8	こまめに蛇口を閉める
	9	内部会議でお茶を出さない
	10	節水コマの導入
	11	トイレの2度流し禁止
	12	漏水の再発防止、予防措置を手順書に追加する
パンフレット・カタログ・委託印刷物の削減	13	ホームページを活用する
	14	イベントや事業の開催通知、簡易な啓発、周知、連絡事項等は広報ながはまを利用する
	15	広報ながはまの各課配布数を減らす
ガソリン使用量の削減（軽油使用量の削減）	16	片道1㎞未満の場所へは、自転車、徒歩で行く
	17	遠距離は原則公共交通機関利用（近距離公用車利用禁止）
	18	アイドリングストップの徹底
	19	ガソリン・軽油の使用量を各課別月別に算定し、対前年同月を目標値として設定する
	20	公用車の更新時において適応車種があれば、ハイブリッド車に替えていく
都市ガス使用量の増加抑制（灯油使用量の増加抑制）	21	冷暖房期間中のフィルターの掃除（6月および11月に各1回以上）
電気使用量の削減	22	朝、昼休み等機器の電源を切る（窓口部分のみ点灯）
	23	OA機器の不用電源消灯（使っていないときはこまめに消す）
	24	夜間残業時、点灯部分を最小限にする
	25	晴天時の窓際消灯
	26	リフレッシュデーの徹底のため、実施回数を記録し監視する
	27	東別館エレベーターの職員利用の自粛
	28	各課に重点行動を定める
	29	本館空調機の運転時間の削減
一般ゴミ排出量の削減	30	私的なチラシ類は持ち帰る
	31	再利用できるものは再利用する（封筒、ひも等）
	32	私的ゴミは持ち帰る
	33	事業所用可燃ごみ指定袋の搬出数を記録する
	34	執務室および給湯室等の整理・整頓をする
新聞紙排出量の増加抑制	35	新聞紙の排出量を管理する
雑誌、カタログ、パンフレット、ダンボール、帳票類の増加抑制	36	私用雑誌、パンフレットの持ち帰り
	37	カタログ、パンフレットは必要なもの以外は受け取らない（必要なものだけ購入する）
	38	業者の持ち帰り
不燃ゴミ等排出量の増加抑制	39	業者への引き取り
	40	私的ゴミの持ち帰り
	41	備品類消耗品等について再利用可能かどうかを検討し、再利用できるものは再利用する
	42	消耗品類は詰め替え可能製品を使用する
公共事業による環境影響の増加抑制	43	公共工事環境配慮手順書による公共工事の管理

（4）パートナーシップの構築

① 様々な活動をつなぐ機会や情報の提供など

● 米川支流環境づくり協議会

市街地の中心を流れる川幅 2メートル前後、長さ800メートルの小さな河川である米川支流で、約2か月に1回の河川パトロール（河川清掃）を実施し、人の暮らしと川との密接な関わりを取り戻そうと地道な活動を展開している米川支流環境づくり協議会に対し支援・サポートを行いました。

● ながはまアメニティ会議

市民、各種団体および事業者の総意と英知により、市民の手によるアメニティながはまをつくりあげ、健康で文化的な市民生活の実現に資することを目的とするながはまアメニティ会議は、米原市の姉川上流域の活動団体との交流会や、水鳥観察会、ヨシ植え、星空観望会、長浜市「環境にやさしい日」に行う身近な環境づくりに取り組む市民の表彰など、環境まちづくり行動を育てる取り組みを展開し、良好な環境の保全・創造へとつながる活動を行っています。長浜市では、これらの活動に対し支援・サポートを行いました。

● 長浜市消費学習研究会

消費者知識の向上と、環境に配慮した生活を実践することを目的とする長浜市消費学習研究会は、健全な消費環境生活を送るための啓発・情報発信活動として『くらしの小窓』を年2回発行、資源を有効活用するためのリサイクル事業としてフリーマーケットやリフォーム教室の開催、その他環境に配慮した暮らしや消費者意識向上を目指した事業として視察研修や各種学習会の開催、調査等を行いました。長浜市では、これらの活動に対し支援・サポートを行いました。

第３節　環境情報の提供・整備

（１）環境情報の収集

環境年次報告書等により、環境の現状、施策の推進状況などに関する情報の収集・提供を行いました。また、市民や事業者などの環境活動に関する情報の収集・提供を図るため、行政出前講座（27回、参加者1,424人）を行いました。

（２）環境情報の提供

広報ながはま市ホームページ、湖北野鳥センターにおいて環境情報を提供しました。

市内の図書館（6館）では、環境に関する資料（一般用／児童用）を積極的に収集しています。

夏休みの工作教室や秋の「図書館のつどい」では、図書館の本を参考に、ペットボトルや紙コップなど身近な材料を使ってあんどんやけん玉を作りました。

また、リサイクルブックフェアを2回開催し、図書館で除籍した本などを市内の公共機関や市民の皆様にお譲りし、活用いただきました。

資　　料　　編

第１章　環境調査結果

第１節　水質調査結果

１　概要

市内の主要な河川の水質の状況を把握するため、昭和 48 年度から調査を実施しており、平成 25 年度についても、41 地点において健康項目、生活環境項目について調査を実施しました。

２　調査地点

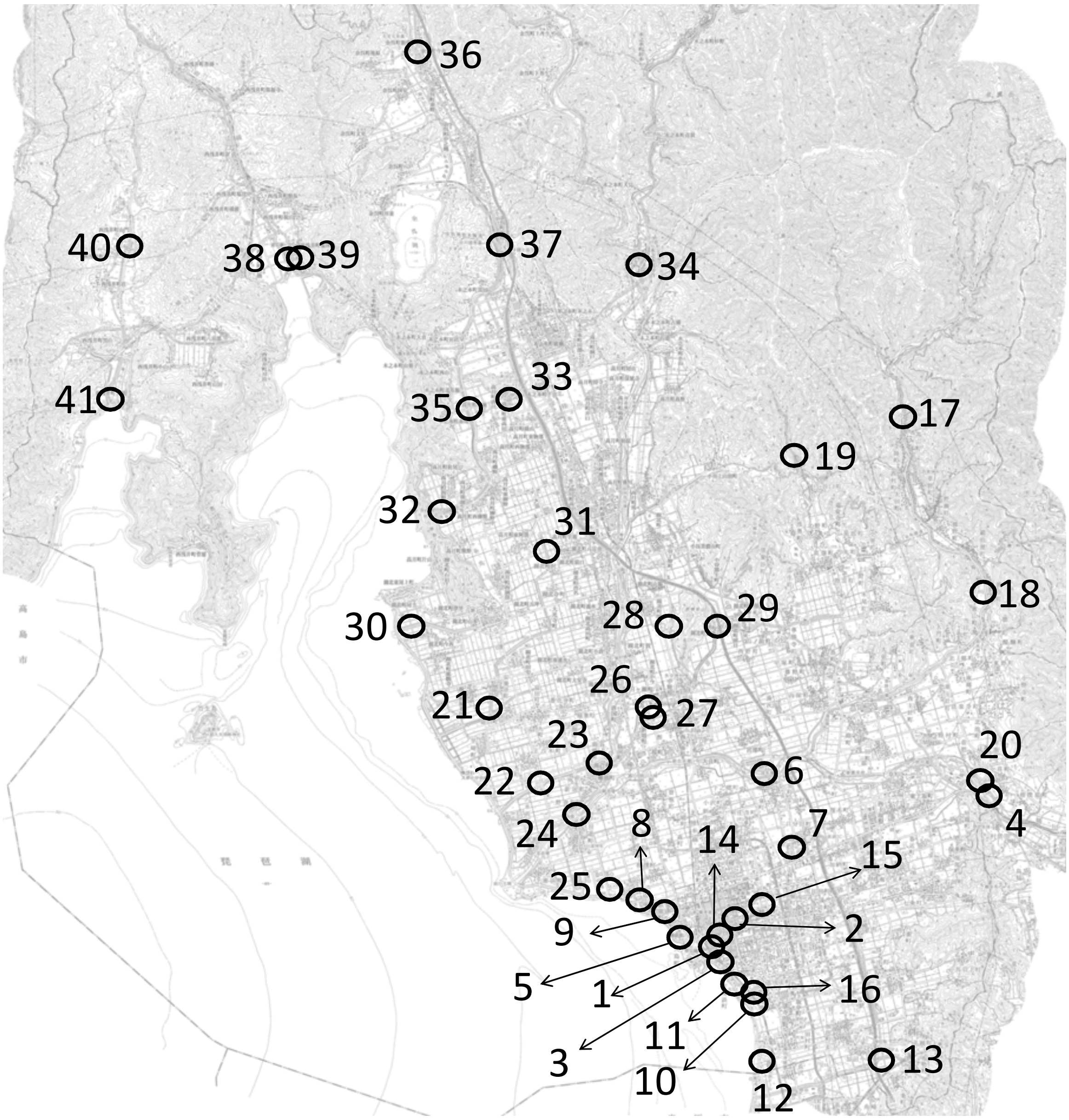

平成 25 年度　河川採水内容

項目				基礎項目			生活項目					その他							健康項目																					
区域/河川No./				気温	水温	透視度	pH	大腸菌群数	SS	DO	BOD	COD	全りん	全窒素	(ケルダール窒素)	(亜硝酸性窒素)	(硝酸性窒素)	陰イオン界面活性剤(MBAS)	カドミウム	シアン	鉛	六価クロム	PCB	総水銀	ひ素	ジクロロメタン	四塩化炭素	1.2-ジクロロエタン	1.1-ジクロロエチレン	シス-1.2-ジクロロエチレン	1.1.1-トリクロロエタン	1.1.2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1.3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン
旧長浜区域	1	米川河口	朝日町	毎月														年4回					1回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2	米川中流	宮前町																				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3	十一川河口	朝日町																				1回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4	姉川口	東上坂町																				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5	三六堀川河口	公園町																				1回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	6	姉川国友	国友町																				-	年2回		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	7	平田川	山階町	年4回														年1回					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	8	大井川河口	祇園町	年2回																			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	9	旧大井川河口	末広町																				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	10	五井戸川河口	高橋町																				1回	年1回																
	11	打越川河口	平方町	年4回																			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	12	南川河口	田村町	年2回														年2回					-	年2回		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	13	土川	布勢町															年1回					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	14	米川支流神明神社	朝日町	年4回																			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	15	八幡川	八幡東町																				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	16	長浜新川	大戌亥町																				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東浅井区域	17	草野川上流	高山町	年4回											-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	18	草野川中流	岡谷町												-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	19	田川上流	谷口町												-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20	姉川今荘	今荘町												-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	21	丁野木川河口	安養寺町												-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	22	田川河口	下八木町												-	-	-	-	-	-	-	-	-	年1回																
	23	高時川	落合町												-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	24	姉川河口	南浜町												-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	25	川道川	川道町												-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	26	田川中流	月ヶ瀬町												-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	27	七縄川	月ヶ瀬町												-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	28	西川	湖北町河毛												-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	29	三条川	湖北町別所												-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30	余呉川河口	湖北町今西												-	-	-	-	-	-	-	-	-	年1回																
伊香区域	31	丁野木川中流	高月町宇根												-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	32	西野放水路	高月町西野												-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	33	赤川	高月町唐川												-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	34	高時川上流	木之本町川合												-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	35	余呉川中流	木之本町赤尾												-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	36	余呉川上流	余呉町新堂												-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	37	余呉湖出口	余呉町坂口												-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	38	大川河口	西浅井町塩津浜												-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	39	大坪川河口	西浅井町塩津浜												-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	40	大浦川上流	西浅井町山門												-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	41	大浦川河口	西浅井町大浦												-	-	-	-	-	-	-	-	-	年1回																

３　調査結果

①昨年との比較

有機汚濁項目であるＢＯＤは、概ね低値で推移していました。

また、全窒素、全リンについてはともに大きな変動はありませんでした。

ＳＳは低い値で推移しており、大腸菌についても昨年同様に、概ね市街地や河口部で値が高くなっていました。

			BOD (mg/l)		COD (mg/l)		SS (mg/l)		全リン（T-P） (mg/l)		全窒素（T-N） (mg/l)		大腸菌群数 (MPN/100ml)		DO (mg/l)	
地域／No.／河川名			24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
旧長浜区域	1	米川河口	0.9	0.8	1.9	2.0	4	2	0.103	0.098	0.82	0.86	7908	19135	12	10
	2	米川中流	0.6	0.6	1.7	1.6	7	2	0.085	0.063	0.81	0.75	4013	10296	11	11
	3	十一川河口	0.8	0.9	1.9	2.3	4	2	0.100	0.081	0.78	0.81	10583	21333	12	11
	4	姉川口	0.5	0.6	1.3	1.8	4	5	0.025	0.025	0.62	0.62	2156	11785	11	11
	5	三六堀川河口	0.7	0.6	1.4	1.6	3	1	0.089	0.077	0.90	0.85	14798	10366	14	12
	6	姉川国友	0.5	0.6	1.3	1.5	3	4	0.031	0.039	0.73	0.75	2912	31012	11	11
	7	平田川	0.6	0.9	1.9	2.4	3	4	0.052	0.067	0.92	0.95	7798	63523	11	11
	8	大井川河口	0.5	1.1	1.5	2.3	3	1	0.054	0.043	0.90	1.10	17745	18650	9.4	9.0
	9	旧大井川河口	0.5	1.2	1.7	4.1	2	3	0.077	0.065	0.89	1.02	4300	65395	9.9	9.0
	10	五井戸川河口	0.6	1.5	3.2	5.2	2	1	0.088	0.060	1.30	1.34	9200	90500	11	9.1
	11	打越川河口	1.5	1.0	3.1	2.3	5	4	0.136	0.093	0.64	0.70	15275	14875	13	12
	12	南川河口	1.4	1.7	4.4	6.3	8	5	0.203	0.074	1.95	1.70	4800	248950	9.9	8.4
	13	土川	0.8	1.9	3.9	6.8	12	6	0.117	0.083	1.43	1.81	11650	246650	9.4	8.4
	14	米川支流神明神社	1.4	0.7	2.3	1.7	4	2	0.126	0.102	0.88	0.85	11600	29950	12	12
	15	八幡川	1.0	0.9	2.9	2.4	2	2	0.089	0.062	0.87	0.77	9600	7950	14	14
	16	長浜新川	0.6	0.7	2.7	2.2	6	7	0.092	0.063	0.86	0.76	7750	7113	10	10
東浅井区域	17	草野川上流	0.5	0.5	0.9	0.9	1	2	0.017	0.020	0.41	0.37	403	2238	12	11
	18	草野川中流	0.5	0.5	0.9	1.1	1	3	0.025	0.027	0.42	0.40	1830	1773	11	11
	19	田川上流	0.5	0.5	1.6	1.7	4	5	0.044	0.033	0.53	0.47	5953	3231	11	10
	20	姉川今荘	0.6	0.6	1.0	1.3	2	4	0.023	0.030	0.48	0.49	1380	3462	11	11
	21	丁野木川河口	0.7	0.8	2.2	2.3	5	6	0.051	0.047	0.64	0.57	21815	10673	11	11
	22	田川河口	0.7	0.7	2.3	2.3	5	7	0.063	0.065	0.61	0.63	10600	7723	11	10
	23	高時川	0.5	0.5	1.1	1.1	1	5	0.016	0.050	0.40	0.34	353	3450	12	11
	24	姉川河口	0.6	0.6	1.3	1.3	2	3	0.021	0.028	0.46	0.41	1645	4555	12	12
	25	川道川	0.8	0.7	2.7	2.6	4	4	0.098	0.089	0.71	0.68	15173	15990	10	10
	26	田川中流	0.6	0.6	2.4	2.4	6	9	0.065	0.067	0.63	0.63	8000	16908	11	10
	27	七縄川	0.8	0.8	2.2	2.1	4	5	0.063	0.071	0.65	0.72	15018	6183	11	10
	28	西川	0.5	0.5	2.3	2.6	10	10	0.061	0.055	0.52	0.56	7173	14125	12	11
	29	三条川	0.6	0.6	2.4	2.4	10	13	0.112	0.080	0.69	0.65	8980	9865	11	11
	30	余呉川河口	0.6	0.7	1.9	1.8	7	7	0.074	0.066	0.72	0.71	16500	8498	9.7	9.0
伊香区域	31	丁野木川中流	0.7	0.8	2.5	2.8	9	12	0.087	0.112	0.53	0.62	10273	34005	11	11
	32	西野放水路	0.5	0.5	1.8	2.1	5	9	0.038	0.056	0.67	0.72	6750	11833	10	10
	33	赤川	0.7	0.7	2.3	2.6	9	12	0.059	0.064	0.57	0.51	14350	15883	11	12
	34	高時川上流	0.5	0.5	1.1	0.9	5	6	0.021	0.026	0.43	0.40	1995	3288	11	11
	35	余呉川中流	0.5	0.6	2.0	2.2	8	8	0.042	0.055	0.73	0.75	8678	10308	11	11
	36	余呉川上流	0.5	0.5	1.4	1.4	3	3	0.019	0.024	0.67	0.66	1788	28698	11	11
	37	余呉湖出口	0.5	0.5	1.4	1.5	3	6	0.030	0.035	0.74	0.72	9530	7620	11	10
	38	大川河口	0.5	0.5	2.0	1.9	5	4	0.041	0.042	0.71	0.64	7023	17005	11	11
	39	大坪川河口	0.5	0.5	2.1	2.6	3	4	0.056	0.084	0.71	0.77	34798	19575	9.7	9.2
	40	大浦川上流	0.5	0.5	2.1	1.9	3	2	0.009	0.053	0.40	0.37	5240	7325	11	11
	41	大浦川河口	0.5	0.5	2.1	2.1	3	3	0.080	0.081	0.58	0.54	6408	9758	9.6	9.7

※各年度に調査した値の平均値

②季節変化

毎月の調査地点におけるＢＯＤの季節変化を次に示します。

2.0㎎/l 以下の値で推移しており人口密集地ではやや高い傾向が見られました。

また、春先から夏にかけて、やや高くなっていました。

＜旧長浜区域＞

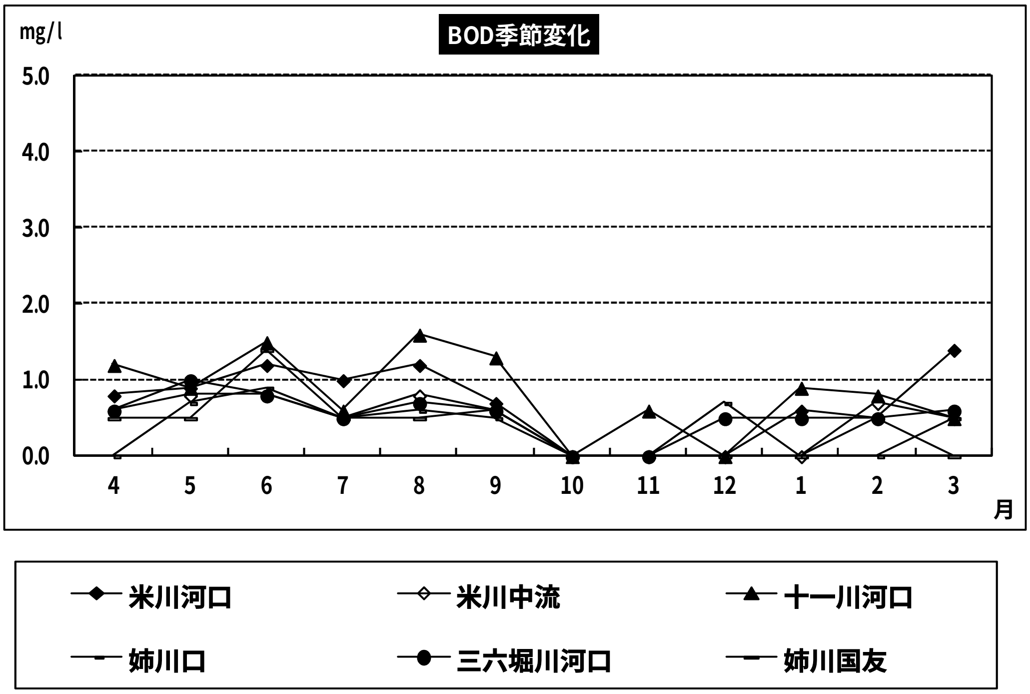

＜東浅井区域＞

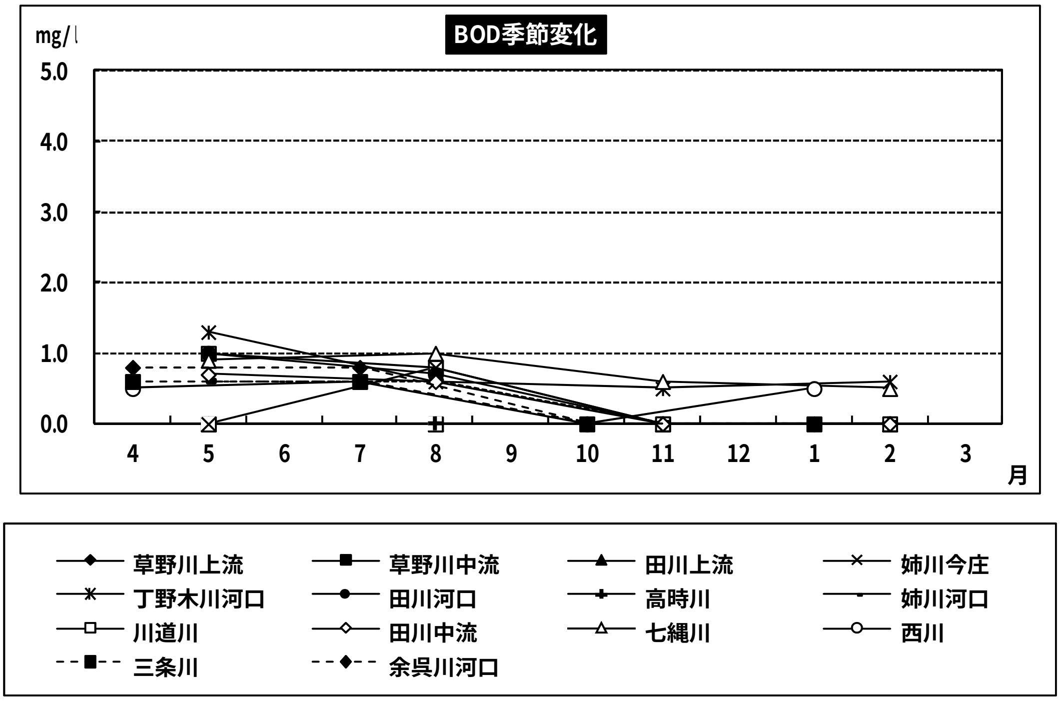

＜伊香区域＞

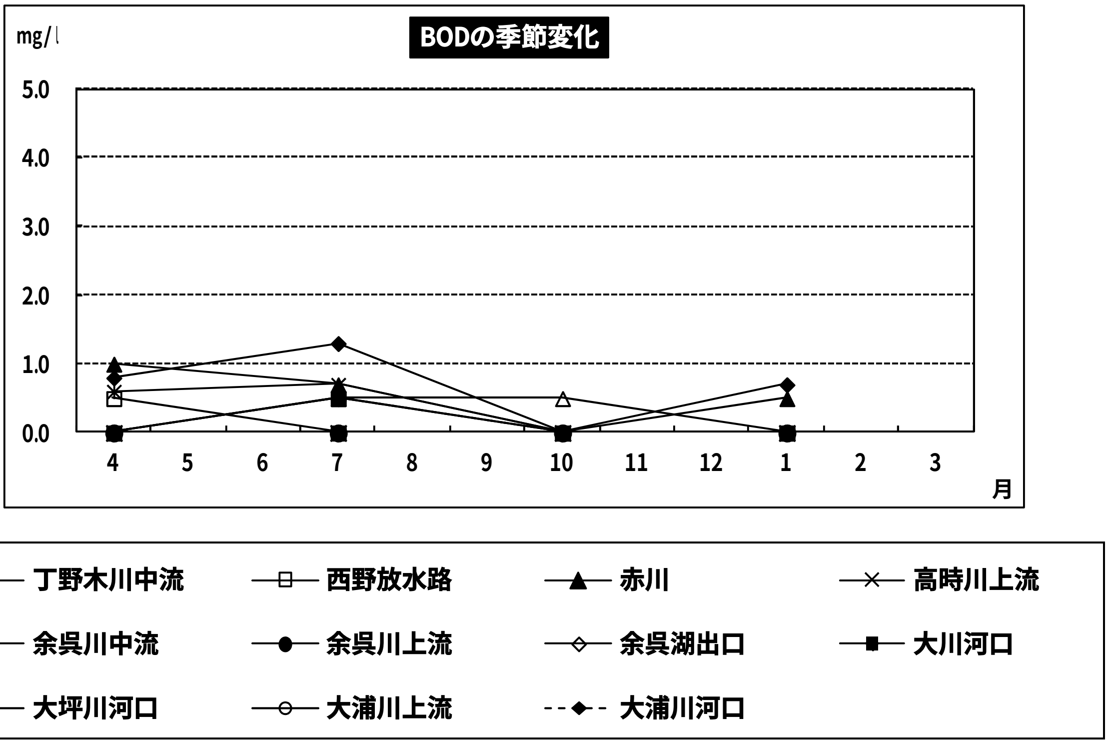

＜河川 NO.27　七縄川＞

＜河川 No.35　余呉川中流＞

③経年変化

【ＢＯＤ】

　都市部及び河口付近でやや高めの数値が出る場合がありましたが、近年は全体的に低い水準を維持できています。

＜旧長浜区域＞

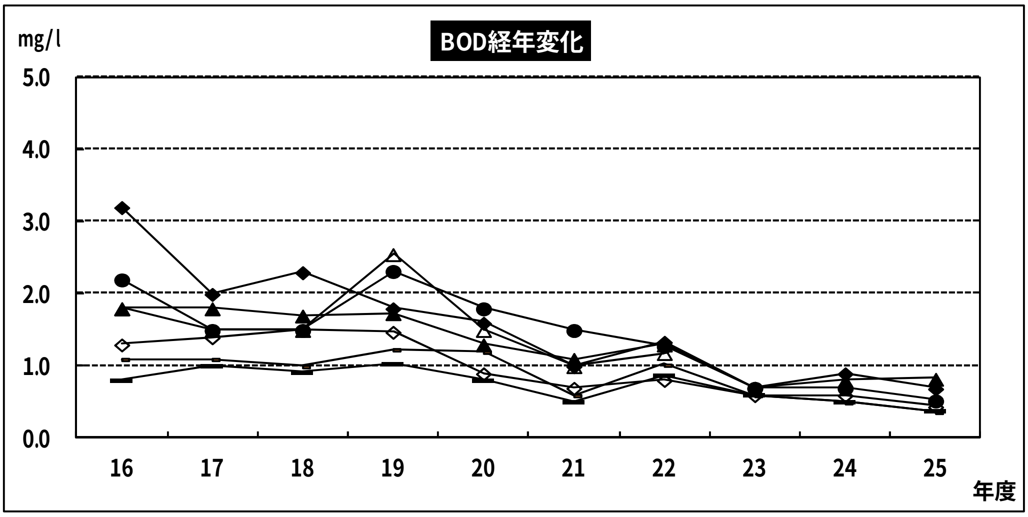

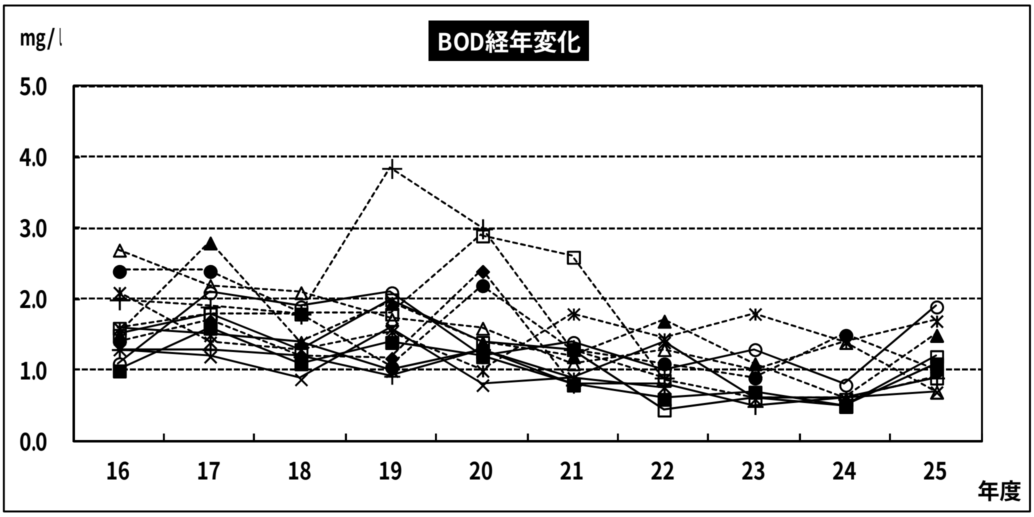

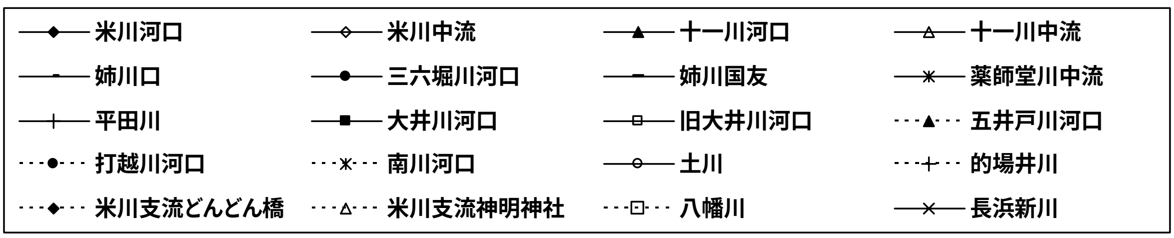

＜東浅井区域＞

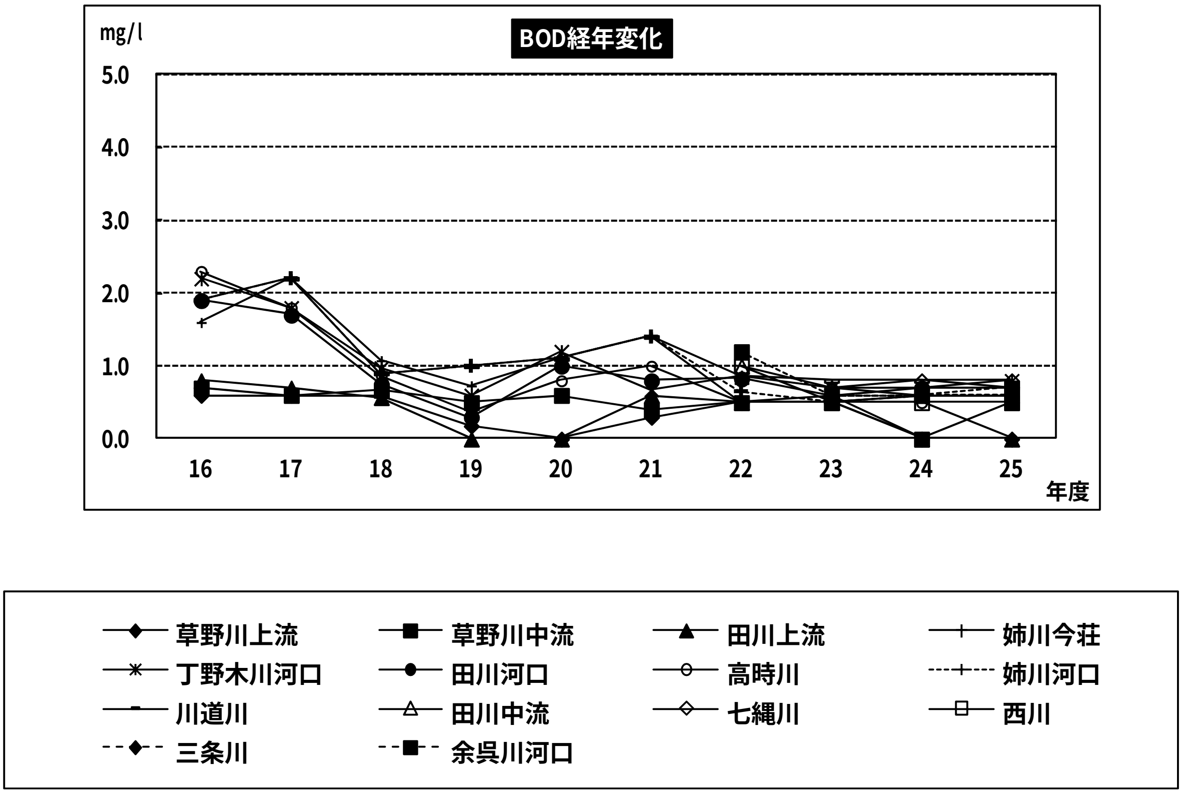

BOD経年変化
mg/l
5.0
4.0
3.0
2.0
1.0
0.0
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
年度
草野川上流
草野川中流
田川上流
姉川今荘
丁野木川河口
田川河口
高時川
姉川河口
川道川
田川中流
七縄川
西川
三条川
余呉川河口

＜伊香区域＞

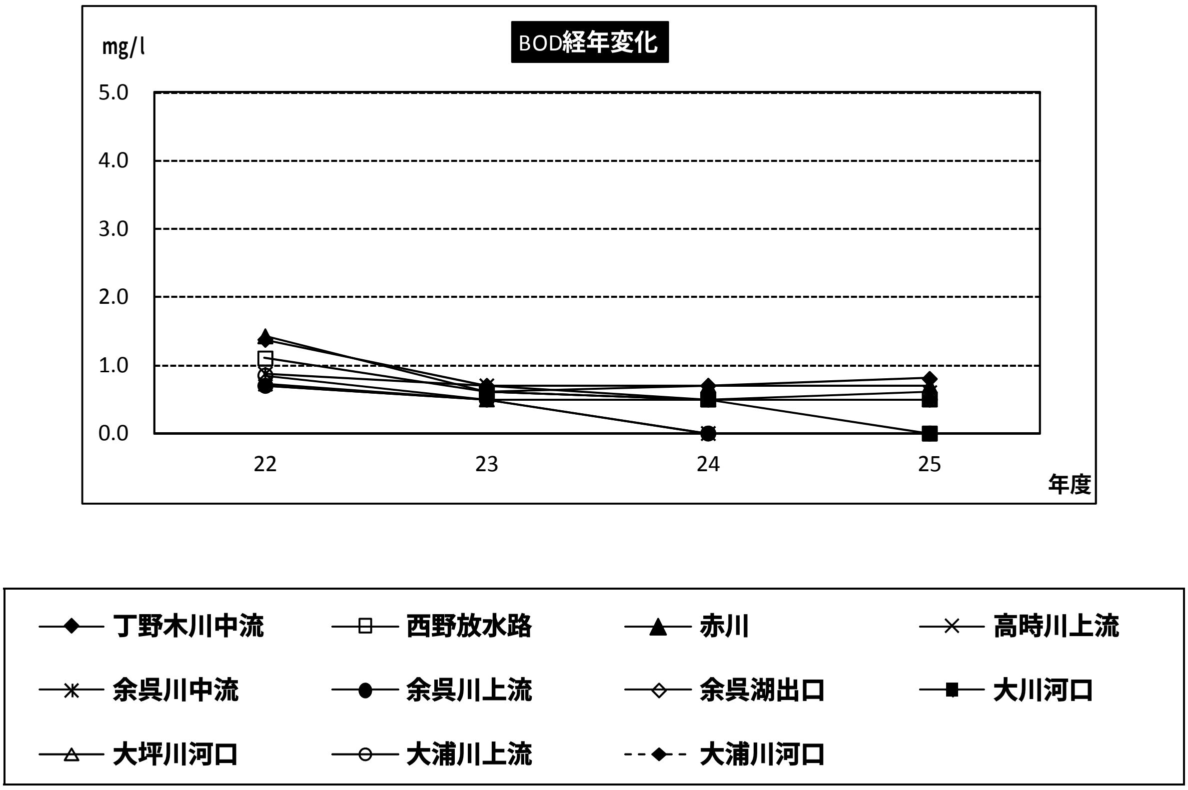

BOD経年変化
mg/l
5.0
4.0
3.0
2.0
1.0
0.0
22
23
24
25
年度
丁野木川中流
西野放水路
赤川
高時川上流
余呉川中流
余呉川上流
余呉湖出口
大川河口
大坪川河口
大浦川上流
大浦川河口

【ＣＯＤ】

近年は低い値で推移しておりましたが、土川、南川河口、五井戸川河口でやや高い値が確認されました。他の河川については全体的に低い値を維持できています。

＜旧長浜区域＞

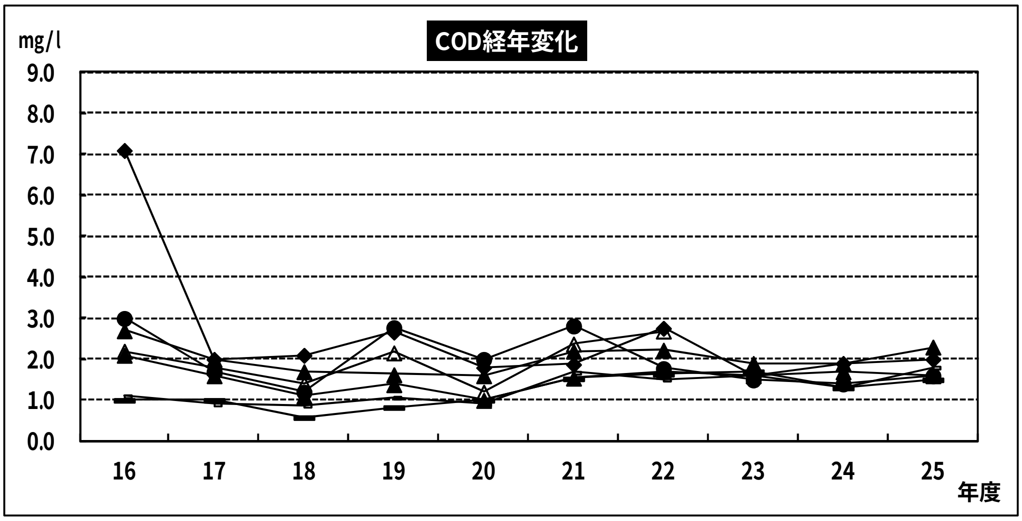

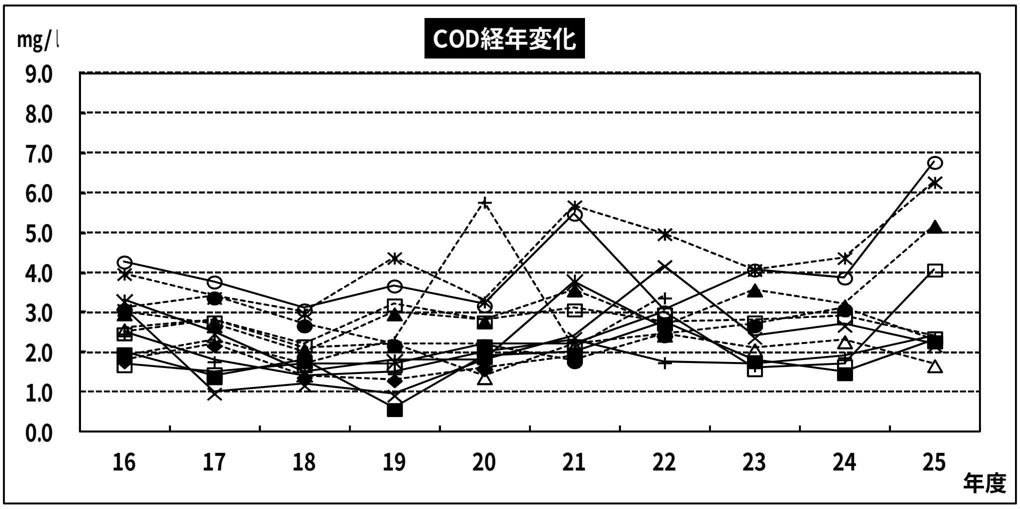

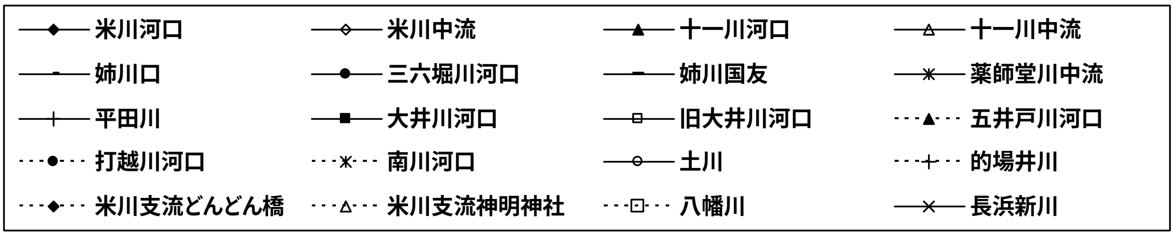

＜東浅井区域＞

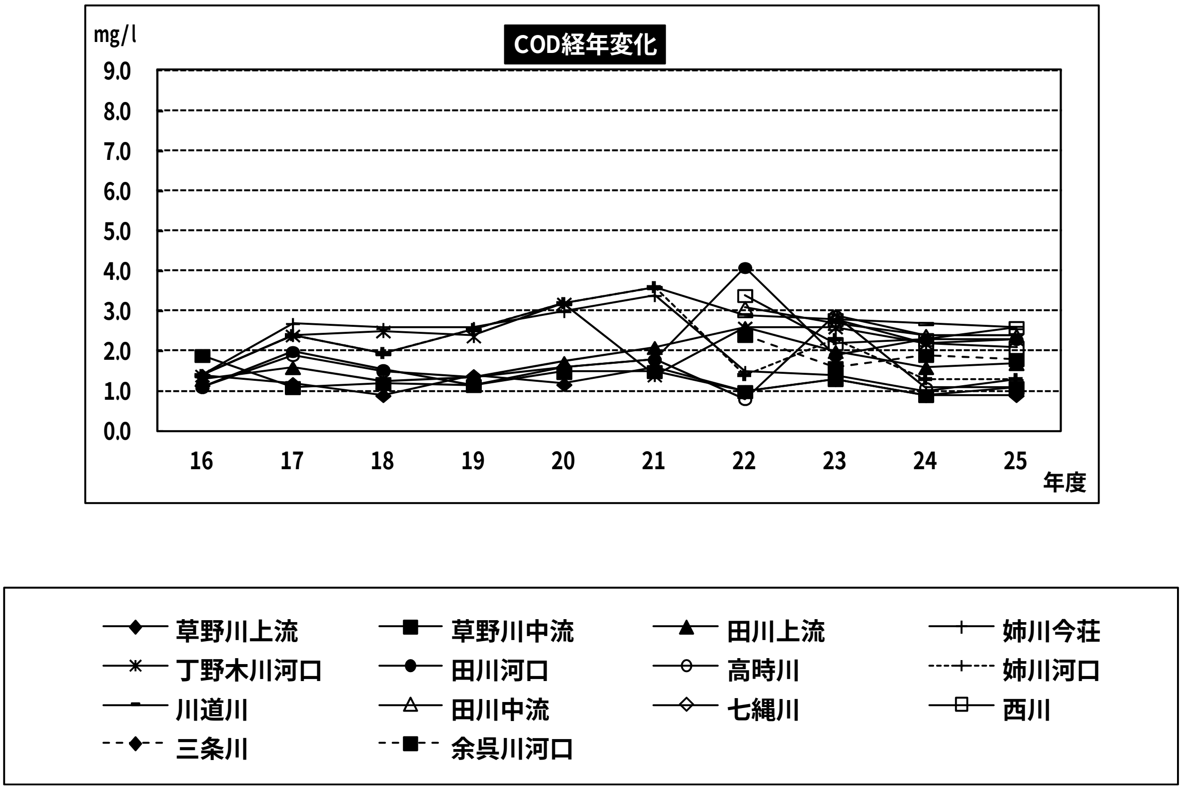
mg/l
COD経年変化
9.0
8.0
7.0
6.0
5.0
4.0
3.0
2.0
1.0
0.0
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
年度
草野川上流
草野川中流
田川上流
姉川今荘
丁野木川河口
田川河口
高時川
姉川河口
川道川
田川中流
七縄川
西川
三条川
余呉川河口

＜伊香区域＞

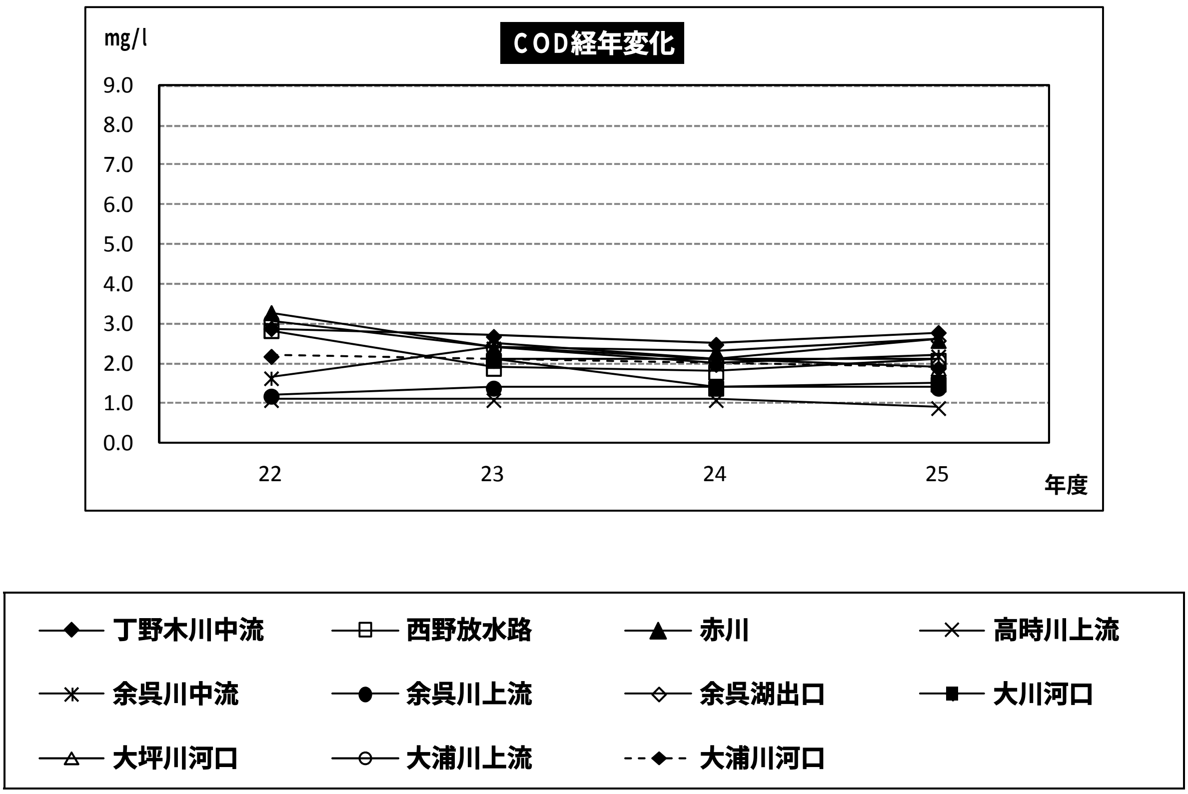
mg/l
COD経年変化
9.0
8.0
7.0
6.0
5.0
4.0
3.0
2.0
1.0
0.0
22
23
24
25
年度
丁野木川中流
西野放水路
赤川
高時川上流
余呉川中流
余呉川上流
余呉湖出口
大川河口
大坪川河口
大浦川上流
大浦川河口

【ＳＳ】

土川、高時川、西川、赤川、西野放水路などは、一時期、高めの値となっておりましたが、近年は改善が見られます。一方で三条川で増加の傾向が見受けられますので注視が必要です。その他の河川については、全体的に概ね横ばいの状態でした。

＜旧長浜区域＞

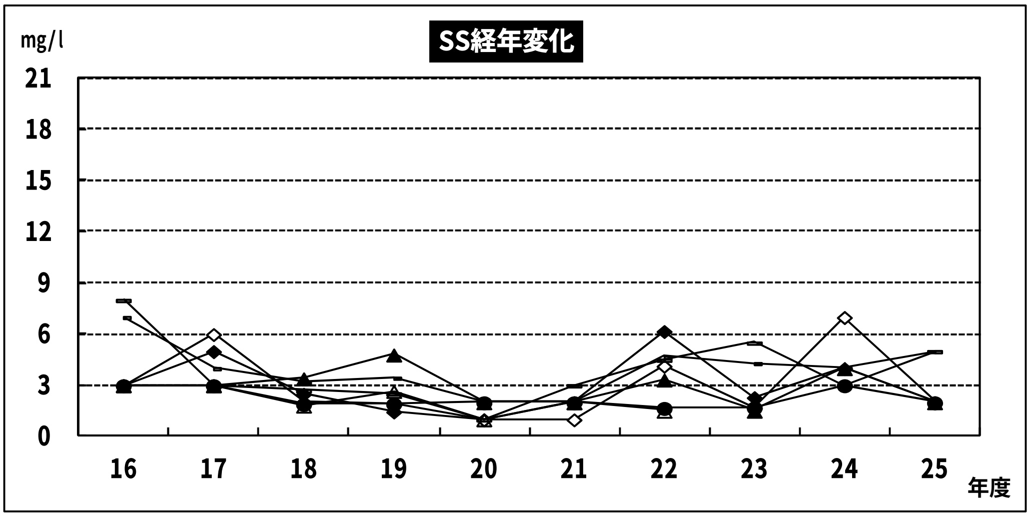

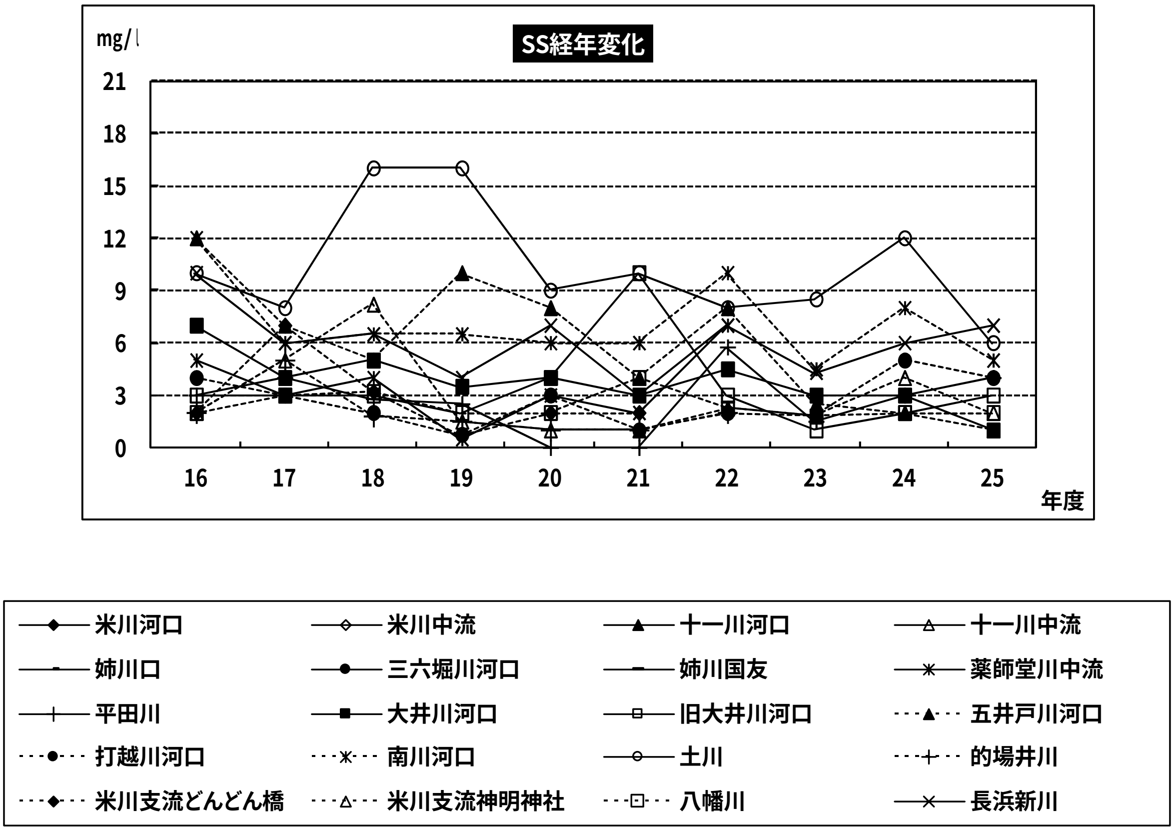

＜東浅井区域＞

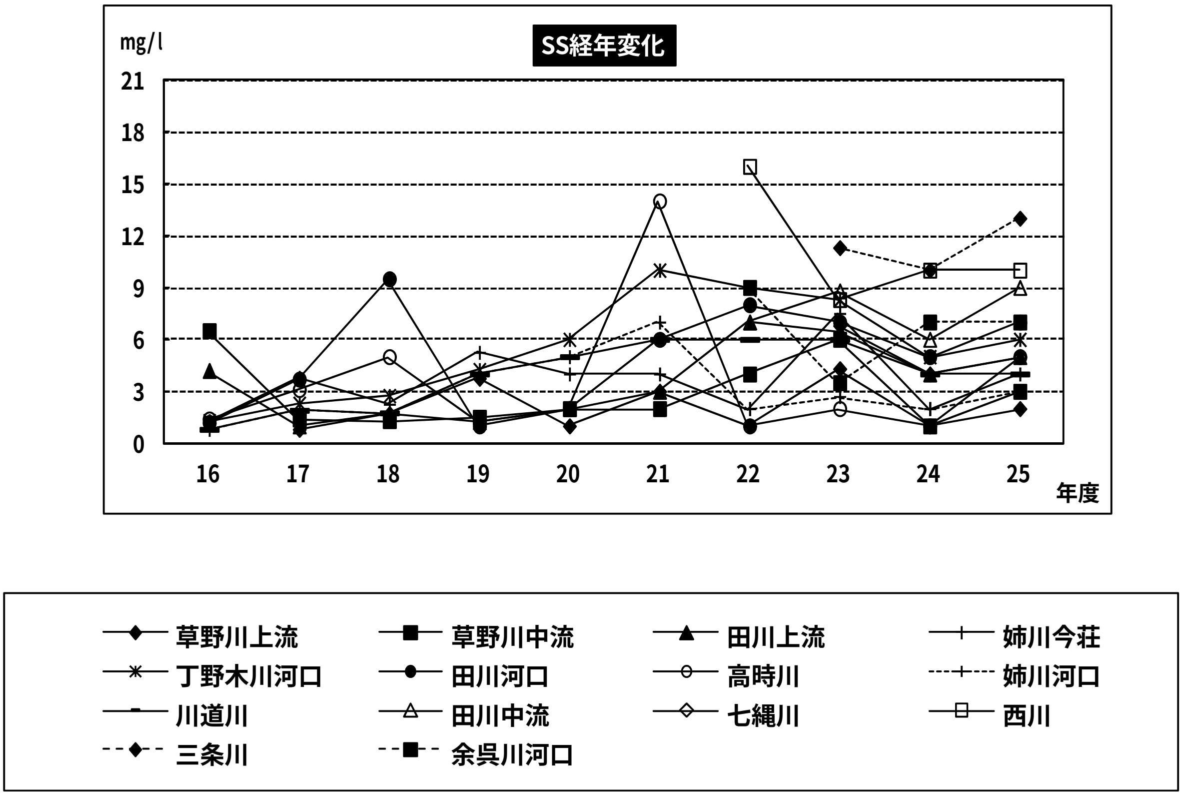
SS経年変化
mg/l
21
18
15
12
9
6
3
0
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
年度
草野川上流
草野川中流
田川上流
姉川今荘
丁野木川河口
田川河口
高時川
姉川河口
川道川
田川中流
七縄川
西川
三条川
余呉川河口

＜伊香区域＞

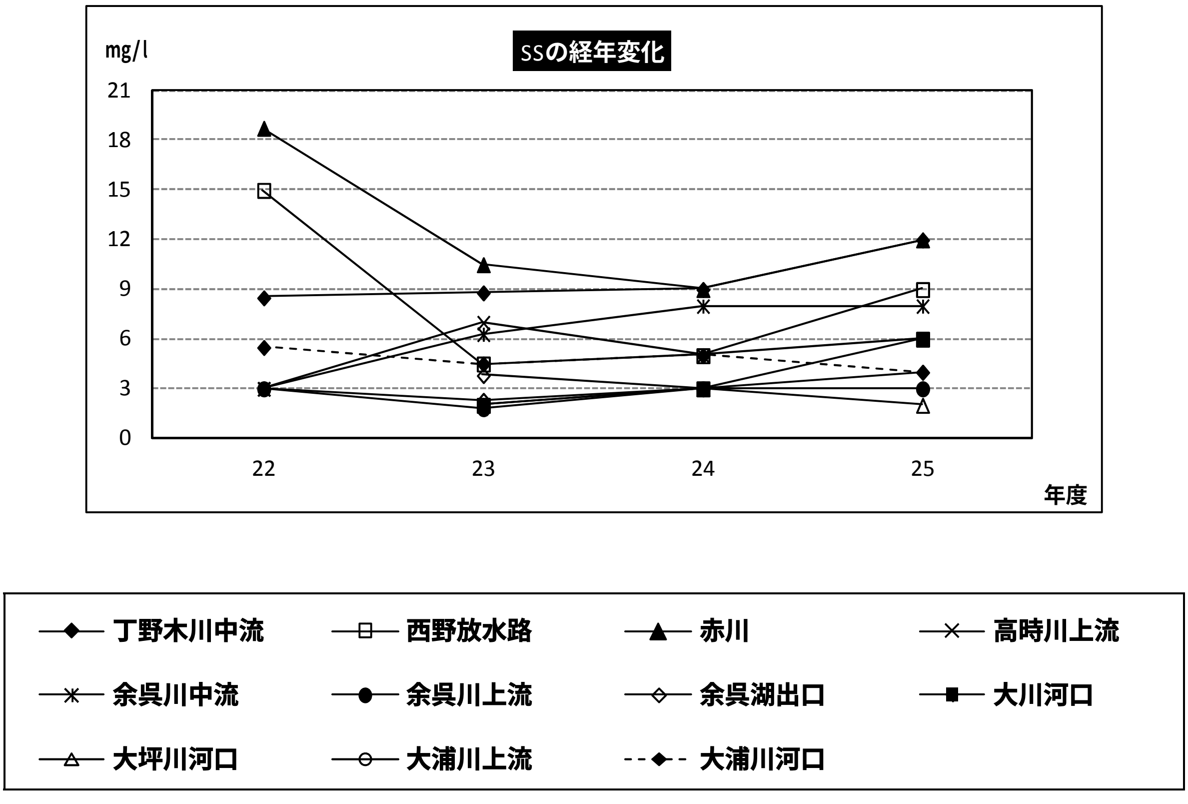
SSの経年変化
mg/l
21
18
15
12
9
6
3
0
22
23
24
25
年度
丁野木川中流
西野放水路
赤川
高時川上流
余呉川中流
余呉川上流
余呉湖出口
大川河口
大坪川河口
大浦川上流
大浦川河口

【全リン】

全体的に低めの値でした。一時期、五井戸川河口、西川、余呉川河口、大浦川河口でやや高い値が出ていましたが、現在は低い値で安定しています。

＜旧長浜区域＞

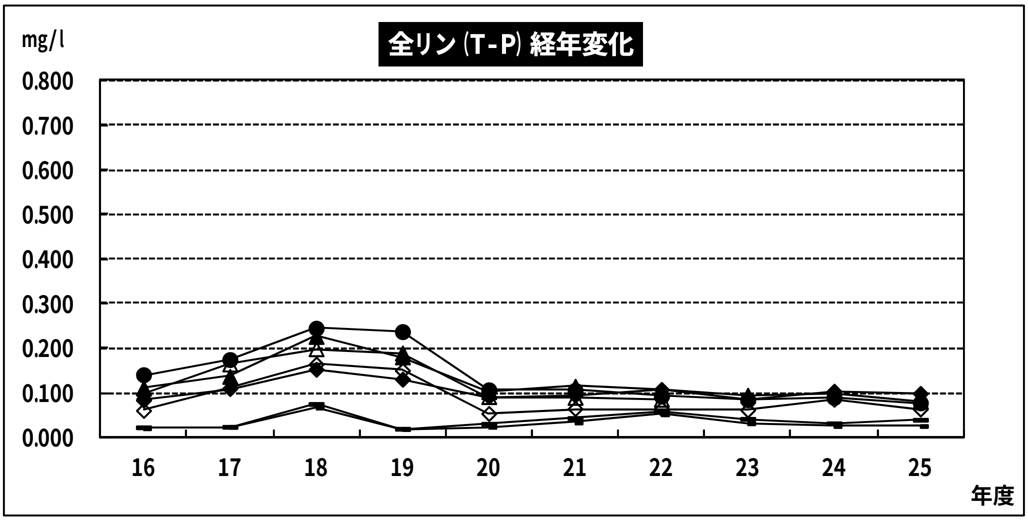

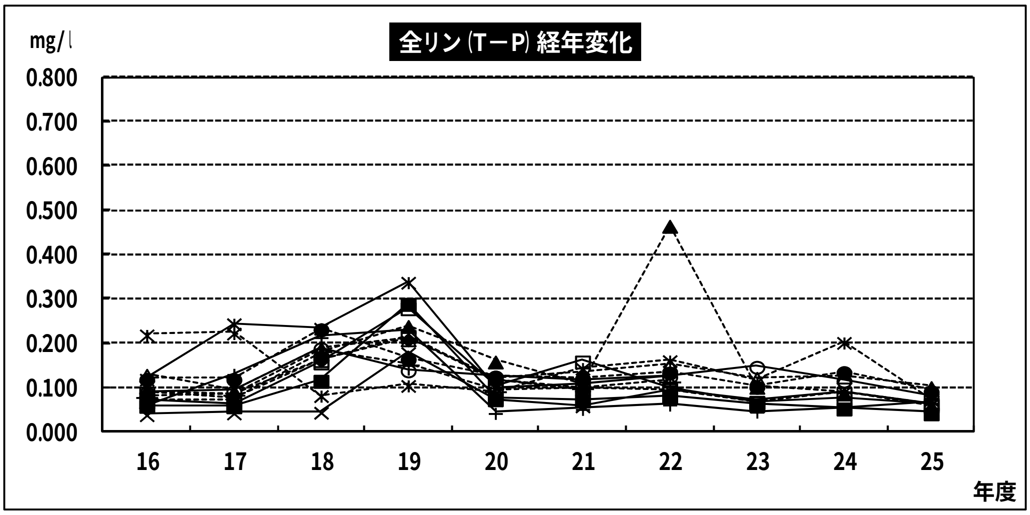

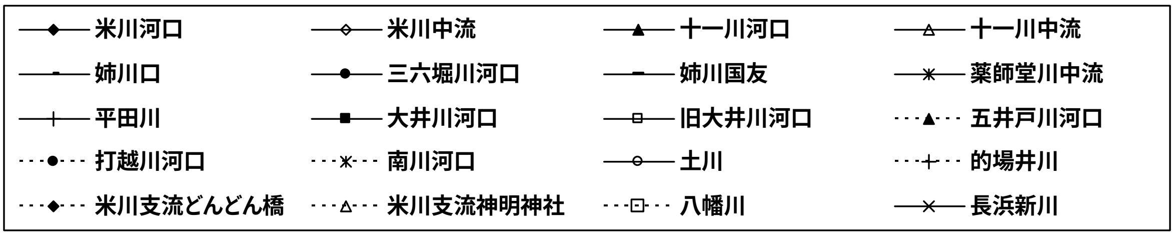

＜東浅井区域＞

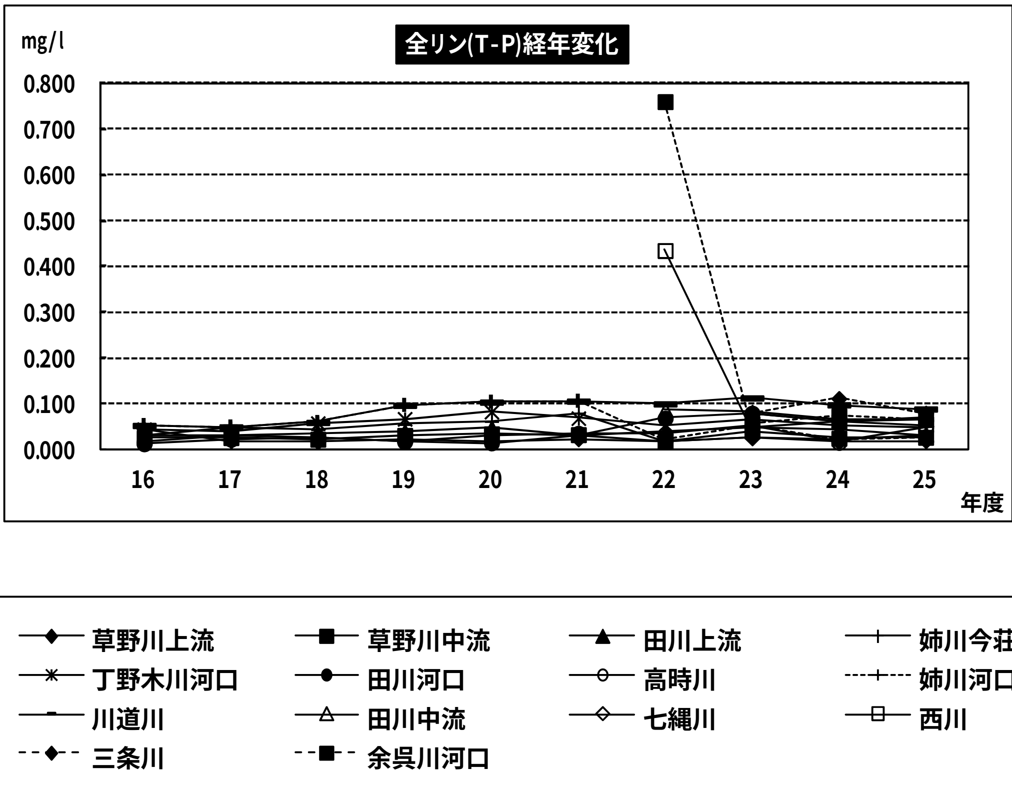

全リン(T-P)経年変化
mg/l
0.800
0.700
0.600
0.500
0.400
0.300
0.200
0.100
0.000
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
年度
草野川上流
草野川中流
田川上流
姉川今荘
丁野木川河口
田川河口
高時川
姉川河口
川道川
田川中流
七縄川
西川
三条川
余呉川河口

＜伊香区域＞

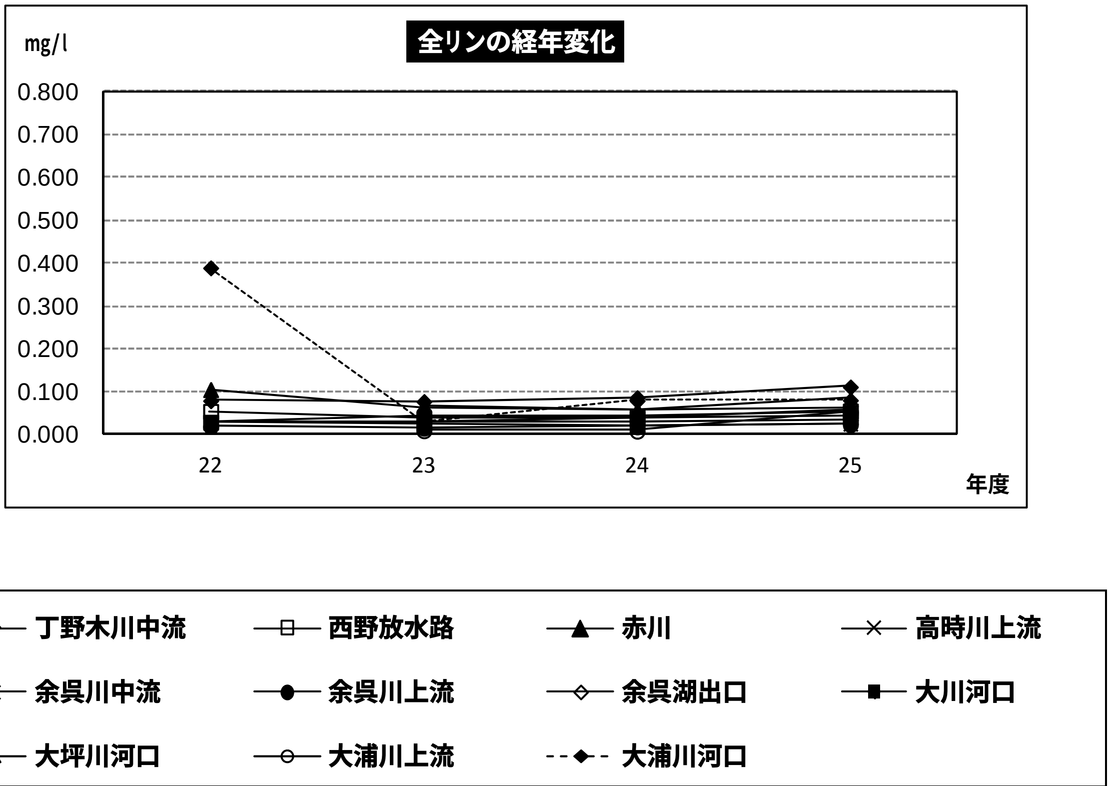

全リンの経年変化
mg/l
0.800
0.700
0.600
0.500
0.400
0.300
0.200
0.100
0.000
22
23
24
25
年度
丁野木川中流
西野放水路
赤川
高時川上流
余呉川中流
余呉川上流
余呉湖出口
大川河口
大坪川河口
大浦川上流
大浦川河口

【全窒素】
　土川と南川河口はやや高い値となりました。他は特に大きな変動はなく、安定して低い値でした。

＜旧長浜区域＞

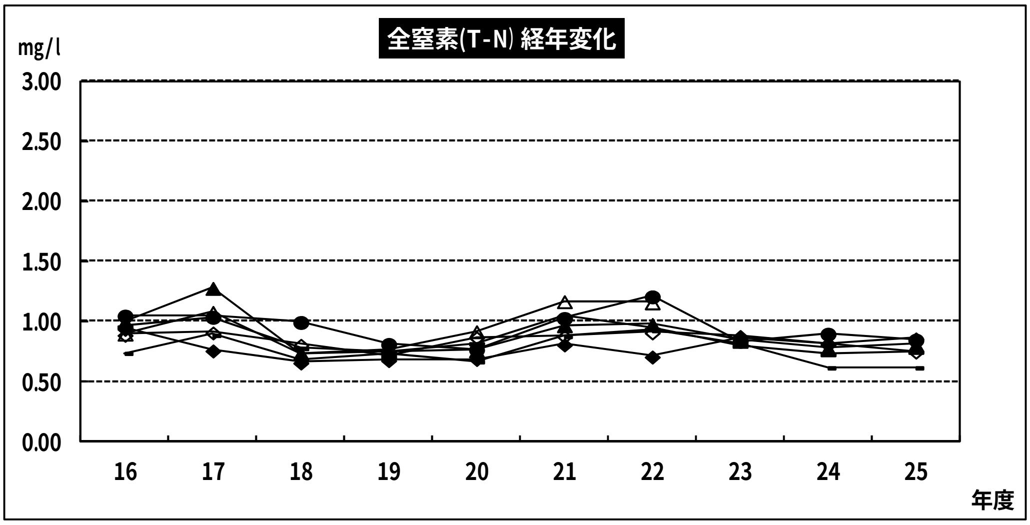

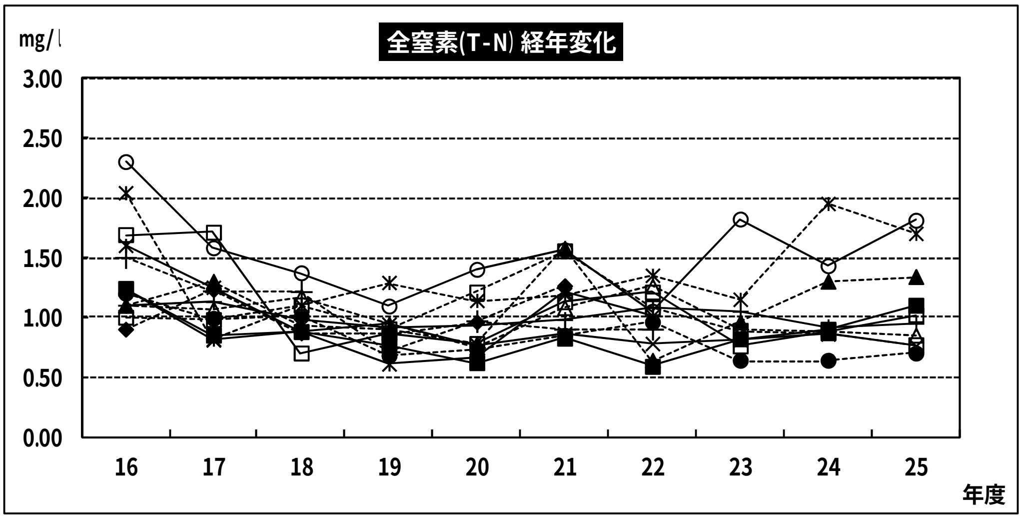

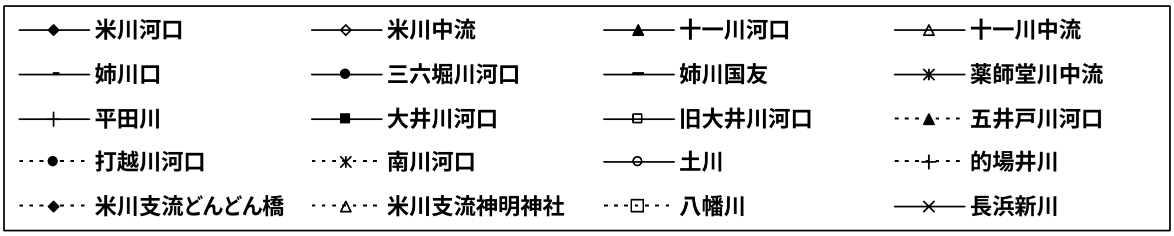

＜東浅井区域＞

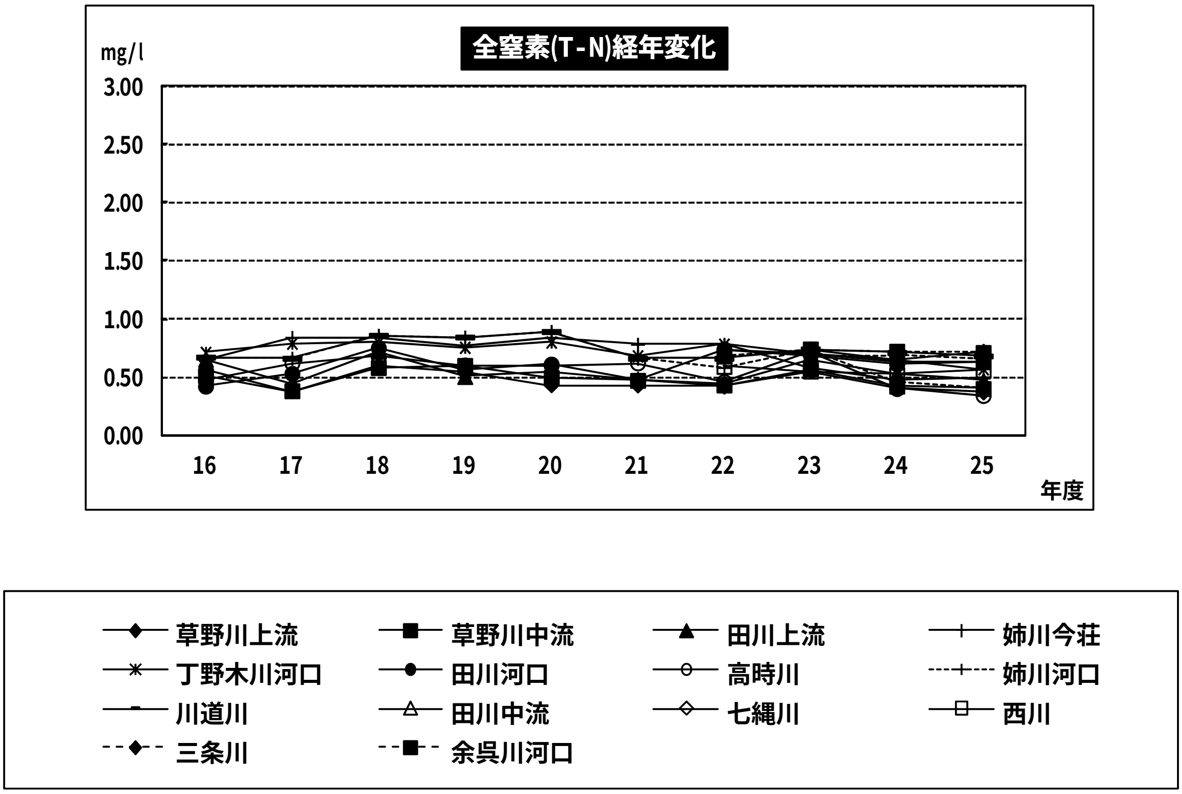
全窒素(T-N)経年変化
mg/l
3.00
2.50
2.00
1.50
1.00
0.50
0.00
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
年度
草野川上流
草野川中流
田川上流
姉川今荘
丁野木川河口
田川河口
高時川
姉川河口
川道川
田川中流
七縄川
西川
三条川
余呉川河口

＜伊香区域＞

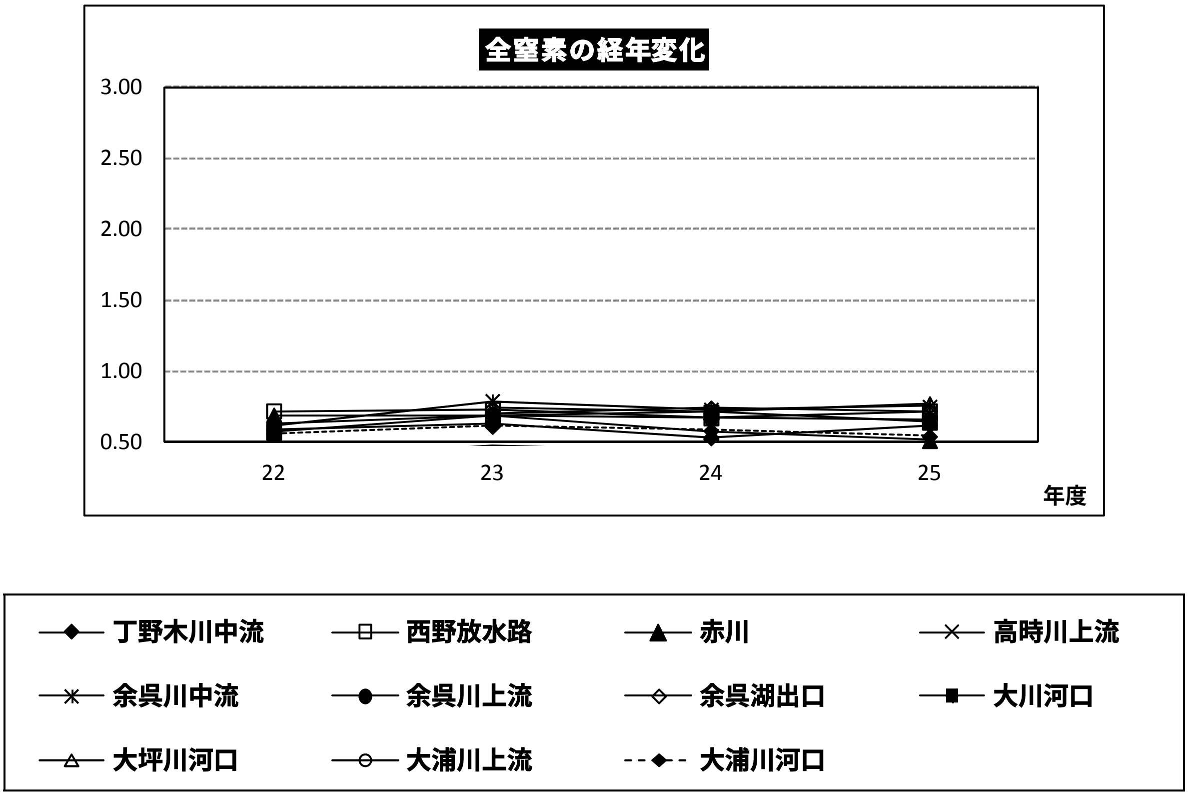
全窒素の経年変化
3.00
2.50
2.00
1.50
1.00
0.50
22
23
24
25
年度
丁野木川中流
西野放水路
赤川
高時川上流
余呉川中流
余呉川上流
余呉湖出口
大川河口
大坪川河口
大浦川上流
大浦川河口

【大腸菌群】

南川河口、土川、丁木川中流、余呉川上流で高い値が確認されました。人口密集地や河口付近でもやや高い値が確認されていますので注視します。

＜旧長浜区域＞

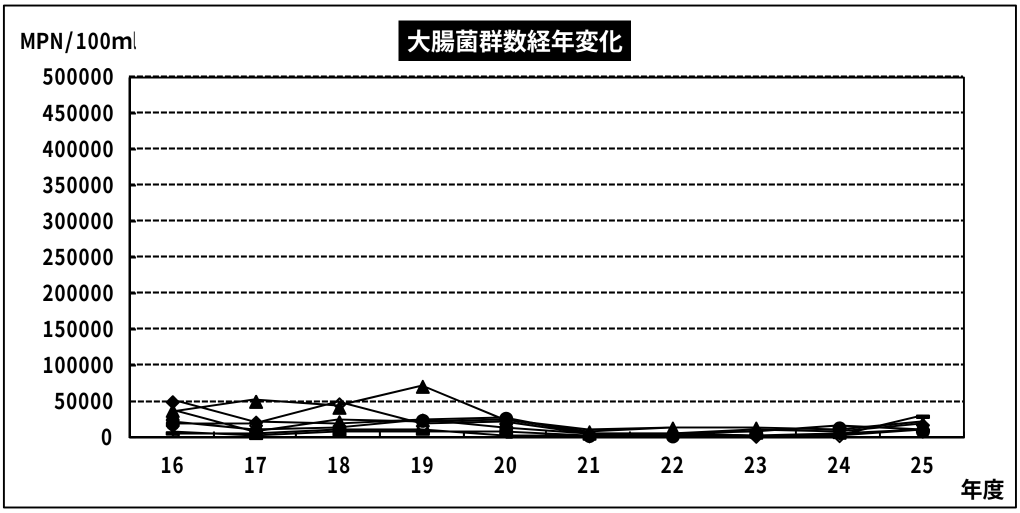

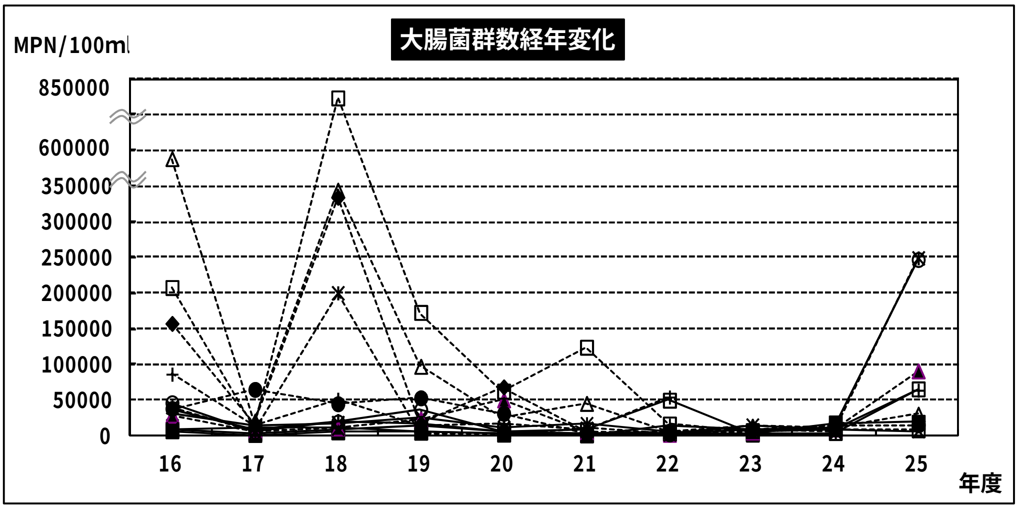

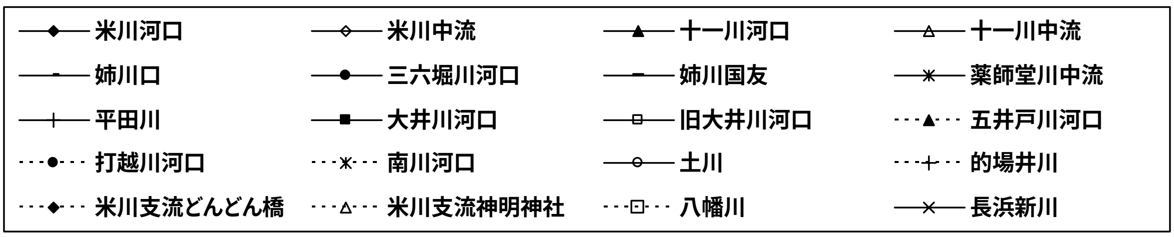

＜東浅井区域＞

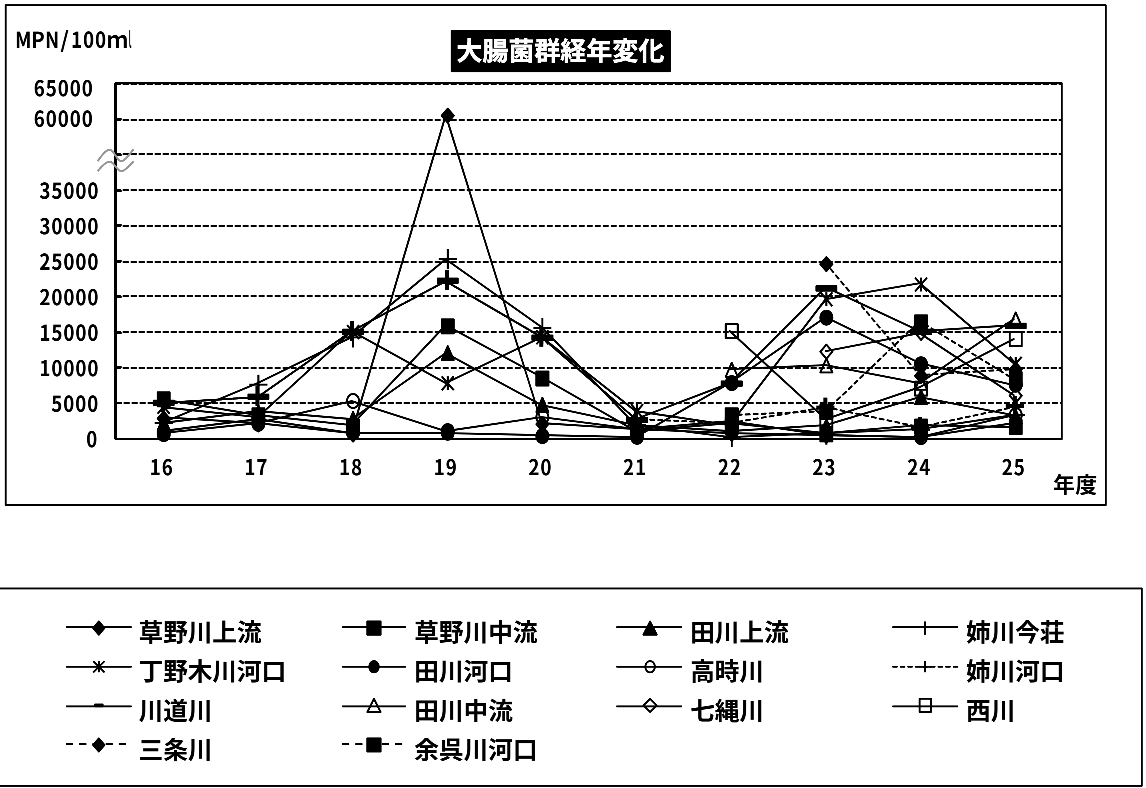
MPN/100ml
大腸菌群経年変化
65000
60000
35000
30000
25000
20000
15000
10000
5000
0
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
年度
草野川上流
草野川中流
田川上流
姉川今荘
丁野木川河口
田川河口
高時川
姉川河口
川道川
田川中流
七縄川
西川
三条川
余呉川河口

＜伊香区域＞

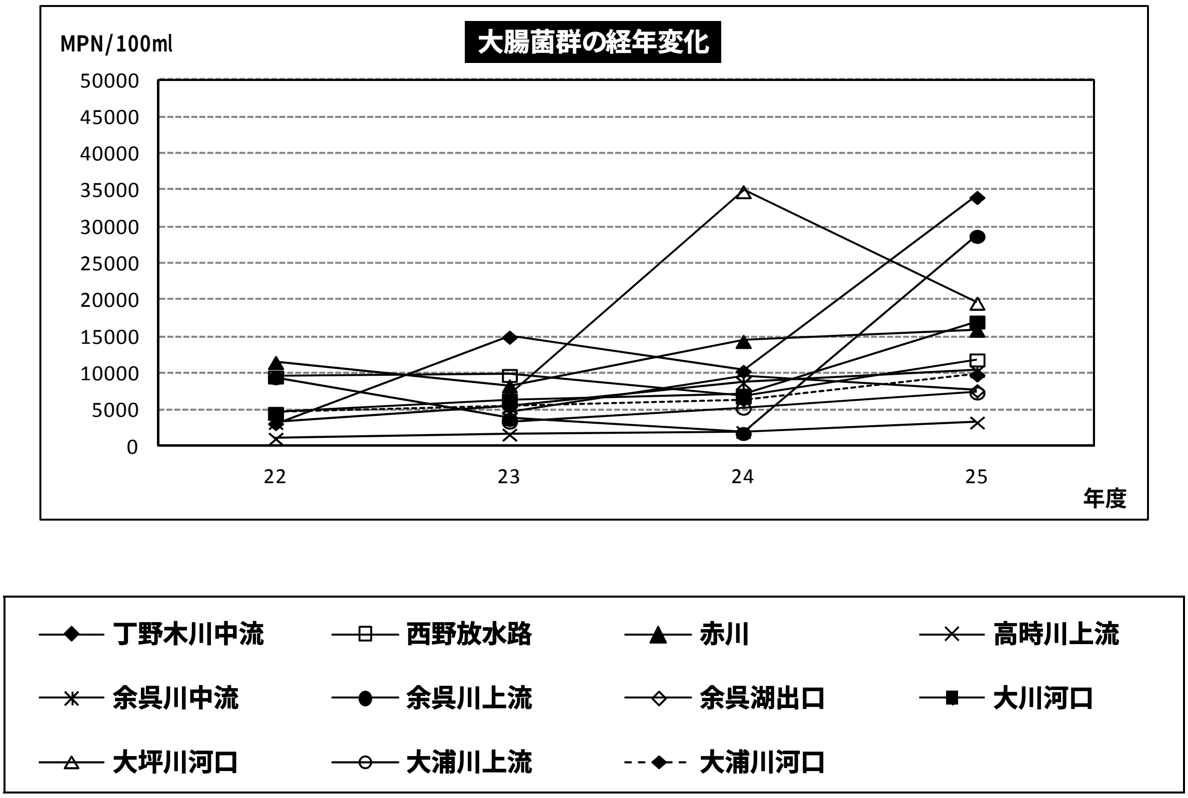
MPN/100ml
大腸菌群の経年変化
50000
45000
40000
35000
30000
25000
20000
15000
10000
5000
0
22
23
24
25
年度
丁野木川中流
西野放水路
赤川
高時川上流
余呉川中流
余呉川上流
余呉湖出口
大川河口
大坪川河口
大浦川上流
大浦川河口

【ＤＯ】

概ね横ばいであり、年間を通じてみれば十分な酸素量であることが確認されました。

＜旧長浜区域＞

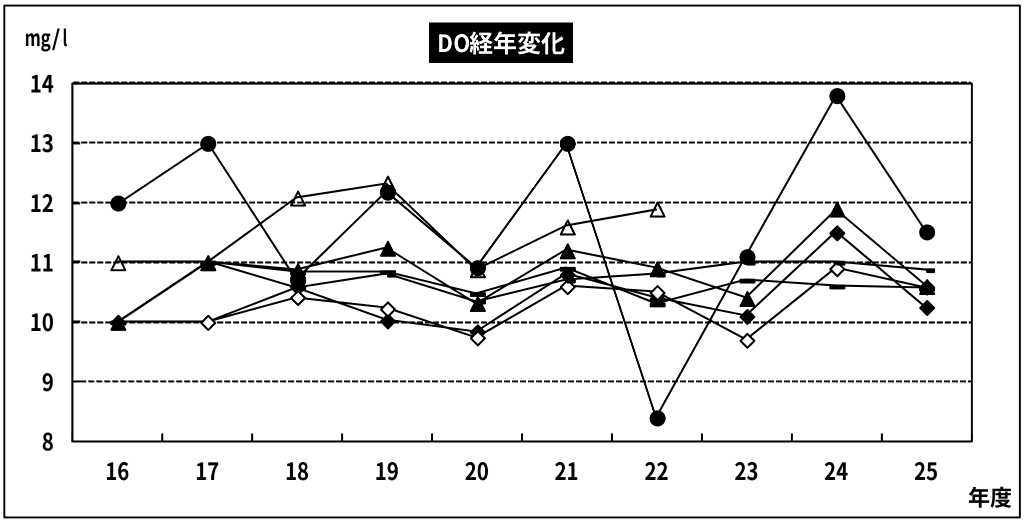

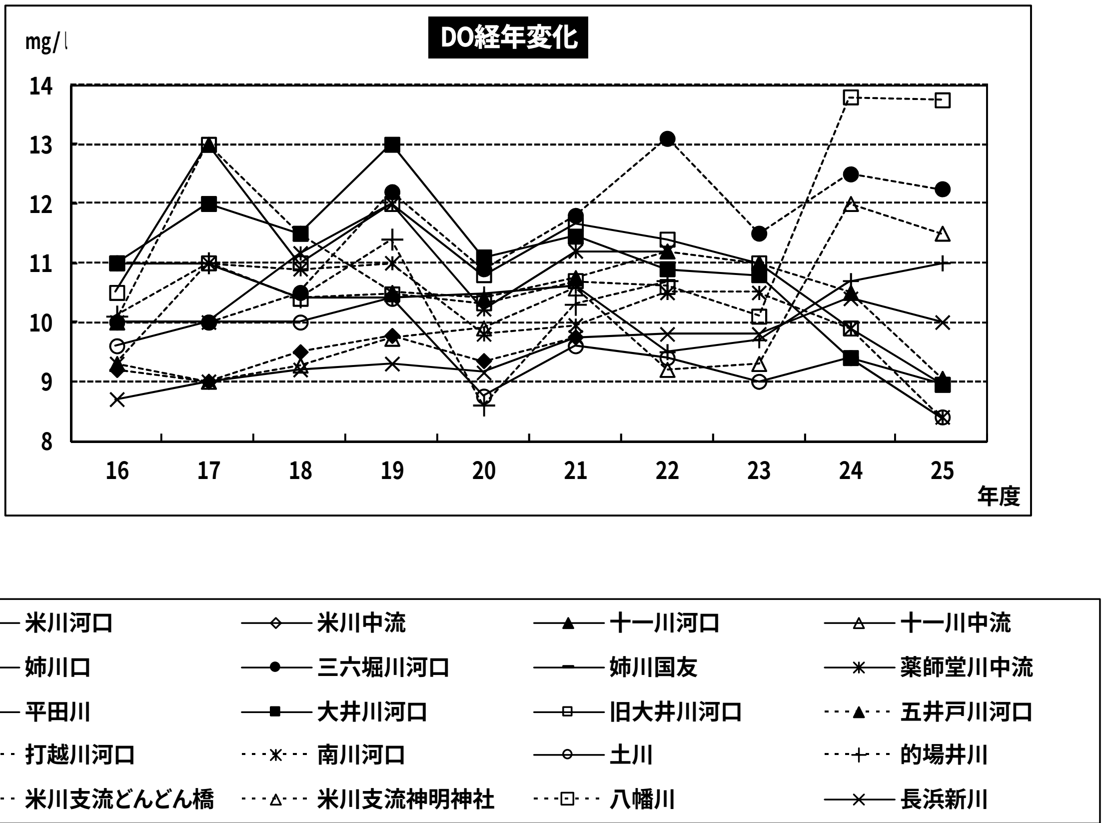

＜東浅井区域＞

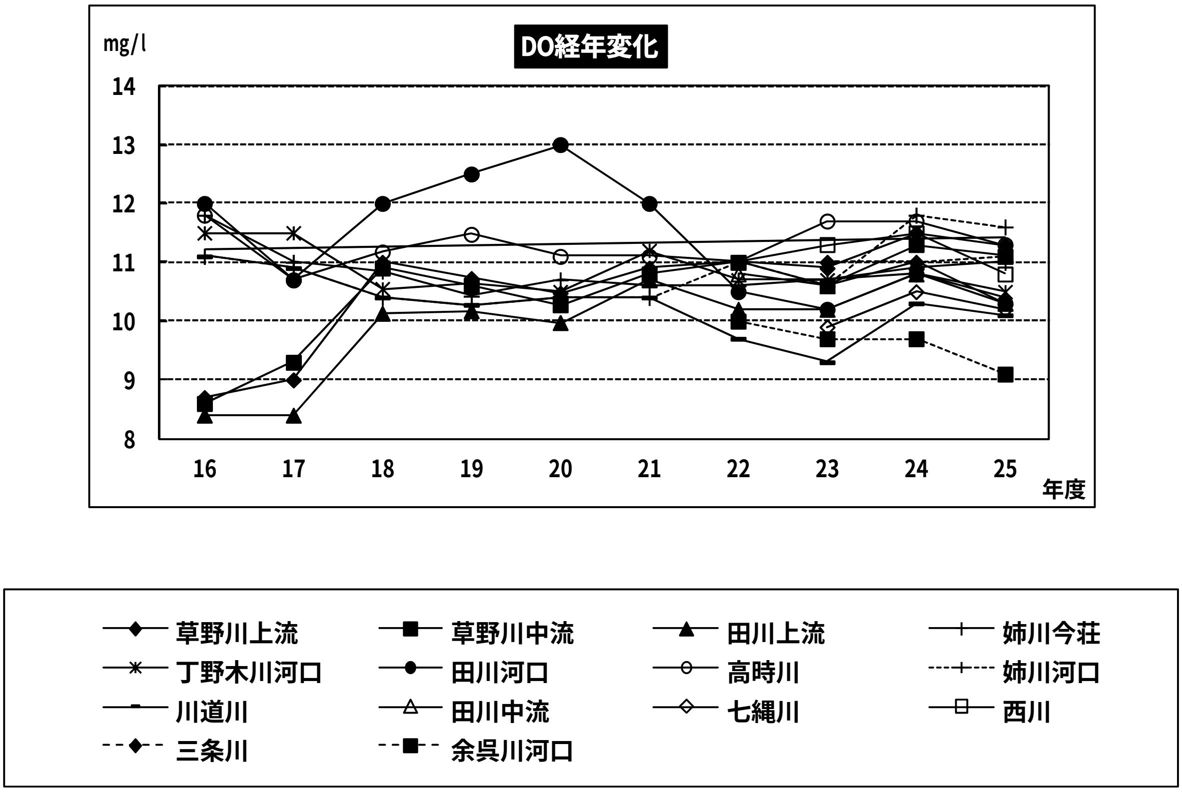
DO経年変化
mg/l
14
13
12
11
10
9
8
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
年度
草野川上流
草野川中流
田川上流
姉川今荘
丁野木川河口
田川河口
高時川
姉川河口
川道川
田川中流
七縄川
西川
三条川
余呉川河口

＜伊香区域＞

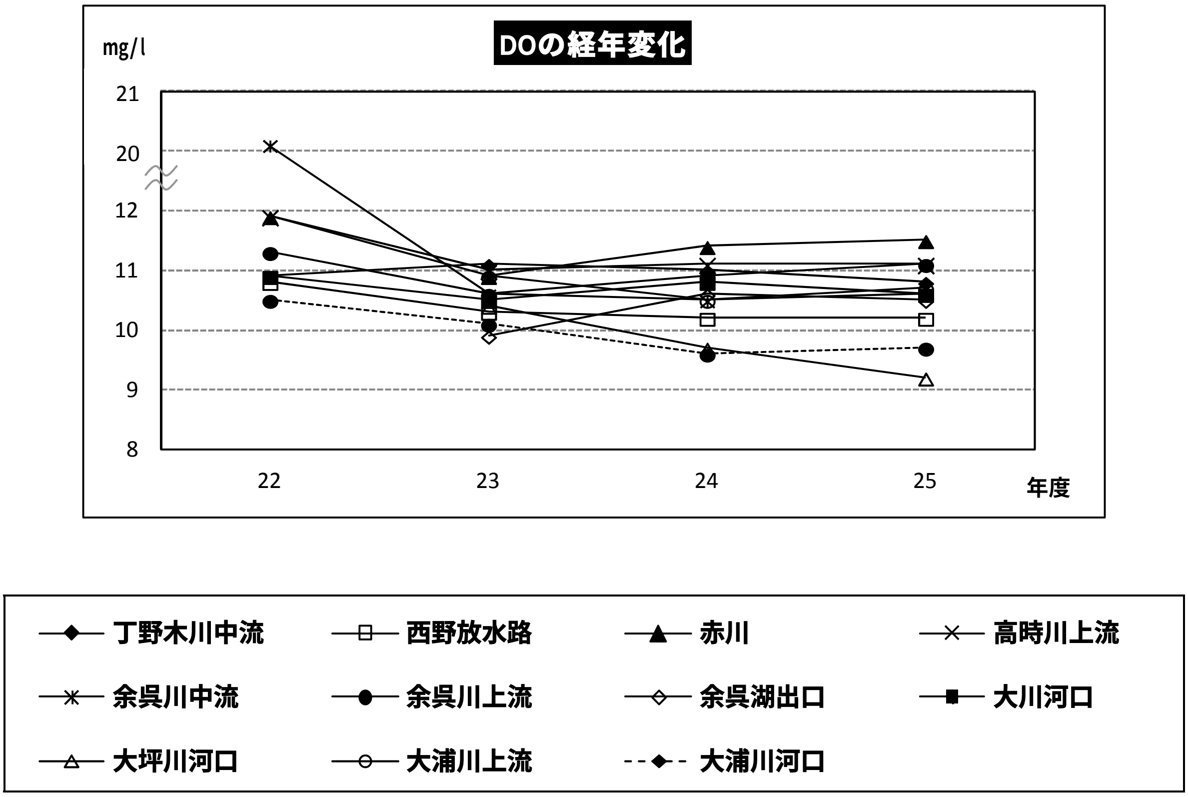
DOの経年変化
mg/l
21
20
12
11
10
9
8
22
23
24
25
年度
丁野木川中流
西野放水路
赤川
高時川上流
余呉川中流
余呉川上流
余呉湖出口
大川河口
大坪川河口
大浦川上流
大浦川河口

【陰イオン界面活性剤】
全体的に低い値で安定していました。

＜旧長浜区域＞

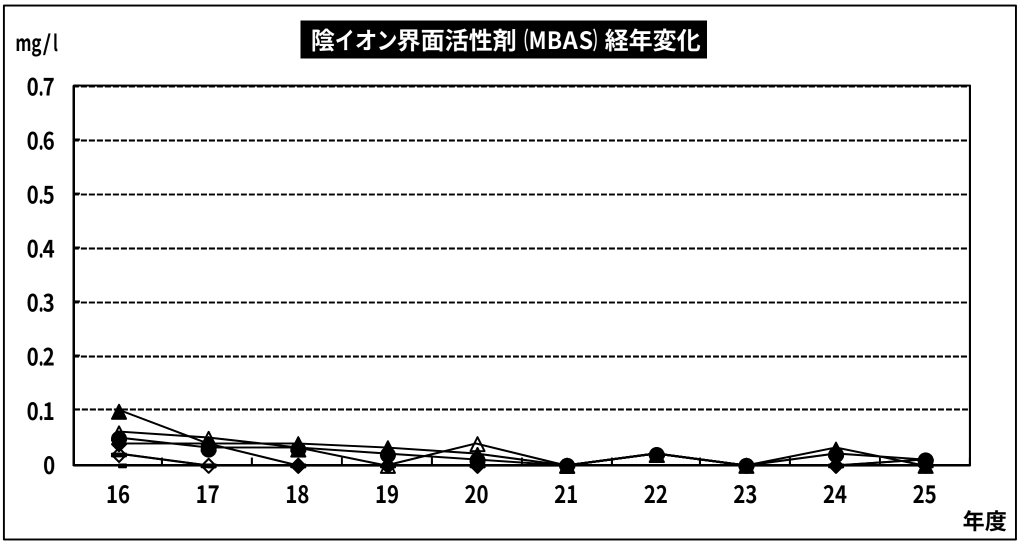

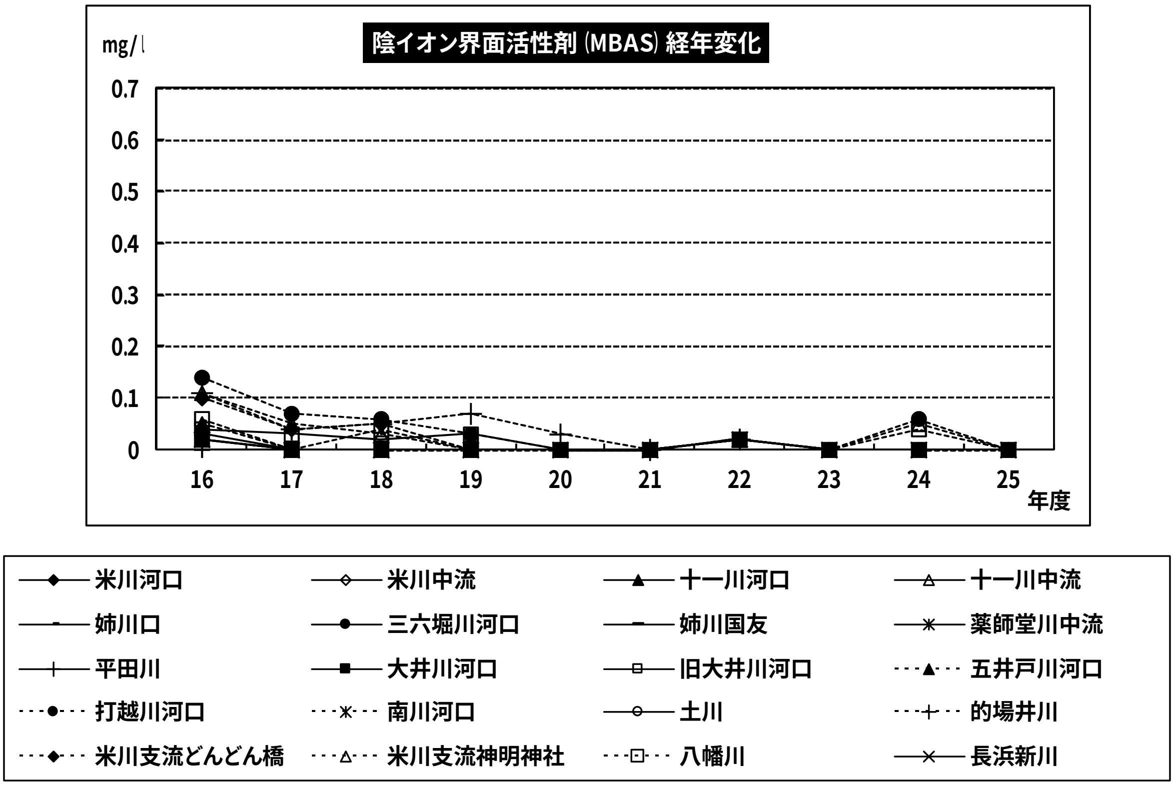

４　評価

代表的な水質指標であるＢＯＤについては、近年はいずれも 2.0mg/l 以下を達成し、多くの河川で１.0mg/l 前後の値で安定して低い値を維持しています。

全りん、全窒素に関しても、概ね低い値で推移しています。その他の生活項目も今すぐ問題となるような地点はありませんでした。

また、環境基準において人の健康に直接被害を及ぼすものとして分類されている項目（健康項目）については、各地点とも不検出であり、やはり問題ありませんでした。

＜河川 No.16　長浜新川＞

＜河川 No.41　大浦川河口＞

<旧長浜地域>

公共用水域測定結果表　　1：米川河口

年　月　日	H25.4.26	H25.5.22	H25.6.26	H25.7.17	H25.8.8	H25.9.25	H25.10.23	H25.11.13	H25.12.11	H26.1.15	H26.2.12	H26.3.12			
採取時刻	9:25	11:00	10:40	12:27	9:58	9:19	11:41	10:11	9:06	12:04	9:55	8:50			
天候（当日）	曇	晴	雨	晴	晴	晴	雨	晴	晴	晴	晴	晴			
気温（度）	14.5	26.5	19.5	28.5	25.5	24.1	19.0	8.1	7.8	2.9	1.2	4.0			
水温（度）	14.6	20.5	19.5	26.2	23.0	19.1	17.9	12.6	11.5	11.5	9.0	10.5			
採取位置	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央			
採水水深（m）	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	平均	最大	最小
透視度（cm）	＞50	＞50	36	9	＞50	＞50	＞50	＞50	＞50	＞50	＞50	＞50			
P H	8.1	8.7	7.7	8.4	8.4	8.1	8.4	8.0	7.9	8.1	7.9	8.0	8.1	8.7	7.7
DO (mg/l)	11	12	7.8	9.1	9.8	9.3	11	10	10	11	11	11	10	12	7.8
BOD (mg/l)	0.8	0.9	1.2	1.0	1.2	0.7	＜0.5	＜0.5	＜0.5	0.6	0.5	1.4	0.8	1.4	＜0.5
COD (mg/l)	2.2	2.9	5.4	3.1	1.3	1.3	1.3	0.9	1.2	0.6	2.0	1.2	2.0	5.4	0.6
SS (mg/l)	7	5	欠測	欠測	1	＜1	＜1	＜1	＜1	1	＜1	＜1	2	7	＜1
大腸菌群数(MPN/100ML)	1400	2300	24000	49000	130000	13000	4900	2200	1300	330	490	700	19135	130000	330
ｶﾄﾞﾐｳﾑ (mg/l)		＜0.001			＜0.001			＜0.001			＜0.001				
鉛 (mg/l)		＜0.005			＜0.005			＜0.005			＜0.005				
シアン (mg/l)		ND			ND			ND			ND				
総水銀 (mg/l)															
ひ素 (mg/l)															
PCB (mg/l)		ND													
六価ｸﾛﾑ (mg/l)		＜0.02			＜0.02			＜0.02			＜0.02				
全ﾘﾝ (mg/l)	0.103	0.112	0.065	0.259	0.092	0.058	0.079	0.075	0.064	0.076	0.111	0.079	0.098	0.259	0.058
全窒素 (mg/l)	0.95	0.77	1.13	1.13	0.59	0.85	0.81	0.70	0.93	0.81	0.89	0.82	0.86	1.13	0.59
Kj－N (mg/l)	0.33	0.33	0.56	0.66	0.18	0.29	0.23	0.14	0.31	0.16	0.26	0.21	0.31	0.66	0.14
NO_2－N (mg/l)	0.006	0.007	0.010	0.008	0.005	0.003	0.003	0.003	0.003	0.006	0.007	0.008	0.006	0.010	0.003
NO_3－N (mg/l)	0.61	0.43	0.56	0.46	0.40	0.56	0.58	0.56	0.62	0.64	0.62	0.60	0.55	0.64	0.40
MB活性物質 (mg/l)		0.04			＜0.02			＜0.02			＜0.02				

公共用水域測定結果表　　2：米川中流

年月日	H25.4.26	H25.5.22	H25.6.26	H25.7.17	H25.8.8	H25.9.25	H25.10.23	H25.11.13	H25.12.11	H26.1.15	H26.2.12	H26.3.12			
採取時刻	9:10	12:20	11:20	12:17	10:58	9:50	11:29	11:23	9:30	11:43	11:02	9:15			
天候（当日）	晴	晴	雨	晴	晴	晴	曇	晴	晴	晴	晴	晴			
気温（度）	15.8	28.0	19.5	31.2	27.0	27.5	18.2	13.0	8.5	3.0	3.1	5.0			
水温（度）	14.5	22.2	19.5	25.5	23.5	19.6	17.4	13.6	12.5	11.2	9.8	10.2			
採取位置	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸			
採水水深（m）	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	平均	最大	最小
透視度（cm）	＞50	＞50	＞50	＞50	＞50	＞50	＞50	＞50	＞50	＞50	＞50	＞50			
P H	8.1	8.8	7.7	8.3	8.5	8.2	8.3	8.0	7.8	7.9	8.0	7.9	8.1	8.8	7.7
DO (mg/l)	11	12	7.9	9.2	11	10	11	11	11	11	11	11	11	12	7.9
BOD (mg/l)	0.6	0.8	0.8	0.5	0.8	0.6	＜0.5	＜0.5	＜0.5	＜0.5	0.7	0.5	0.6	0.8	＜0.5
COD (mg/l)	2.1	3.1	3.6	1.5	1.4	1.2	1.1	0.8	1.2	0.5	2.2	0.9	1.6	3.6	0.5
SS (mg/l)	5	5	欠測	5	2	1	＜1	＜1	2	＜1	＜1	2	2	5	＜1
大腸菌群数(MPN/100ML)	1700	2400	54000	13000	24000	17000	4600	5400	330	330	330	460	10296	54000	330
ｶﾄﾞﾐｳﾑ (mg/l)		＜0.001			＜0.001			＜0.001			＜0.001				
鉛 (mg/l)		＜0.005			＜0.005			＜0.005			＜0.005				
シアン (mg/l)		ND			ND			ND			ND				
総水銀 (mg/l)															
ひ素 (mg/l)															
PCB (mg/l)															
六価クロム (mg/l)		＜0.02			＜0.02			＜0.02			＜0.02				
全ﾘﾝ (mg/l)	0.065	0.083	0.071	0.075	0.068	0.037	0.057	0.066	0.051	0.049	0.074	0.056	0.063	0.083	0.037
全窒素 (mg/l)	0.88	0.81	0.83	0.77	0.64	0.79	0.85	0.70	0.93	0.27	0.81	0.74	0.75	0.93	0.27
Kj－N (mg/l)	0.31	0.38	0.39	0.28	0.26	0.21	0.23	0.14	0.28	0.19	0.23	0.17	0.26	0.39	0.14
NO_2－N (mg/l)	0.006	0.005	0.009	0.005	0.005	0.003	0.003	0.003	0.003	0.060	0.004	0.005	0.009	0.06	0.003
NO_3－N (mg/l)	0.56	0.42	0.43	0.48	0.37	0.58	0.62	0.56	0.65	0.02	0.58	0.56	0.49	0.65	0.02
MB活性物質 (mg/l)		＜0.02			＜0.02			＜0.02			＜0.02				

公共用水域測定結果表　　3：十一川河口

年月日	H25.4.26	H25.5.22	H25.6.26	H25.7.17	H25.8.8	H25.9.25	H25.10.23	H25.11.13	H25.12.11	H26.1.15	H26.2.12	H26.3.12			
採取時刻	9:35	11:21	10:20	12:40	10:11	9:33	11:50	10:28	8:55	12:17	10:09	9:05			
天候（当日）	晴	晴	雨	晴	晴	晴	曇	晴	晴	晴	晴	晴			
気温（度）	16.5	28.5	19.0	29.8	26.5	27.3	18.5	13.2	7.5	5.8	5.0	4.9			
水温（度）	15.0	21.4	20.0	26.4	28.0	25.1	17.7	12.8	11.1	10.3	7.9	8.9			
採取位置	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸			
採水水深（m）	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	平均	最大	最小
透視度（cm）	> 50	> 50	34	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50			
PH	8.0	8.8	7.8	8.6	8.6	8.2	8.4	8.1	7.9	8.1	8.0	7.9	8.2	8.8	7.8
DO (mg/l)	11	13	8.0	11	8.8	8.5	11	11	9.9	12	12	11	11	13	8.0
BOD (mg/l)	1.2	0.9	1.5	0.6	1.6	1.3	< 0.5	0.6	< 0.5	0.9	0.8	0.5	0.9	1.6	< 0.5
COD (mg/l)	2.3	3.1	5.1	2.1	2.9	3.4	1.4	1.2	1.5	0.8	2.2	1.8	2.3	5.1	0.8
SS (mg/l)	8	3	欠測	2	2	2	< 1	1	< 1	< 1	< 1	1	2	8	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)	1300	3300	79000	35000	79000	13000	35000	4900	2300	1100	790	1300	21333	79000	790
ｶﾄﾞﾐｳﾑ (mg/l)		< 0.001			< 0.001			< 0.001			< 0.001				
鉛 (mg/l)		< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005				
シアン (mg/l)		ND			ND			ND			ND				
総水銀 (mg/l)															
ひ素 (mg/l)															
PCB (mg/l)		ND													
六価クロム (mg/l)		< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02				
全ﾘﾝ (mg/l)	0.112	0.131	0.063	0.095	0.062	0.046	0.098	0.079	0.084	0.067	0.063	0.073	0.081	0.131	0.063
全窒素 (mg/l)	0.53	0.78	1.19	0.87	0.58	0.48	0.90	0.78	0.95	0.90	0.91	0.87	0.81	1.19	0.53
Kj－N (mg/l)	0.41	0.40	0.70	0.38	0.42	0.42	0.35	0.18	0.35	0.26	0.28	0.24	0.37	0.70	0.40
NO_2－N (mg/l)	0.112	0.009	0.014	0.009	0.004	0.003	0.010	0.010	0.013	0.011	0.012	0.014	0.018	0.112	0.009
NO_3－N (mg/l)	0.012	0.37	0.48	0.48	0.16	0.06	0.54	0.59	0.59	0.63	0.62	0.62	0.43	0.63	0.01
MB活性物質 (mg/l)		< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02				

公共用水域測定結果表　　4：姉川口

年　月　日	H25.4.26	H25.5.22	H25.6.26	H25.7.17	H25.8.8	H25.9.25	H25.10.23	H25.11.13	H25.12.11	H26.1.15	H26.2.12	H26.3.12			
採　取　時　刻	10:15	7:58	12:10	13:20	7:22	7:20	12:37	7:44	10:07	12:42	7:31	8:00			
天　候　（当日）	曇	晴	雨	晴	曇	晴	雨	晴	晴	晴	晴	晴			
気　温　（度）	13.7	20.0	19.5	29.1	23.5	22.8	17.2	6.0	10.5	3.7	-2.5	0.3			
水　温　（度）	12.0	15.1	18.5	23.5	19.5	16.6	16.4	9.9	8.5	5.6	1.8	3.9			
採　取　位　置	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央			
採水水深（m）	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	平均	最大	最小
透視度（cm）	＞ 50	＞ 50	47	＞ 50	＞ 50	＞ 50	＞ 50	＞ 50	＞ 50	＞ 50	＞ 50	＞ 50			
P　H	8.1	8.1	8.0	8.6	7.9	8.1	8.2	7.9	8.3	8.4	7.8	7.8	8.1	8.6	7.8
DO　(mg/l)	11	10	9.2	8.7	8.9	9.7	10	11	12	13	14	13	11	14	8.7
BOD　(mg/l)	＜ 0.5	0.7	0.9	0.5	0.6	0.5	＜ 0.5	＜ 0.5	0.7	＜ 0.5	＜ 0.5	0.5	0.6	0.9	＜ 0.5
COD　(mg/l)	1.9	1.7	6.2	2.1	1.5	1.6	1.3	1.1	1.3	0.5	1.5	1	1.8	6.2	0.5
SS　(mg/l)	12	3	欠測	6	11	6	4	2	6	＜ 1	＜ 1	1	5	12	1
大腸菌群数(MPN/100ML)	2200	1100	92000	7900	11000	17000	7900	330	490	490	220	790	11785	92000	220
ｶﾄﾞﾐｳﾑ　(mg/l)		＜ 0.001			＜ 0.001			＜ 0.001			＜ 0.001				
鉛　(mg/l)		＜ 0.005			＜ 0.005			＜ 0.005			＜ 0.005				
シアン　(mg/l)		ND			ND			ND			ND				
総水銀　(mg/l)															
ひ素　(mg/l)															
PCB　(mg/l)															
六価ｸﾛﾑ　(mg/l)		＜ 0.02			＜ 0.02			＜ 0.02			＜ 0.02				
全ﾘﾝ　(mg/l)	0.040	0.015	0.047	0.035	0.033	0.018	0.022	0.015	0.020	0.011	0.025	0.013	0.025	0.047	0.011
全窒素　(mg/l)	0.71	0.51	0.81	0.60	0.56	0.59	0.57	0.47	0.78	0.63	0.64	0.56	0.62	0.81	0.47
Kj－N　(mg/l)	0.29	0.23	0.42	0.26	0.19	0.23	0.21	0.18	0.38	0.23	0.26	0.19	0.26	0.42	0.18
NO_2－N　(mg/l)	0.003	0.002	0.004	0.003	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.003	0.002	0.003	0.002	0.004	0.001
NO_3－N　(mg/l)	0.42	0.28	0.39	0.34	0.37	0.36	0.36	0.29	0.40	0.40	0.38	0.37	0.36	0.42	0.28
MB活性物質　(mg/l)		＜ 0.02			＜ 0.02			＜ 0.02			＜ 0.02				

公共用水域測定結果表　5：三六堀川河口

年月日	H25.4.26	H25.5.22	H25.6.26	H25.7.17	H25.8.8	H25.9.25	H25.10.23	H25.11.13	H25.12.11	H26.1.15	H26.2.12	H26.3.12	平均	最大	最小
採取時刻	9:45	10:40	11:00	12:53	9:45	9:06	12:05	9:58	9:15	11:55	9:45	8:40			
天候（当日）	曇	晴	雨	晴	晴	晴	雨	晴	晴	晴	晴	晴			
気温（度）	15.5	21.2	19.2	30.0	26.0	23.5	18.9	9.9	7.5	2.5	1.2	4.3			
水温（度）	17.5	24.8	21.5	29.0	26.5	22.9	21.0	15.5	14.3	12.4	9.3	12.1			
採取位置	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸			
採水水深（m）	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層			
透視度（cm）	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50			
P H	8.4	8.9	7.9	8.9	8.6	8.2	8.6	8.3	8.2	8.4	8.1	8.1	8.4	8.9	7.9
DO (mg/l)	12	15	9.3	12	11	8.9	11	11	11	14	12	11	12	15	8.9
BOD (mg/l)	0.6	1.0	0.8	0.5	0.7	0.6	< 0.5	< 0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	1.0	< 0.5
COD (mg/l)	1.3	1.9	3.4	1.3	0.8	1.0	1.0	1.0	1.4	3.2	1.2	1.5	1.6	3.4	0.8
SS (mg/l)	1	3	欠測	2	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	1	3	1	3	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)	1400	3500	70000	4900	7900	4900	17000	7900	2300	1700	2400	490	10366	70000	490
カドミウム (mg/l)		< 0.001			< 0.001			< 0.001			< 0.001				
鉛 (mg/l)		< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005				
シアン (mg/l)		ND			ND			ND			ND				
総水銀 (mg/l)															
ひ素 (mg/l)															
PCB (mg/l)		ND													
六価クロム (mg/l)		< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02				
全リン (mg/l)	0.081	0.076	0.062	0.082	0.071	0.062	0.085	0.077	0.078	0.087	0.088	0.077	0.077	0.088	0.062
全窒素 (mg/l)	0.40	0.95	0.86	0.86	0.80	0.88	0.84	0.91	1.09	0.90	0.89	0.86	0.85	1.09	0.40
Kj−N (mg/l)	0.31	0.35	0.38	0.28	0.19	0.22	0.18	0.21	0.39	0.28	0.23	0.21	0.27	0.39	0.18
NO_2−N (mg/l)	0.081	0.003	0.008	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.006	0.005	0.005	0.011	0.081	0.003
NO_3−N (mg/l)	0.00	0.60	0.47	0.58	0.61	0.66	0.66	0.70	0.70	0.61	0.65	0.64	0.57	0.70	0.00
MB活性物質 (mg/l)		0.04			< 0.02			< 0.02			< 0.02				

公共用水域測定結果表　　6：姉川国友

年月日	H25.4.26	H25.5.22	H25.6.26	H25.7.17	H25.8.8	H25.9.25	H25.10.23	H25.11.13	H25.12.11	H26.1.15	H26.2.12	H26.3.12	平均	最大	最小
採取時刻	8:25	8:23	11:50	11:11	8:01	8:35	10:44	8:08	9:50	10:53	8:00	8:18			
天候（当日）	晴	晴	雨	晴	曇	晴	曇	晴	晴	晴	晴	晴			
気温（度）	16.2	21.8	19.0	25.0	23.0	25.0	18.2	6.5	9.0	3.9	-3.0	3.2			
水温（度）	12.0	17.4	20.0	24.2	20.5	18.5	17.2	11.0	9.5	6.6	2.5	4.8			
採取位置	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸			
採水水深（m）	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層			
透視度（cm）	> 50	> 50	22	> 50	> 50	49	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50			
PH	7.7	8.3	7.8	8.0	7.6	7.9	7.8	7.7	7.7	7.6	7.6	7.7	7.8	8.3	7.6
DO (mg/l)	11	11	8.8	8.6	8.5	9.2	9.7	10	11	13	13	13	11	13	8.5
BOD (mg/l)	0.5	0.5	1.4	0.5	0.5	0.6	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	0.5	< 0.5	0.6	1.4	< 0.5
COD (mg/l)	1.9	2.4	2.4	1.9	1.2	1.6	1.2	0.9	1.6	0.9	1.3	0.9	1.5	2.4	0.9
SS (mg/l)	9	5	欠測	5	7	13	2	2	2	< 1	2	< 1	4	13	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)	330	5400	240000	92000	17000	11000	4900	490	490	79	230	230	31012	240000	79
ｶﾄﾞﾐｳﾑ (mg/l)		< 0.001			< 0.001			< 0.001			< 0.001				
鉛 (mg/l)		< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005				
シアン (mg/l)		ND			ND			ND			ND				
総水銀 (mg/l)															
ひ素 (mg/l)															
PCB (mg/l)															
六価クロム (mg/l)		< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02				
全リン (mg/l)	0.043	0.044	0.083	0.044	0.037	0.037	0.026	0.020	0.022	0.016	0.072	0.018	0.039	0.083	0.016
全窒素 (mg/l)	0.68	0.73	1.10	0.71	0.67	0.66	0.70	0.79	0.75	0.77	0.68	0.73	0.75	1.10	0.66
Kj−N (mg/l)	0.23	0.27	0.66	0.29	0.19	0.23	0.16	0.26	0.31	0.23	0.21	0.29	0.28	0.66	0.16
NO_2−N (mg/l)	0.003	0.005	0.006	0.004	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.006	0.002
NO_3−N (mg/l)	0.45	0.45	0.43	0.42	0.48	0.43	0.54	0.53	0.44	0.54	0.47	0.44	0.47	0.54	0.42
MB活性物質 (mg/l)		0.04			< 0.02			< 0.02			< 0.02				

公共用水域測定結果表　7：平田川

年月日	H25.5.22	H25.8.8	H25.11.13	H26.2.12			
採取時刻	12:55	11:26	11:53	11:28			
天候（当日）	晴	晴	晴	晴			
気温（度）	30.8	33.0	15.4	5.0			
水温（度）	23.6	24.5	14.1	8.4			
採取位置	左岸	左岸	左岸	左岸			
採水水深（m）	表層	表層	表層	表層	平均	最大	最小
透視度（cm）	> 50	> 50	> 50	> 50			
PH	7.8	7.8	7.6	7.6	7.7	7.8	7.6
DO (mg/l)	11	9.0	11	13	11	13	9.0
BOD (mg/l)	1.4	1.0	< 0.5	0.6	0.9	1.4	< 0.5
COD (mg/l)	5.0	2.2	0.9	1.6	2.4	5.0	0.9
SS (mg/l)	11	4	< 1	1	4	11	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)	7900	240000	5400	790	63523	240000	790
カドミウム (mg/l)	< 0.001						
鉛 (mg/l)	< 0.005						
シアン (mg/l)	ND						
総水銀 (mg/l)							
ひ素 (mg/l)							
PCB (mg/l)							
六価クロム (mg/l)	< 0.02						
全リン (mg/l)	0.129	0.075	0.026	0.036	0.067	0.129	0.026
全窒素 (mg/l)	1.11	0.74	0.98	0.98	0.95	1.11	0.74
Kj−N (mg/l)	0.53	0.26	0.26	0.29	0.34	0.53	0.26
NO_2−N (mg/l)	0.009	0.003	0.003	0.013	0.007	0.013	0.003
NO_3−N (mg/l)	0.57	0.48	0.72	0.68	0.61	0.72	0.48
MB活性物質 (mg/l)	< 0.02						

公共用水域測定結果表　8：大井川河口

年月日	H25.6.26	H25.12.11			
採取時刻	8:15	7:40			
天候（当日）	雨	晴			
気温（度）	20.0	5.1			
水温（度）	19.2	10.5			
採取位置	中央	中央			
採水水深（m）	表層	表層	平均	最大	最小
透視度（cm）	24	> 50			
PH	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7
DO (mg/l)	8.1	9.8	9.0	10	8.1
BOD (mg/l)	1.6	< 0.5	1.1	1.6	< 0.5
COD (mg/l)	3.2	1.3	2.3	3.2	1.3
SS (mg/l)	欠測	1	1	1	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)	35000	2300	18650	35000	2300
カドミウム (mg/l)	< 0.001				
鉛 (mg/l)	< 0.005				
シアン (mg/l)	ND				
総水銀 (mg/l)					
ひ素 (mg/l)					
PCB (mg/l)					
六価クロム (mg/l)	< 0.02				
全リン (mg/l)	0.045	0.040	0.043	0.045	0.040
全窒素 (mg/l)	1.33	0.88	1.10	1.33	0.88
Kj−N (mg/l)	0.74	0.27	0.51	0.74	0.27
NO_2−N (mg/l)	0.015	0.004	0.010	0.015	0.004
NO_3−N (mg/l)	0.57	0.61	0.59	0.61	0.57
MB活性物質 (mg/l)	< 0.02				

公共用水域測定結果表　　9：旧大井川河口

年月日	H25.6.26	H25.12.11			
採取時刻	8:35	7:30			
天候（当日）	雨	晴			
気温（度）	20.0	4.5			
水温（度）	18.0	10.0			
採取位置	右岸	右岸			
採水水深（m）	表層	表層	平均	最大	最小
透視度（cm）	30	> 50			
PH	7.8	7.9	7.9	7.9	7.8
DO (mg/l)	7.9	10	9.0	10	8
BOD (mg/l)	1.9	< 0.5	1.2	1.9	< 0.5
COD (mg/l)	6.6	1.5	4.1	6.6	1.5
SS (mg/l)	欠測	5	3	5	5
大腸菌群数(MPN/100ML)	130000	790	65395	130000	790
ｶﾄﾞﾐｳﾑ (mg/l)	< 0.001				
鉛 (mg/l)	< 0.005				
シアン (mg/l)	ND				
総水銀 (mg/l)					
ひ素 (mg/l)					
PCB (mg/l)					
六価ｸﾛﾑ (mg/l)	< 0.02				
全ﾘﾝ (mg/l)	0.054	0.075	0.065	0.075	0.054
全窒素 (mg/l)	1.05	0.99	1.02	1.05	0.99
Kj－N (mg/l)	0.69	0.41	0.55	0.69	0.41
NO_2－N (mg/l)	0.011	0.007	0.009	0.011	0.007
NO_3－N (mg/l)	0.35	0.57	0.46	0.57	0.35
MB活性物質 (mg/l)	< 0.02				

公共用水域測定結果表　　10：五井戸川河口

年月日	H25.6.26	H25.12.11			
採取時刻	8:50	7:55			
天候（当日）	雨	晴			
気温（度）	19.5	5.5			
水温（度）	20.5	8.5			
採取位置	右岸	右岸			
採水水深（m）	表層	表層	平均	最大	最小
透視度（cm）	15	> 50			
PH	7.6	7.7	7.7	7.7	7.6
DO (mg/l)	8.1	10	9.1	10	8.1
BOD (mg/l)	2.4	0.5	1.5	2.4	0.5
COD (mg/l)	7.7	2.7	5.2	7.7	2.7
SS (mg/l)	欠測	2	1	2	2
大腸菌群数(MPN/100ML)	170000	11000	90500	170000	11000
ｶﾄﾞﾐｳﾑ (mg/l)	< 0.001				
鉛 (mg/l)	< 0.005				
シアン (mg/l)	ND				
総水銀 (mg/l)	< 5E-04				
ひ素 (mg/l)	< 0.005				
PCB (mg/l)	ND				
六価ｸﾛﾑ (mg/l)	< 0.02				
全ﾘﾝ (mg/l)	0.047	0.073	0.060	0.073	0.047
全窒素 (mg/l)	1.55	1.13	1.34	1.55	1.13
Kj－N (mg/l)	1.08	0.47	0.78	1.08	0.47
NO_2－N (mg/l)	0.025	0.011	0.018	0.025	0.011
NO_3－N (mg/l)	0.44	0.65	0.55	0.65	0.44
MB活性物質 (mg/l)	< 0.02				

公共用水域測定結果表　　11：打越川河口

年月日	H25.5.22	H25.8.8	H25.11.13	H26.2.12			
採取時刻	11:30	10:20	10:44	10:20			
天候（当日）	晴	晴	晴	晴			
気温（度）	25.5	27.0	12.5	3.7			
水温（度）	22.6	25.5	11.6	6.4			
採取位置	中央	中央	中央	中央			
採水水深（m）	表層	表層	表層	表層	平均	最大	最小
透視度（cm）	＞50	＞50	＞50	＞50			
PH	8.9	8.7	8.2	8.1	8.5	8.9	8.1
DO (mg/l)	13	12	12	12	12.3	13	12
BOD (mg/l)	0.9	0.7	1.0	1.4	1.0	1.4	0.7
COD (mg/l)	3.3	1.7	1.9	2.3	2.3	3.3	1.7
SS (mg/l)	1	3	1	12	4	12	1
大腸菌群数(MPN/100ML)	2300	24000	24000	9200	14875	24000	2300
ｶﾄﾞﾐｳﾑ (mg/l)	＜0.001						
鉛 (mg/l)	＜0.005						
シアン (mg/l)	ND						
総水銀 (mg/l)							
ひ素 (mg/l)							
PCB (mg/l)							
六価クロム (mg/l)	＜0.02						
全ﾘﾝ (mg/l)	0.129	0.075	0.082	0.085	0.093	0.129	0.075
全窒素 (mg/l)	0.68	0.68	0.56	0.89	0.70	0.89	0.56
Kj−N (mg/l)	0.41	0.27	0.31	0.34	0.33	0.41	0.27
NO_2−N (mg/l)	0.009	0.004	0.008	0.013	0.009	0.013	0.004
NO_3−N (mg/l)	0.26	0.41	0.24	0.54	0.36	0.54	0.24
MB活性物質 (mg/l)	＜0.02						

公共用水域測定結果表　　12：南川河口

年月日	H25.6.26	H25.12.11			
採取時刻	9:25	8:17			
天候（当日）	雨	晴			
気温（度）	20.0	6.0			
水温（度）	20.5	7.0			
採取位置	中央	中央			
採水水深（m）	表層	表層	平均	最大	最小
透視度（cm）	15	＞50			
PH	7.5	7.4	7.5	7.5	7.4
DO (mg/l)	7.7	9.1	8.4	9.1	7.7
BOD (mg/l)	2.8	0.6	1.7	2.8	0.6
COD (mg/l)	9.5	3.1	6.3	9.5	3.1
SS (mg/l)	欠測	5	5	5	5
大腸菌群数(MPN/100ML)	490000	7900	248950	490000	7900
ｶﾄﾞﾐｳﾑ (mg/l)					
鉛 (mg/l)					
シアン (mg/l)					
総水銀 (mg/l)					
ひ素 (mg/l)					
PCB (mg/l)					
六価クロム (mg/l)					
全ﾘﾝ (mg/l)	0.040	0.108	0.074	0.108	0.040
全窒素 (mg/l)	1.84	1.55	1.70	1.84	1.55
Kj−N (mg/l)	1.35	0.74	1.05	1.35	0.74
NO_2−N (mg/l)	0.033	0.02	0.027	0.033	0.020
NO_3−N (mg/l)	0.46	0.79	0.63	0.79	0.46
MB活性物質 (mg/l)	＜0.02	＜0.02			

公共用水域測定結果表　13：土川

年月日	H25.6.26	H25.12.11			
採取時刻	9:50	8:35			
天候（当日）	雨	晴			
気温（度）	18.5	5.8			
水温（度）	20.0	7.5			
採取位置	中央	中央			
採水水深（m）	表層	表層	平均	最大	最小
透視度（cm）	13	> 50			
PH	7.4	7.5	7.5	7.5	7.4
DO (mg/l)	6.8	10	8.4	10	6.8
BOD (mg/l)	2.9	0.9	1.9	2.9	0.9
COD (mg/l)	9.2	4.3	6.8	9.2	4.3
SS (mg/l)	欠測	6	6	6	6
大腸菌群数(MPN/100ML)	490000	3300	246650	490000	3300
ｶﾄﾞﾐｳﾑ (mg/l)	< 0.001				
鉛 (mg/l)	< 0.005				
ｼｱﾝ (mg/l)	ND				
総水銀 (mg/l)					
ひ素 (mg/l)					
PCB (mg/l)					
六価ｸﾛﾑ (mg/l)	< 0.02				
全ﾘﾝ (mg/l)	0.043	0.122	0.083	0.122	0.043
全窒素 (mg/l)	1.64	1.99	1.81	1.99	1.64
Kj－N (mg/l)	1.12	0.67	0.90	1.12	0.67
NO_2－N (mg/l)	0.029	0.018	0.024	0.029	0.018
NO_3－N (mg/l)	0.49	1.30	0.90	1.30	0.49
MB活性物質 (mg/l)	< 0.02				

公共用水域測定結果表　14：米川支流神明神社

年月日	H25.5.22	H25.8.8	H25.11.13	H26.2.12			
採取時刻	12:05	10:47	11:10	10:51			
天候（当日）	晴	晴	晴	晴			
気温（度）	24.5	27.0	11.6	2.9			
水温（度）	22.6	24.0	12.6	8.3			
採取位置	中央	中央	中央	中央			
採水水深（m）	表層	表層	表層	表層	平均	最大	最小
透視度（cm）	> 50	> 50	> 50	> 50			
PH	8.6	8.6	8.2	8.1	8.4	8.6	8.1
DO (mg/l)	12	11	11	12	12	12	11.0
BOD (mg/l)	0.6	0.8	0.6	0.8	0.7	0.8	< 0.6
COD (mg/l)	2.4	1.4	1.3	1.5	1.7	2.4	1.3
SS (mg/l)	2	1	2	< 1	2	2	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)	3300	110000	5400	1100	29950	110000	1100
ｶﾄﾞﾐｳﾑ (mg/l)	< 0.001						
鉛 (mg/l)	< 0.005						
ｼｱﾝ (mg/l)	ND						
総水銀 (mg/l)							
ひ素 (mg/l)							
PCB (mg/l)							
六価ｸﾛﾑ (mg/l)	< 0.02						
全ﾘﾝ (mg/l)	0.147	0.093	0.088	0.079	0.102	0.147	0.079
全窒素 (mg/l)	0.81	0.69	1.01	0.88	0.85	1.01	0.69
Kj－N (mg/l)	0.32	0.26	0.42	0.28	0.32	0.42	0.26
NO_2－N (mg/l)	0.011	0.006	0.005	0.009	0.008	0.011	0.005
NO_3－N (mg/l)	0.48	0.42	0.58	0.59	0.52	0.59	0.42
MB活性物質 (mg/l)	< 0.02						

公共用水域測定結果表　　15：八幡川

年　月　日	H25.5.22	H25.8.8	H25.11.13	H26.2.12			
採　取　時　刻	12:35	11:11	11:39	11:15			
天　候　（当日）	晴	晴	晴	晴			
気　温　（度）	30.8	32.5	12.4	5.0			
水　温　（度）	26.0	28.5	13.4	8.5			
採　取　位　置	中央	中央	中央	中央			
採　水　水　深　（m）	表層	表層	表層	表層	平均	最大	最小
透　視　度　（cm）	＞ 50	＞ 50	＞ 50	＞ 50			
P　H	9.4	9.6	8.0	8.0	8.8	9.6	8.0
DO　(mg/l)	15	17	11	12	14	17	11
BOD　(mg/l)	1.3	0.9	0.5	0.8	0.9	1.3	＜ 0.5
COD　(mg/l)	4.9	2.3	1.2	1.3	2.4	4.9	1.2
SS　(mg/l)	1	3	＜ 1	＜ 1	2	3	＜ 1
大腸菌群数(MPN/100ML)	13000	11000	5400	2400	7950	13000	2400
ｶﾄﾞﾐｳﾑ　(mg/l)	＜ 0.001						
鉛　(mg/l)	＜ 0.005						
シアン　(mg/l)	ND						
総水銀　(mg/l)							
ひ素　(mg/l)							
PCB　(mg/l)							
六価ｸﾛﾑ　(mg/l)	＜ 0.02						
全ﾘﾝ　(mg/l)	0.096	0.040	0.046	0.065	0.062	0.096	0.040
全窒素　(mg/l)	0.56	0.38	0.98	1.17	0.77	1.17	0.38
Kj－N　(mg/l)	0.42	0.26	0.23	0.33	0.31	0.42	0.23
NO_2－N　(mg/l)	0.004	0.002	0.004	0.005	0.004	0.005	0.002
NO_3－N　(mg/l)	0.14	0.12	0.75	0.83	0.46	0.83	0.12
MB活性物質　(mg/l)	＜ 0.02						

公共用水域測定結果表　　16：長浜新川

年　月　日	H25.5.22	H25.8.8	H25.11.13	H26.2.12			
採　取　時　刻	11:45	10:33	10:55	10:34			
天　候　（当日）	晴	晴	晴	晴			
気　温　（度）	23.0	26.0	12.0	4.0			
水　温　（度）	16.5	24.0	13.0	7.5			
採　取　位　置	中央	中央	中央	中央			
採　水　水　深　（m）	表層	表層	表層	表層	平均	最大	最小
透　視　度　（cm）	＞ 50	＞ 50	＞ 50	＞ 50			
P　H	7.8	7.8	7.7	7.7	7.8	7.8	7.7
DO　(mg/l)	9.3	8.7	10	12	10	12	8.7
BOD　(mg/l)	0.9	0.8	＜ 0.5	＜ 0.5	0.7	0.9	＜ 0.5
COD　(mg/l)	3.7	2.1	1.3	1.7	2.2	3.7	1.3
SS　(mg/l)	12	4	2	9	7	12	2
大腸菌群数(MPN/100ML)	5400	22000	940	110	7113	22000	110
ｶﾄﾞﾐｳﾑ　(mg/l)	＜ 0.001						
鉛　(mg/l)	＜ 0.005						
シアン　(mg/l)	ND						
総水銀　(mg/l)							
ひ素　(mg/l)							
PCB　(mg/l)							
六価ｸﾛﾑ　(mg/l)	＜ 0.02						
全ﾘﾝ　(mg/l)	0.094	0.060	0.044	0.052	0.063	0.094	0.044
全窒素　(mg/l)	0.77	0.64	0.81	0.84	0.76	0.84	0.64
Kj－N　(mg/l)	0.42	0.28	0.29	0.33	0.33	0.42	0.28
NO_2－N　(mg/l)	0.009	0.007	0.004	0.005	0.006	0.009	0.004
NO_3－N　(mg/l)	0.34	0.35	0.52	0.50	0.43	0.52	0.34
MB活性物質　(mg/l)	＜ 0.02						

＜東浅井地域＞

公共用水域測定結果表　17：草野川上流

年月日	H25.5.22	H25.8.8	H25.11.13	H26.2.12			
採取時刻	7:07	6:36	6:58	6:47			
天候（当日）	晴	曇	晴	晴			
気温（度）	17.2	22.0	5.8	-7.0			
水温（度）	13.5	17.5	8.9	1.2			
採取位置	中央	中央	中央	中央			
採水水深（m）	表層	表層	表層	表層	平均	最大	最小
透視度（cm）	> 50	> 50	> 50	> 50			
P H	7.7	7.6	7.6	7.5	7.6	7.7	7.5
DO (mg/l)	11	9.3	11	14	11	14	9.3
BOD (mg/l)	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	0.5	0.5	< 0.5
COD (mg/l)	1.0	0.7	0.9	0.8	0.9	1.0	0.7
SS (mg/l)	1	3	< 1	1	2	3	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)	330	7900	700	22	2238	7900	22
全リン (mg/l)	0.018	0.020	0.026	0.016	0.020	0.026	0.016
全窒素 (mg/l)	0.35	0.40	0.36	0.35	0.37	0.40	0.35

公共用水域測定結果表　18：草野川中流

年月日	H25.5.22	H25.8.8	H25.11.13	H26.2.12			
採取時刻	7:25	6:49	7:10	7:00			
天候（当日）	晴	曇	晴	晴			
気温（度）	17.8	23.0	4.9	-6.1			
水温（度）	14.0	18.0	9.7	1.5			
採取位置	中央	中央	中央	中央			
採水水深（m）	表層	表層	表層	表層	平均	最大	最小
透視度（cm）	> 50	> 50	> 50	> 50			
P H	7.7	7.6	7.6	7.5	7.6	7.7	7.5
DO (mg/l)	10	9.2	11	14	11	14	9.2
BOD (mg/l)	< 0.5	< 0.5	< 0.5	0.5	0.5	0.5	< 0.5
COD (mg/l)	1.1	1.3	0.8	1.2	1.1	1.3	0.8
SS (mg/l)	2	5	< 1	2	3	5	1
大腸菌群数(MPN/100ML)	490	4600	700	1300	1773	4600	490
全リン (mg/l)	0.029	0.031	0.026	0.02	0.027	0.031	0.020
全窒素 (mg/l)	0.36	0.47	0.36	0.40	0.40	0.47	0.36

公共用水域測定結果表　19：田川上流

年月日	H25.5.22	H25.8.8	H25.11.13	H26.2.12			
採取時刻	6:41	6:14	6:37	6:26			
天候（当日）	晴	曇	晴	晴			
気温（度）	16.0	22.5	7.7	-4.8			
水温（度）	14.5	19.0	10.5	3.0			
採取位置	中央	中央	中央	中央			
採水水深（m）	表層	表層	表層	表層	平均	最大	最小
透視度（cm）	> 50	> 50	> 50	> 50			
P H	7.4	7.7	7.7	7.7	7.6	7.7	7.4
DO (mg/l)	9.5	9.2	10	13	10	13	9.2
BOD (mg/l)	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	0.5	0.5	< 0.5
COD (mg/l)	2.6	1.5	1.4	1.1	1.7	2.6	1.1
SS (mg/l)	8	5	4	< 1	5	8	1
大腸菌群数(MPN/100ML)	3500	7000	2400	22	3231	7000	22
全リン (mg/l)	0.053	0.029	0.029	0.022	0.033	0.053	0.022
全窒素 (mg/l)	0.39	0.59	0.47	0.43	0.47	0.59	0.39

公共用水域測定結果表　20：姉川今荘

年月日	H25.5.22	H25.8.8	H25.11.13	H26.2.12			
採取時刻	7:42	7:06	7:35	7:19			
天候（当日）	晴	曇	晴	晴			
気温（度）	17.5	22.0	5.7	-4.6			
水温（度）	16.6	20.0	10.5	2.5			
採取位置	中央	中央	中央	中央			
採水水深（m）	表層	表層	表層	表層	平均	最大	最小
透視度（cm）	> 50	> 50	> 50	> 50			
P H	8.3	8.0	8.0	7.8	8.0	8.3	7.8
DO (mg/l)	10	8.8	11	14	11	14	8.8
BOD (mg/l)	< 0.5	0.8	< 0.5	< 0.5	0.6	0.8	< 0.5
COD (mg/l)	1.6	1.4	1.0	1	1.3	1.6	1.0
SS (mg/l)	3	8	2	< 1	4	8	1
大腸菌群数(MPN/100ML)	3500	4900	5400	49	3462	5400	49
全リン (mg/l)	0.033	0.033	0.022	0.031	0.030	0.033	0.022
全窒素 (mg/l)	0.56	0.51	0.43	0.45	0.49	0.56	0.43

公共用水域測定結果表　　21：丁野木川河口

年月日	H25.5.22	H25.8.8	H25.11.13	H26.2.12			
採取時刻	9:45	9:05	9:14	9:01			
天候（当日）	晴	晴	晴	晴			
気温（度）	20.1	25.0	7.3	0.8			
水温（度）	18.5	22.5	10.5	3.5			
採取位置	中央	中央	中央	中央			
採水水深（m）	表層	表層	表層	表層	平均	最大	最小
透視度（cm）	39	50	＞ 50	＞ 50			
P H	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6
DO (mg/l)	9.5	8.6	11	13	11	13	8.6
BOD (mg/l)	1.3	0.6	0.5	0.6	0.8	1.3	＜ 0.5
COD (mg/l)	4.4	2.2	1.2	1.3	2.3	4.4	1.2
SS (mg/l)	13	10	1	＜ 1	6	13	1
大腸菌群数 (MPN/100ML)	17000	17000	7900	790	10673	17000	790
全リン (mg/l)	0.089	0.060	0.026	0.014	0.047	0.089	0.014
全窒素 (mg/l)	0.63	0.57	0.59	0.50	0.57	0.63	0.50

公共用水域測定結果表　　23：高時川

年月日	H25.5.22	H25.8.8	H25.11.13	H26.2.12			
採取時刻	9:12	8:39	8:50	8:37			
天候（当日）	晴	曇	晴	晴			
気温（度）	19.5	25.0	8.2	0.5			
水温（度）	-	22.0	9.0	1.0			
採取位置	中央	中央	中央	中央			
採水水深（m）	表層	表層	表層	表層	平均	最大	最小
透視度（cm）	-	37	＞ 50	＞ 50			
P H	-	7.7	7.8	7.7	7.7	7.8	7.7
DO (mg/l)	-	8.9	11	14	11	14	8.9
BOD (mg/l)	-	＜ 0.5	＜ 0.5	＜ 0.5	0.5	0.5	＜ 0.5
COD (mg/l)	-	1.4	0.9	1.0	1.1	1.4	0.9
SS (mg/l)	-	12	＜ 1	1	5	12	＜ 1
大腸菌群数(MPN/100ML)	-	4900	5400	49	3450	5400	49
全リン (mg/l)	-	0.057	0.035	0.059	0.050	0.059	0.035
全窒素 (mg/l)	-	0.41	0.30	0.32	0.34	0.41	0.30

公共用水域測定結果表　　22：田川河口

年月日	H25.5.22	H25.8.8	H26.11.13	H26.2.12			
採取時刻	9:22	8:51	9:03	8:50			
天候（当日）	晴	晴	晴	晴			
気温（度）	18.9	26.0	8.8	0.0			
水温（度）	18.3	22.0	12.2	4.2			
採取位置	中央	中央	中央	中央			
採水水深（m）	表層	表層	表層	表層	平均	最大	最小
透視度（cm）	＞ 50	＞ 50	＞ 50	＞ 50			
P H	7.7	7.6	7.6	7.6	7.6	7.7	7.6
DO (mg/l)	9.6	8.6	9.8	13	10	13	8.6
BOD (mg/l)	1.0	0.7	＜ 0.5	＜ 0.5	0.7	1.0	＜ 0.5
COD (mg/l)	3.9	2.2	1.3	1.6	2.3	3.9	1.3
SS (mg/l)	10	13	2	1	7	13	1
大腸菌群数(MPN/100ML)	4900	22000	3500	490	7723	22000	490
全リン (mg/l)	0.100	0.077	0.044	0.04	0.065	0.100	0.040
全窒素 (mg/l)	0.66	0.66	0.62	0.56	0.63	0.66	0.56

公共用水域測定結果表　24：姉川河口

年月日	H25.5.22	H25.8.8	H25.11.13	H26.2.12			
採取時刻	10:01	9:20	9:31	9:20			
天候（当日）	晴	晴	晴	晴			
気温（度）	23.2	25.0	7.0	-0.2			
水温（度）	20.2	21.0	10.1	2.0			
採取位置	中央	中央	中央	中央			
採水水深（m）	表層	表層	表層	表層	平均	最大	最小
透視度（cm）	> 50	> 50	> 50	> 50			
PH	9.0	7.8	7.8	7.7	8.1	9.0	7.7
DO (mg/l)	13	8.5	11	14	12	14	8.5
BOD (mg/l)	0.6	0.6	< 0.5	< 0.5	0.6	0.6	< 0.5
COD (mg/l)	1.8	1.4	0.9	0.9	1.3	1.8	0.9
SS (mg/l)	1	10	< 1	1	3	10	1
大腸菌群数(MPN/100ML)	490	14000	3500	230	4555	14000	230
全リン (mg/l)	0.031	0.040	0.015	0.027	0.028	0.040	0.015
全窒素 (mg/l)	0.36	0.48	0.40	0.39	0.41	0.48	0.36

公共用水域測定結果表　25：川道川

年月日	H25.5.22	H25.8.8	H25.11.13	H26.2.12			
採取時刻	10:17	9:33	9:44	9:30			
天候（当日）	晴	晴	晴	晴			
気温（度）	20.9	25.5	7.6	0.1			
水温（度）	19.0	23.0	12.5	4.6			
採取位置	中央	中央	中央	中央			
採水水深（m）	表層	表層	表層	表層	平均	最大	最小
透視度（cm）	> 50	> 50	> 50	> 50			
PH	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6
DO (mg/l)	9.8	8.6	10	12	10	12	8.6
BOD (mg/l)	1.0	0.8	< 0.5	< 0.5	0.7	1.0	< 0.5
COD (mg/l)	4.6	3.0	1.2	1.4	2.6	4.6	1.2
SS (mg/l)	7	4	2	2	4	7	2
大腸菌群数(MPN/100ML)	11000	49000	3500	460	15990	49000	460
全リン (mg/l)	0.105	0.125	0.062	0.065	0.089	0.125	0.062
全窒素 (mg/l)	0.76	0.52	0.68	0.77	0.68	0.77	0.52

公共用水域測定結果表　　26：田川中流

年月日	H25.5.22	H25.8.8	H25.11.13	H26.2.12			
採取時刻	8:51	8:24	8:37	8:23			
天候（当日）	晴	晴	晴	晴			
気温（度）	23.0	25.0	6.5	-0.8			
水温（度）	18.1	21.5	11.5	4.0			
採取位置	中央	中央	中央	中央			
採水水深（m）	表層	表層	表層	表層	平均	最大	最小
透視度（cm）	> 50	> 50	> 50	> 50			
PH	7.8	7.6	7.7	7.6	7.7	7.8	7.6
DO (mg/l)	10	8.5	10	13	10	13	8.5
BOD (mg/l)	0.7	0.6	< 0.5	< 0.5	0.6	0.7	< 0.5
COD (mg/l)	4.7	2.2	1.3	1.4	2.4	4.7	1.3
SS (mg/l)	15	16	2	2	9	16	2
大腸菌群数(MPN/100ML)	7900	54000	5400	330	16908	54000	330
全リン (mg/l)	0.107	0.077	0.042	0.040	0.067	0.107	0.040
全窒素 (mg/l)	0.68	0.68	0.62	0.54	0.63	0.68	0.54

公共用水域測定結果表　　27：七縄川

年月日	H25.5.22	H25.8.8	H25.11.13	H26.2.12			
採取時刻	8:42	8:15	8:29	8:17			
天候（当日）	晴	晴	晴	晴			
気温（度）	20.3	24.0	6.2	-1.0			
水温（度）	17.2	21.0	13.2	5.7			
採取位置	中央	中央	中央	中央			
採水水深（m）	表層	表層	表層	表層	平均	最大	最小
透視度（cm）	> 50	> 50	> 50	> 50			
PH	7.7	7.6	7.6	7.6	7.6	7.7	7.6
DO (mg/l)	11	8.6	9.1	12	10	12	8.6
BOD (mg/l)	0.9	1.0	0.6	0.5	0.8	1.0	< 0.5
COD (mg/l)	2.9	2.4	1.5	1.5	2.1	2.9	1.5
SS (mg/l)	4	13	1	< 1	5	13	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)	7000	14000	3500	230	6183	14000	230
全リン (mg/l)	0.073	0.090	0.064	0.056	0.071	0.090	0.056
全窒素 (mg/l)	0.7	0.83	0.67	0.66	0.72	0.83	0.66

公共用水域測定結果表　　28：西川

年月日	H25.4.26	H25.7.17	H25.10.23	H26.1.15			
採取時刻	8:00	10:32	10:11	10:26			
天候(当日)	晴	晴	曇	晴			
気温(度)	15.2	26.2	20.1	2.2			
水温(度)	12.0	24.0	17.5	5.6			
採取位置	中央	中央	中央	中央			
採水水深(m)	表層	表層	表層	表層	平均	最大	最小
透視度(cm)	31	39	> 50	> 50			
PH	7.2	7.7	7.6	7.3	7.5	7.7	7.2
DO (mg/l)	10	9.1	11	13	11	13	9.1
BOD (mg/l)	0.5	0.6	< 0.5	0.5	0.5	0.6	< 0.5
COD (mg/l)	3.4	3.7	1.9	1.2	2.6	3.7	1.2
SS (mg/l)	11	23	3	2	10	23	< 2
大腸菌群数(MPN/100ML)	170	49000	7000	330	14125	49000	170
全リン (mg/l)	0.083	0.091	0.031	0.013	0.055	0.091	0.013
全窒素 (mg/l)	0.78	0.54	0.43	0.49	0.56	0.78	0.43

公共用水域測定結果表　　30：余呉川河口

年月日	H25.4.26	H25.7.17	H25.10.23	H26.1.15			
採取時刻	7:30	9:55	9:38	9:48			
天候(当日)	晴	晴	曇	晴			
気温(度)	16.8	25.9	19.1	3.5			
水温(度)	14.0	21.0	15.5	9.2			
採取位置	中央	中央	中央	中央			
採水水深(m)	表層	表層	表層	表層	平均	最大	最小
透視度(cm)	25	> 50	> 50	> 50			
PH	7.4	7.4	7.4	7.3	7.4	7.4	7.3
DO (mg/l)	8.9	8.4	9.1	10	9	10	8.4
BOD (mg/l)	0.8	0.8	< 0.5	< 0.5	0.7	0.8	< 0.5
COD (mg/l)	3.4	1.8	1.0	0.8	1.8	3.4	0.8
SS (mg/l)	16	8	2	2	7	16	2
大腸菌群数(MPN/100ML)	1300	24000	7900	790	8498	24000	790
全リン (mg/l)	0.114	0.080	0.039	0.031	0.066	0.114	0.031
全窒素 (mg/l)	0.94	0.65	0.56	0.69	0.71	0.94	0.56

公共用水域測定結果表　　29：三条川

年月日	H25.4.26	H25.7.17	H25.10.23	H26.1.15			
採取時刻	8:10	10:47	10:22	10:37			
天候(当日)	晴	晴	晴	晴			
気温(度)	16.8	26.4	20.2	3.0			
水温(度)	12.0	23.9	17.3	5.2			
採取位置	中央	中央	中央	中央			
採水水深(m)	表層	表層	表層	表層	平均	最大	最小
透視度(cm)	23	43	> 50	> 50			
PH	7.5	8.0	8.0	7.6	7.8	8.0	7.5
DO (mg/l)	11	9.3	11	13	11	13	9.3
BOD (mg/l)	0.6	0.6	< 0.5	< 0.5	0.6	0.6	< 0.5
COD (mg/l)	3.9	3.0	1.9	0.8	2.4	3.9	0.8
SS (mg/l)	25	21	3	2	13	25	2
大腸菌群数(MPN/100ML)	1100	33000	4900	460	9865	33000	460
全リン (mg/l)	0.125	0.102	0.066	0.025	0.080	0.125	0.025
全窒素 (mg/l)	0.89	0.61	0.60	0.48	0.65	0.89	0.48

＜伊香区域＞

公共用水域測定結果表　31：丁野木川中流

年月日	H25.4.26	H25.7.17	H25.10.23	H28.1.15			
採取時刻	10:56	10:16	9:55	10:04			
天候(当日)	曇	晴	曇	晴			
気温（度）	11.5	28.0	20.1	3.2			
水温（度）	11.9	25.6	16.9	3.4			
採取位置	中央	中央	中央	中央			
採水水深（m）	表層	表層	表層	表層	平均	最大	最小
透視度（cm）	19	27	> 50	> 50			
PH	7.5	7.7	7.9	7.9	7.8	7.9	7.5
DO (mg/l)	11	8.3	10	14	11	14	8.3
BOD (mg/l)	0.8	1.3	< 0.5	0.7	0.8	1.3	< 0.5
COD (mg/l)	3.7	5.0	1.5	1.1	2.8	5.0	1.1
SS (mg/l)	23	24	1	1	12	24	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)	790	130000	4900	330	34005	130000	330
全リン (mg/l)	0.148	0.263	0.024	0.013	0.112	0.263	0.013
全窒素 (mg/l)	0.97	0.75	0.38	0.39	0.62	0.97	0.38

公共用水域測定結果表　33：赤川

年月日	H25.4.26	H25.7.17	H25.10.23	H26.1.15			
採取時刻	9:40	9:21	9:10	9:30			
天候(当日)	曇	晴	曇	晴			
気温（度）	13.1	27.9	18.0	-1.5			
水温（度）	12.1	23.3	16.7	2.3			
採取位置	中央	中央	中央	中央			
採水水深（m）	表層	表層	表層	表層	平均	最大	最小
透視度（cm）	41	27	> 50	> 50			
PH	7.8	7.9	8.3	7.9	8.0	8.3	7.8
DO (mg/l)	12	9.1	11	14	12	14	9.1
BOD (mg/l)	1.0	0.7	< 0.5	0.5	0.7	1.0	< 0.5
COD (mg/l)	3.9	3.8	1.5	1.0	2.6	3.9	1.0
SS (mg/l)	12	33	2	< 1	12	33	1
大腸菌群数(MPN/100ML)	2300	54000	7000	230	15883	54000	230
全リン (mg/l)	0.103	0.111	0.026	0.015	0.064	0.111	0.015
全窒素 (mg/l)	0.78	0.56	0.32	0.38	0.51	0.78	0.32

公共用水域測定結果表　32：西野放水路

年月日	H25.4.26	H25.7.17	H25.10.23	H26.1.15			
採取時刻	10:35	9:35	9:21	9:30			
天候(当日)	曇	晴	曇	晴			
気温（度）	11.5	26.0	18.2	-1.0			
水温（度）	12.6	22.3	16.1	6.1			
採取位置	中央	中央	中央	中央			
採水水深（m）	表層	表層	表層	表層	平均	最大	最小
透視度（cm）	> 50	> 50	> 50	> 50			
PH	7.2	7.3	7.1	7.2	7.2	7.3	7.1
DO (mg/l)	11	8.5	9.1	12	10	12	8.5
BOD (mg/l)	0.5	> 0.5	< 0.5	< 0.5	0.5	0.5	< 0.5
COD (mg/l)	2.9	3.0	1.2	1.1	2.1	3.0	1.1
SS (mg/l)	15	16	3	2	9	16	2
大腸菌群数(MPN/100ML)	1100	35000	11000	230	11833	35000	230
全リン (mg/l)	0.076	0.095	0.031	0.02	0.056	0.095	0.020
全窒素 (mg/l)	0.82	0.68	0.68	0.70	0.72	0.82	0.68

＜伊香区域＞

公共用水域測定結果表　　34：髙時川上流

年月日	H25.4.26	H25.7.17	H25.10.23	H26.1.15			
採取時刻	10:07	6:25	6:30	6:24			
天候（当日）	曇	晴	曇	晴			
気温（度）	11.0	17.9	15.8	-2.2			
水温（度）	9.8	18.1	15.0	2.7			
採取位置	中央	中央	中央	中央			
採水水深（m）	表層	表層	表層	表層	平均	最大	最小
透視度（cm）	＞ 50	28	＞ 50	＞ 50			
PH	7.7	7.6	7.8	7.5	7.7	7.8	7.5
DO (mg/l)	12	9.4	10	13	11	13	9.4
BOD (mg/l)	＜ 0.5	＜ 0.5	＜ 0.5	＜ 0.5	0.5	0.5	＜ 0.5
COD (mg/l)	＜ 0.5	1.5	0.9	0.7	0.9	1.5	0.5
SS (mg/l)	3	19	＜ 1	＜ 1	6	19	＜ 1
大腸菌群数(MPN/100ML)	22	7900	4900	330	3288	7900	22
全ﾘﾝ (mg/l)	0.014	0.058	0.024	0.009	0.026	0.058	0.009
全窒素 (mg/l)	0.42	0.48	0.32	0.36	0.40	0.48	0.32

公共用水域測定結果表　　35：余呉川中流

年月日	H25.4.26	H25.7.17	H25.10.23	H26.1.15			
採取時刻	9:23	9:08	8:56	9:04			
天候（当日）	雨	晴	曇	晴			
気温（度）	11.6	28.0	17.3	-2.2			
水温（度）	12.4	23.5	16.7	5.2			
採取位置	中央	中央	中央	中央			
採水水深（m）	表層	表層	表層	表層	平均	最大	最小
透視度（cm）	45	＞ 50	＞ 50	＞ 50			
PH	7.5	7.6	7.7	7.6	7.6	7.7	7.5
DO (mg/l)	11	8.6	9.6	13	11	13	8.6
BOD (mg/l)	0.6	0.7	＜ 0.5	＜ 0.5	0.6	0.7	＜ 0.5
COD (mg/l)	3.4	2.9	1.1	1.4	2.2	3.4	1.1
SS (mg/l)	14	13	3	2	8	14	2
大腸菌群数(MPN/100ML)	1300	4600	35000	330	10308	35000	330
全ﾘﾝ (mg/l)	0.101	0.066	0.035	0.018	0.055	0.101	0.018
全窒素 (mg/l)	0.88	0.69	0.73	0.69	0.75	0.88	0.69

公共用水域測定結果表　36：余呉川上流

年月日	H25.4.26	H25.7.17	H25.10.23	H26.1.15			
採取時刻	7:08	7:00	6:56	7:04			
天候（当日）	晴	曇	曇	晴			
気温（度）	12.9	21.5	16.1	-5.1			
水温（度）	9.5	17.9	15.3	3.1			
採取位置	中央	中央	中央	中央			
採水水深（m）	表層	表層	表層	表層	平均	最大	最小
透視度（cm）	> 50	> 50	> 50	> 50			
PH	7.7	7.8	7.8	7.6	7.7	7.8	7.6
DO (mg/l)	12	9.5	10	13	11	13	9.5
BOD (mg/l)	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	0.5	0.5	< 0.5
COD (mg/l)	1.9	1.7	1.2	0.6	1.4	1.9	0.6
SS (mg/l)	5	5	2	1	3	5	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)	79000	22000	13000	790	28698	79000	790
全ﾘﾝ (mg/l)	0.043	0.026	0.018	0.007	0.024	0.043	0.007
全窒素 (mg/l)	0.77	0.67	0.56	0.63	0.66	0.77	0.56

公共用水域測定結果表　37：余呉湖出口

年月日	H25.4.26	H25.7.17	H25.10.23	H26.1.15			
採取時刻	9:04	7:00	8:41	8:48			
天候（当日）	雨	曇	曇	晴			
気温（度）	12.0	21.5	16.2	-2.6			
水温（度）	11.5	17.9	16.2	5.5			
採取位置	中央	中央	中央	中央			
採水水深（m）	表層	表層	表層	表層	平均	最大	最小
透視度（cm）	> 50	> 50	> 50	> 50			
PH	7.4	7.8	7.5	7.4	7.5	7.8	7.4
DO (mg/l)	11	9.5	9.3	12	10	12	9.3
BOD (mg/l)	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	0.5	0.5	< 0.5
COD (mg/l)	1.9	1.6	1.7	0.8	1.5	1.9	0.8
SS (mg/l)	3	5	< 2	12	6	12	< 2
大腸菌群数(MPN/100ML)	350	22000	7900	230	7620	22000	230
全ﾘﾝ (mg/l)	0.069	0.026	0.029	0.015	0.035	0.069	0.015
全窒素 (mg/l)	0.80	0.67	0.69	0.71	0.72	0.80	0.67

公共用水域測定結果表　　38：大川河口

年月日	H25.4.26	H25.7.17	H25.10.23	H26.1.15			
採取時刻	8:42	8:20	8:15	8:18			
天候（当日）	曇	曇	曇	晴			
気温（度）	15.1	23.3	16.2	-3.5			
水温（度）	11.9	21.2	16.5	3.9			
採取位置	中央	中央	中央	中央			
採水水深（m）	表層	表層	表層	表層	平均	最大	最小
透視度（cm）	＞ 50	＞ 50	＞ 50	＞ 50			
P H	7.4	7.5	7.6	7.3	7.5	7.6	7.3
DO (mg/l)	11	8.8	9.7	13	11	13	8.8
BOD (mg/l)	＜ 0.5	0.5	＜ 0.5	＜ 0.5	0.5	0.5	＜ 0.5
COD (mg/l)	2.2	2.7	1.6	0.9	1.9	2.7	0.9
SS (mg/l)	5	7	3	1	4	7	1
大腸菌群数(MPN/100ML)	230	54000	13000	790	17005	54000	230
全ﾘﾝ (mg/l)	0.063	0.035	0.061	0.009	0.042	0.063	0.009
全窒素 (mg/l)	0.67	0.67	0.57	0.65	0.64	0.67	0.57

公共用水域測定結果表　　39：大坪川河口

年月日	H25.4.26	H25.7.17	H25.10.23	H26.1.15			
採取時刻	8:23	8:31	8:22	8:28			
天候（当日）	曇	曇	曇	晴			
気温（度）	13.5	25.3	16.7	-0.8			
水温（度）	11.7	21.3	16.5	5.2			
採取位置	中央	中央	中央	中央			
採水水深（m）	表層	表層	表層	表層	平均	最大	最小
透視度（cm）	＞ 50	＞ 50	＞ 50	＞ 50			
P H	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1
DO (mg/l)	9.5	7.8	7.6	12	9.2	12	7.6
BOD (mg/l)	＜ 0.5	0.5	0.6	＜ 0.5	0.5	0.6	＜ 0.5
COD (mg/l)	2.8	3.5	2.3	1.7	2.6	3.5	1.7
SS (mg/l)	3	9	2	1	4	9	1
大腸菌群数(MPN/100ML)	5400	33000	4900	35000	19575	35000	4900
全ﾘﾝ (mg/l)	0.061	0.192	0.055	0.027	0.084	0.192	0.027
全窒素 (mg/l)	0.82	0.83	0.59	0.83	0.77	0.83	0.59

公共用水域測定結果表　　40：大浦川上流

年月日	H25.4.26	H25.7.17	H25.10.23	H26.1.15			
採取時刻	7:45	7:35	7:31	7:40			
天候（当日）	晴	曇	曇	晴			
気温（度）	14.6	21.4	16.2	-5.0			
水温（度）	10.6	20.1	15.9	3.5			
採取位置	中央	中央	中央	中央			
採水水深（m）	表層	表層	表層	表層	平均	最大	最小
透視度（cm）	＞ 50	＞ 50	＞ 50	＞ 50			
P H	7.1	7.1	7.1	6.9	7.1	7.1	6.9
DO (mg/l)	11	9.0	9.6	13	11	13	9.0
BOD (mg/l)	＜ 0.5	0.5	＜ 0.5	＜ 0.5	0.5	0.5	＜ 0.5
COD (mg/l)	2.3	2.5	1.8	1.0	1.9	2.5	1.0
SS (mg/l)	2	3	2	＜ 1	2	3	＜ 1
大腸菌群数(MPN/100ML)	230	24000	4900	170	7325	24000	170
全ﾘﾝ (mg/l)	0.020	0.166	0.022	0.002	0.053	0.166	0.002
全窒素 (mg/l)	0.44	0.37	0.31	0.37	0.37	0.44	0.31

公共用水域測定結果表　　41：大浦川河口

年月日	H25.4.26	H25.7.17	H25.10.23	2014/115			
採取時刻	8:02	7:35	8:00	8:00			
天候（当日）	晴	曇	曇	晴			
気温（度）	13.9	21.4	16.2	-4.1			
水温（度）	11.2	20.1	16.1	3.1			
採取位置	中央	中央	中央	中央			
採水水深（m）	表層	表層	表層	表層	平均	最大	最小
透視度（cm）	＞ 50	＞ 50	＞ 50	＞ 50			
P H	7.0	7.1	7.2	7.1	7.1	7.2	7.0
DO (mg/l)	9.4	9.0	8.5	12	9.7	12	8.5
BOD (mg/l)	＜ 0.5	0.5	＜ 0.5	＜ 0.5	0.5	0.5	＜ 0.5
COD (mg/l)	3.0	2.5	2.0	1.0	2.1	3.0	1.0
SS (mg/l)	7	3	2	1	3	7	1
大腸菌群数(MPN/100ML)	330	24000	13000	1700	9758	24000	330
全ﾘﾝ (mg/l)	0.114	0.166	0.033	0.009	0.081	0.166	0.009
全窒素 (mg/l)	0.74	0.37	0.51	0.55	0.54	0.74	0.37

第２節　底質調査結果

１　概要

昭和 48 年に市内河川の底質に問題が発生し、三六堀川では浚渫が実施されました。その後の状況を把握するため、毎年度調査を実施しており、本年も同項目について調査を実施しました。

２　調査地点

①米川河口　　③十一川河口　　⑤三六堀川河口　　⑧大井川河口

３　調査頻度

■　年 1 回調査

４　調査方法

■　委託による調査

5　調査結果

底質分析結果表

採取河川	米川河口	十一川河口	三六堀川河口	大井川河口
採取日	H25.10.2	H25.10.2	H25.10.2	H25.10.2
採取時刻	11:00	11:15	10:46	10:29
天候（当日）	晴	晴	晴	晴
気温（度）	23.8	27.8	25.9	28.0
水分率 (%)	22.6	18.2	21.0	20.0
アルキル水銀化合物 (mg/kg･dry)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
総水銀 (mg/kg･dry)	0.29	0.09	0.06	0.04
カドミウム (mg/kg･dry)	0.16	0.10	0.27	0.08
鉛 (mg/kg･dry)	41	12	8	7
有機リン化合物 (mg/kg･dry)	<1	<1	<1	<1
ひ素 (mg/kg･dry)	7.1	5.8	5.5	5.2
ＰＣＢ (mg/kg･dry)	0.03	<0.01	0.04	<0.01
クロム含有量 (mg/kg･dry)	22	17	15	19

①経年変化

いずれの調査地点も、概ね横ばいの状態でした。

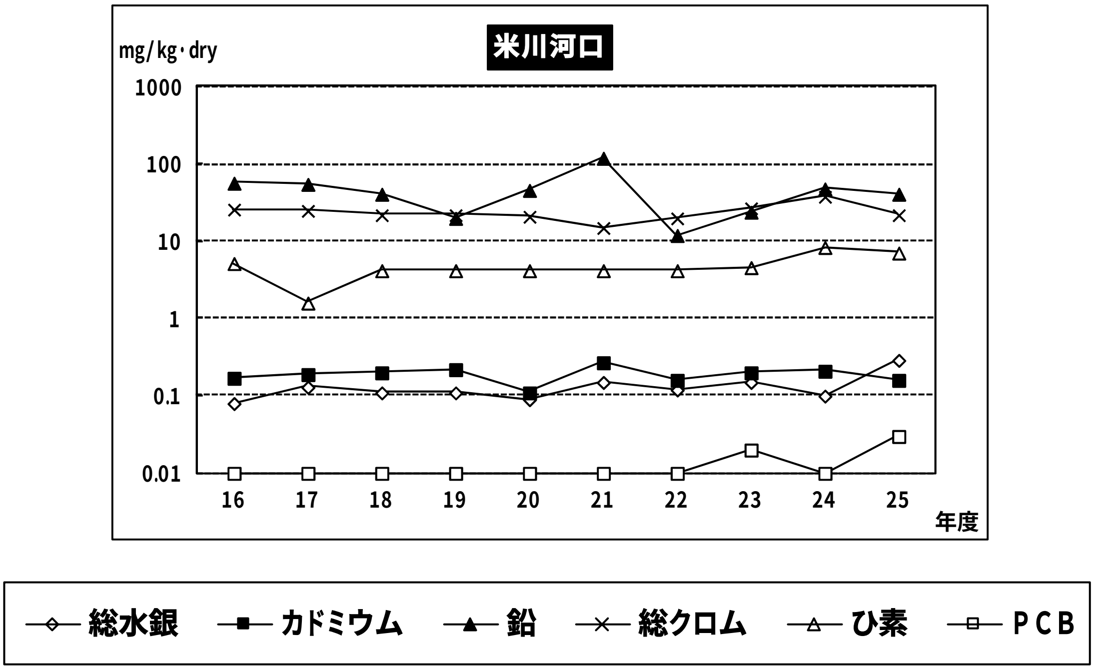

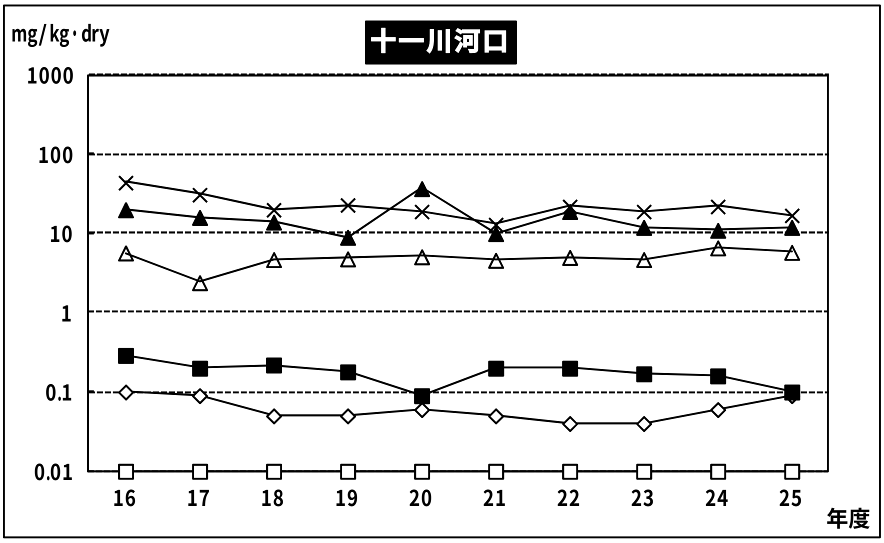

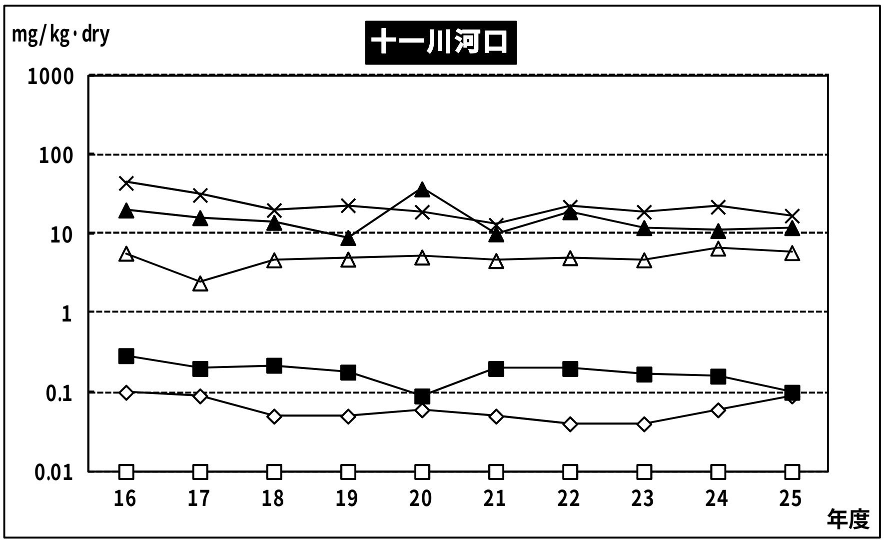

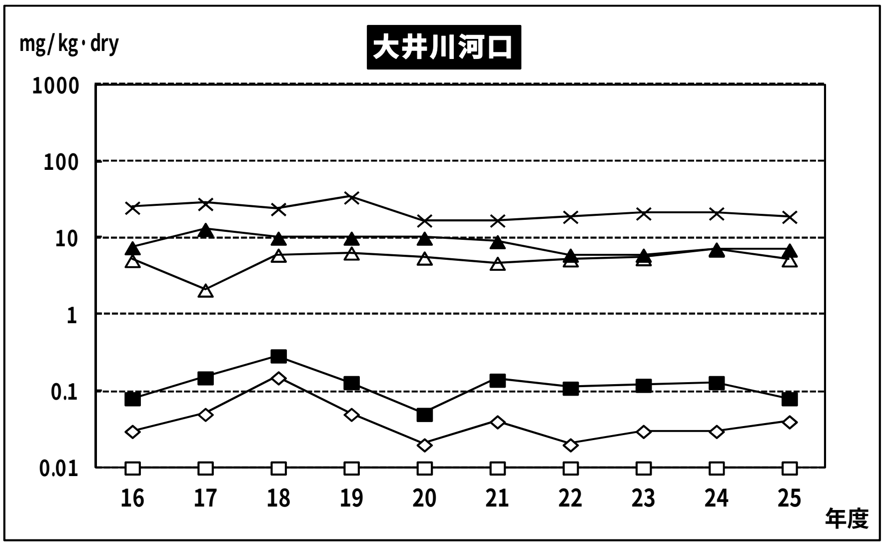

総水銀　カドミウム　鉛　総クロム　ひ素　ＰＣＢ

②調査項目ごとの経年変化

若干の増減はあるものの、全体的には低い値で推移していました。

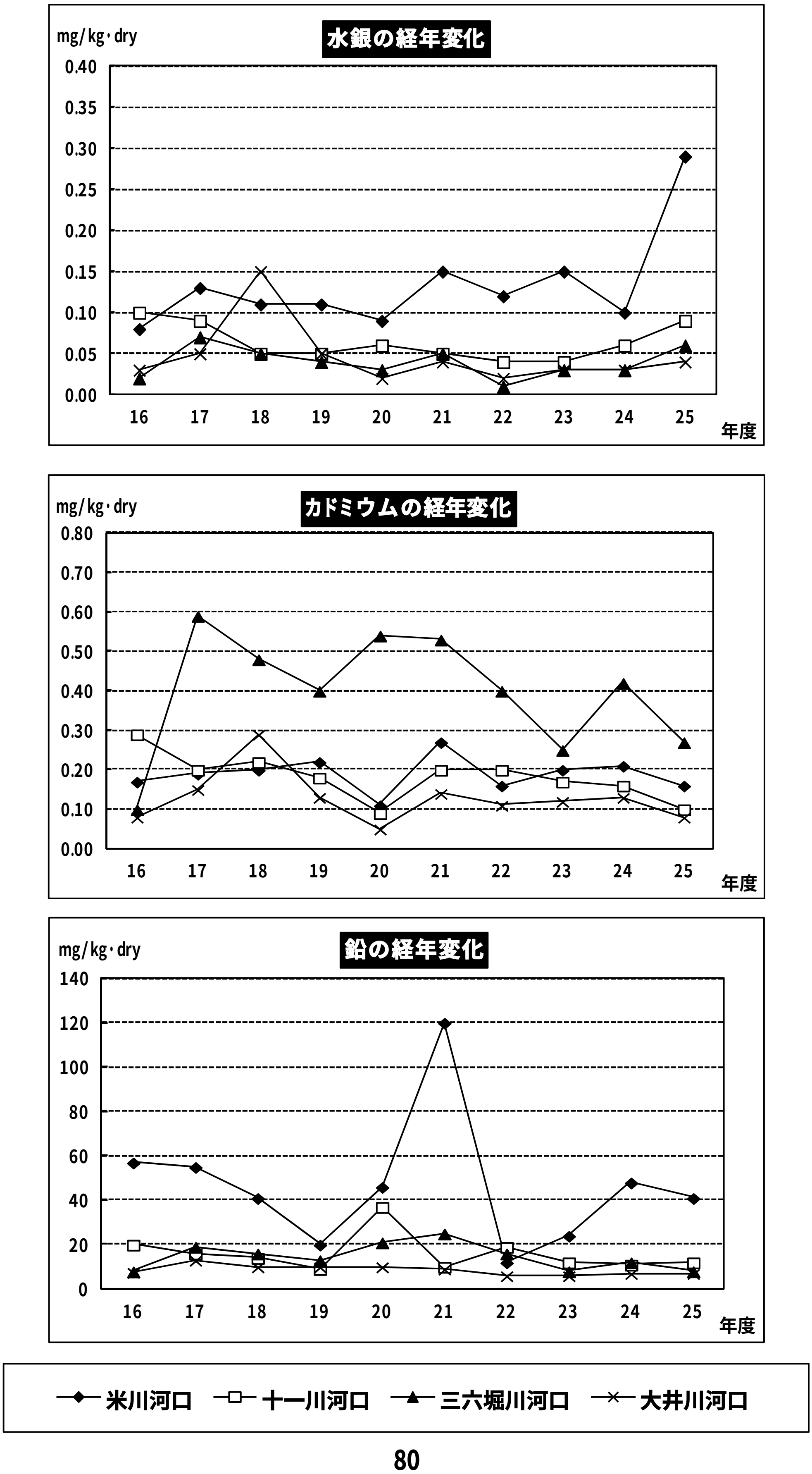

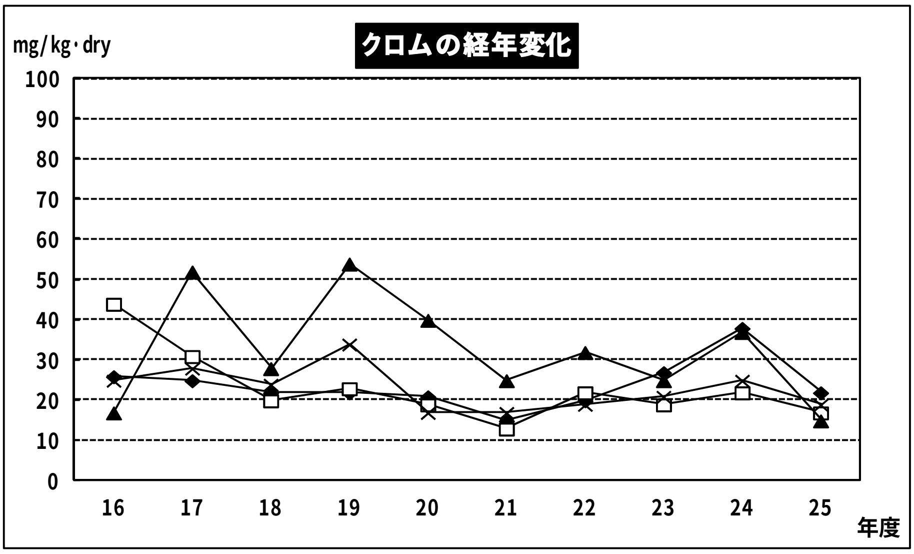
クロムの経年変化
mg/kg･dry
100
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
年度

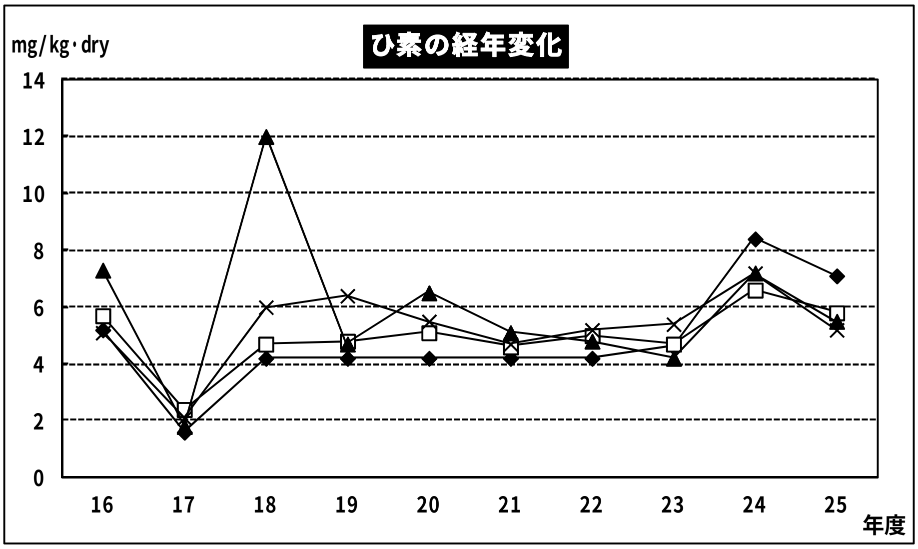
ひ素の経年変化
mg/kg･dry
14
12
10
8
6
4
2
0
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
年度

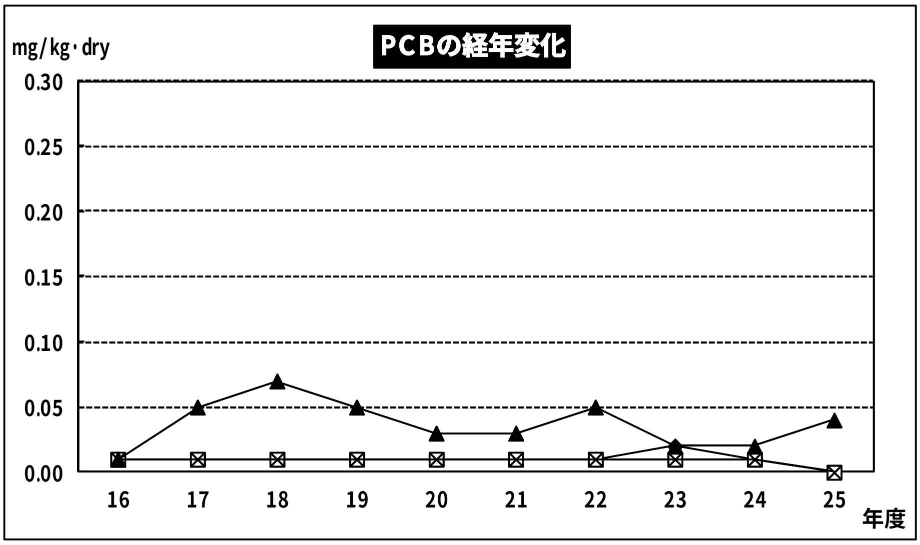
PCBの経年変化
mg/kg･dry
0.30
0.25
0.20
0.15
0.10
0.05
0.00
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
年度

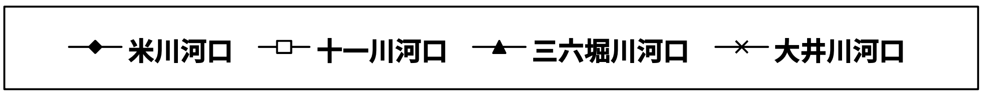
米川河口
十一川河口
三六堀川河口
大井川河口

６　評価

　底質のうち、水銀とＰＣＢについては暫定除去基準（昭和 50 年 10 月 28 日，環水管，環境庁，水質保全局通知）が定められており、水銀 25ppm 以上、ＰＣＢ10ppm 以上とされています。各河川ともこれらの基準を大きく下回っており、問題はないものと考えられます。

　その他の項目についても、概ね過年度と比較しても横ばいで推移しており、長期的には安定した状態にあると考えられます。

第３節　大気環境調査結果

１　概要

市内の大気環境を把握するために、市内 16 地点における硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粉じんおよび浮遊粉じん中の金属成分について、それぞれ調査しました。

２　調査地点

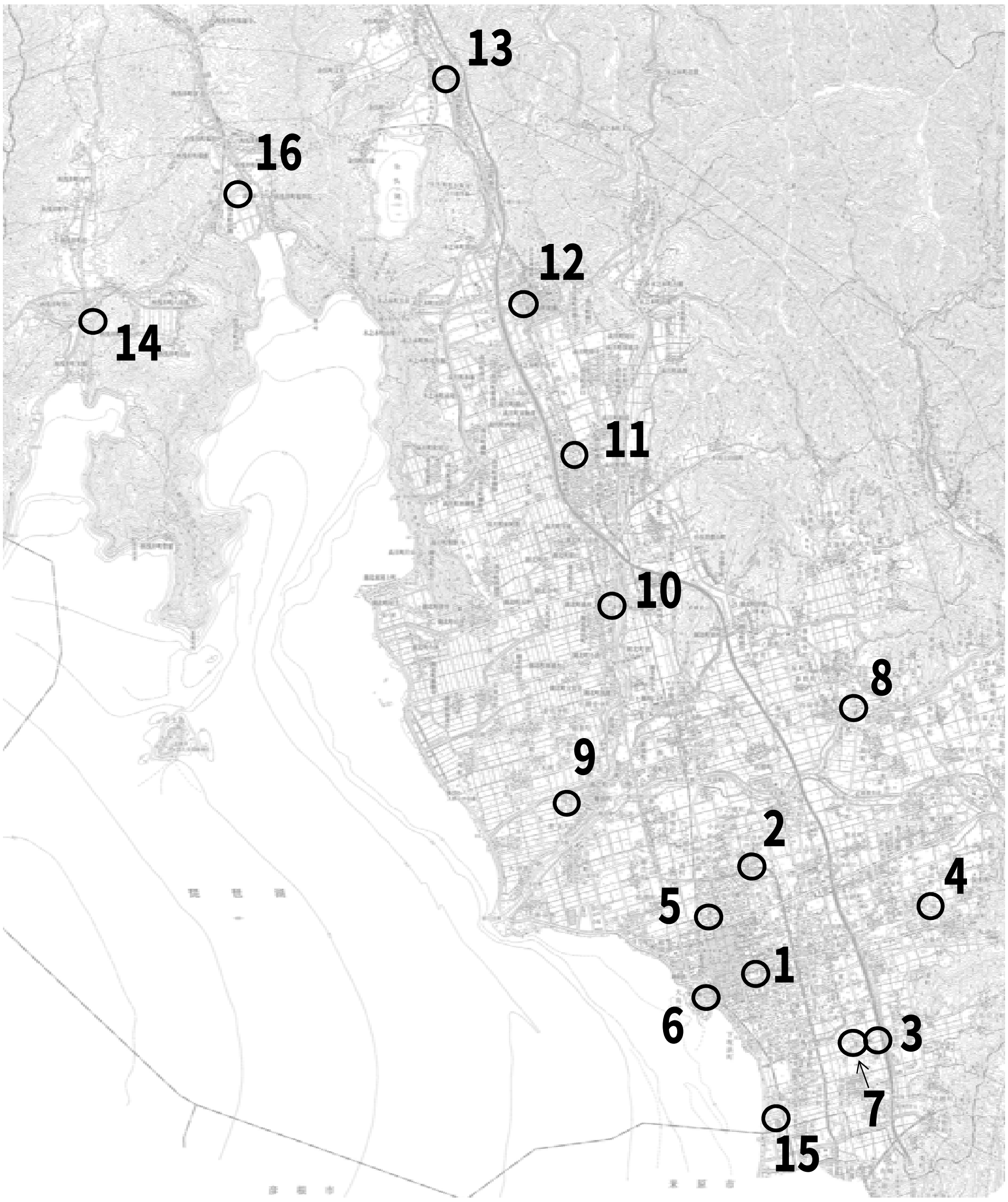

①西中学校	②神照小学校	③長浜南小学校	④東中学校
⑤調理短大	⑥市民プール	⑦旧教職員住宅	⑧浅井支所
⑨びわ支所	⑩湖北支所	⑪高月支所	⑫北部振興局
⑬余呉支所	⑭西浅井支所	⑮長浜バイオインキュベーションセンター	
⑯西浅井福祉ステーション			

※⑮は「長浜バイオ」と記載）、⑯は「西浅井福祉」と記載。

（１）簡易調査法による積算量調査

◇ 調査方法

アルカリろ紙法による１か月間の積算量の定量

◇ 調査地点

①西中学校、②神照小学校、③長浜南小学校、④東中学校¥¥、⑤調理短大、
⑥市民プール、⑧浅井支所、⑨びわ支所、⑩湖北支所、⑪高月支所、
⑫北部振興局、⑬余呉支所、⑭西浅井支所、⑮長浜バイオ、⑯西浅井福祉

◇ 調査項目

硫黄酸化物、窒素酸化物

◇ 調査期間

平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月

（２）自動計測器による調査

◇ 調査方法

自動計測器による 24 時間常時測定

◇ 調査地点

⑦旧教職員住宅

◇ 調査項目

二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質

◇ 調査期間

平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月

＜大気測定車の外観（自動計測器搭載車両）＞

4　調査結果

（１）簡易調査法による積算量調査

＜硫黄酸化物＞（二酸化鉛法）

季節変化は、各地点とも月ごとの変動はありましたが、その変動幅は比較的小さく、全体として低い値で推移しました。

年平均値の経年変化については、近年は減少傾向から横ばいとなっています。

汚染判定基準から見ると、全ての地点が汚染第１度（0.5mg～1.0mg 未満）「軽微の汚染」未満でした。

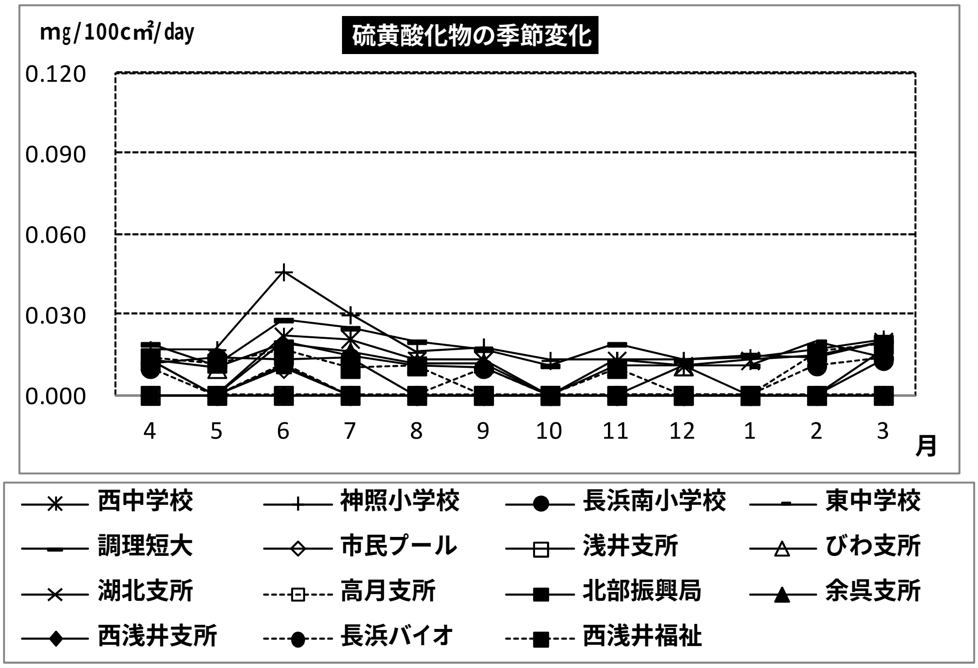

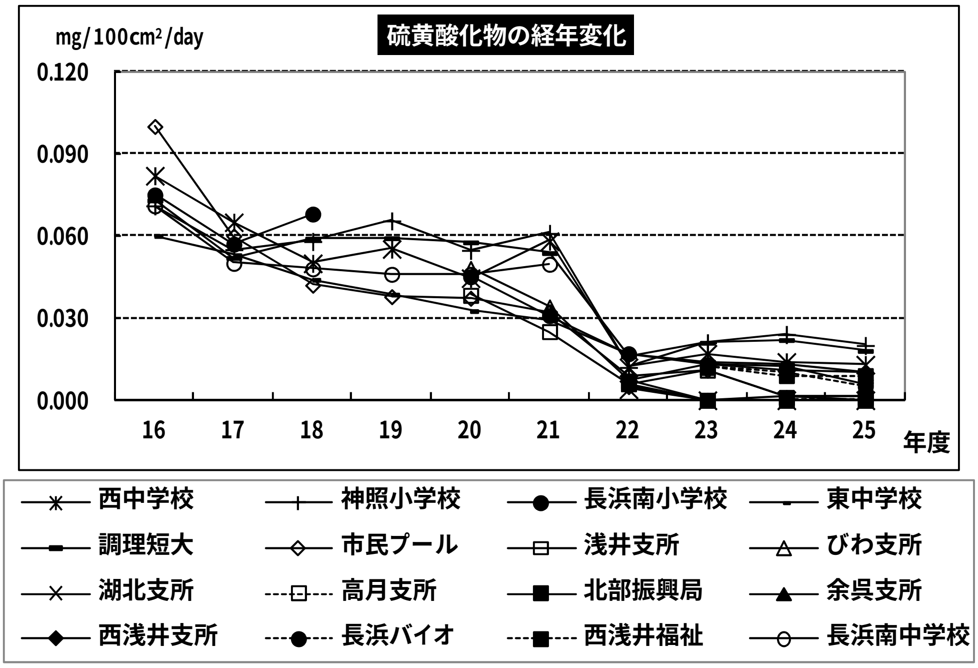

＜窒素酸化物＞（アルカリろ紙法）

各地点の季節変化を見ると、月ごとに変動があることがわかりましたが、その要因は明確ではありません。

地点間のレベルを比較しても、大きな差異は見られませんでした。

ただし、経年変化を見ると、近年、問題のないレベルではあるものの増加傾向であるため注意が必要です。

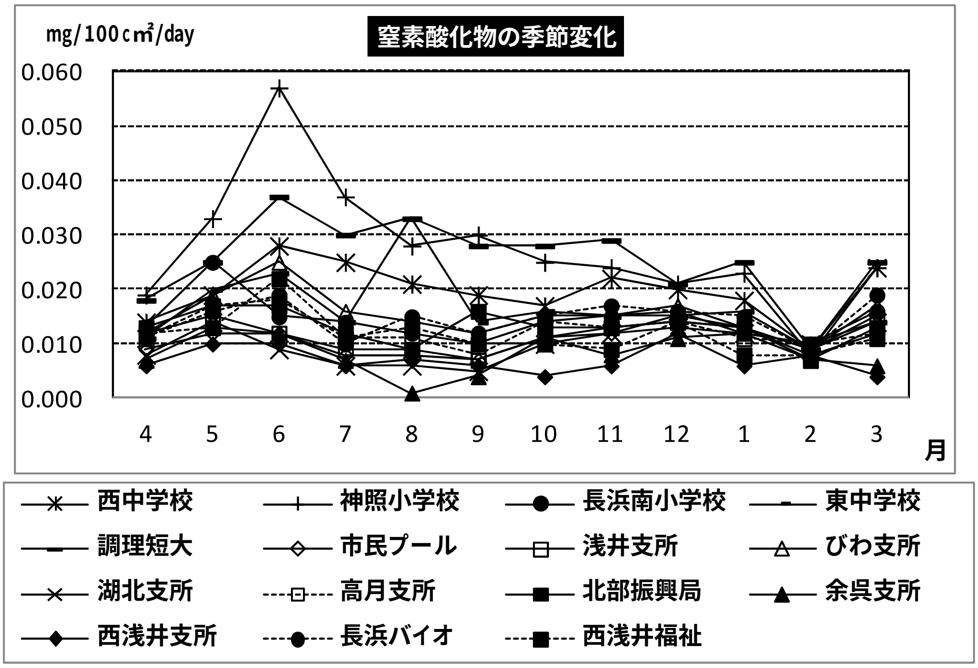

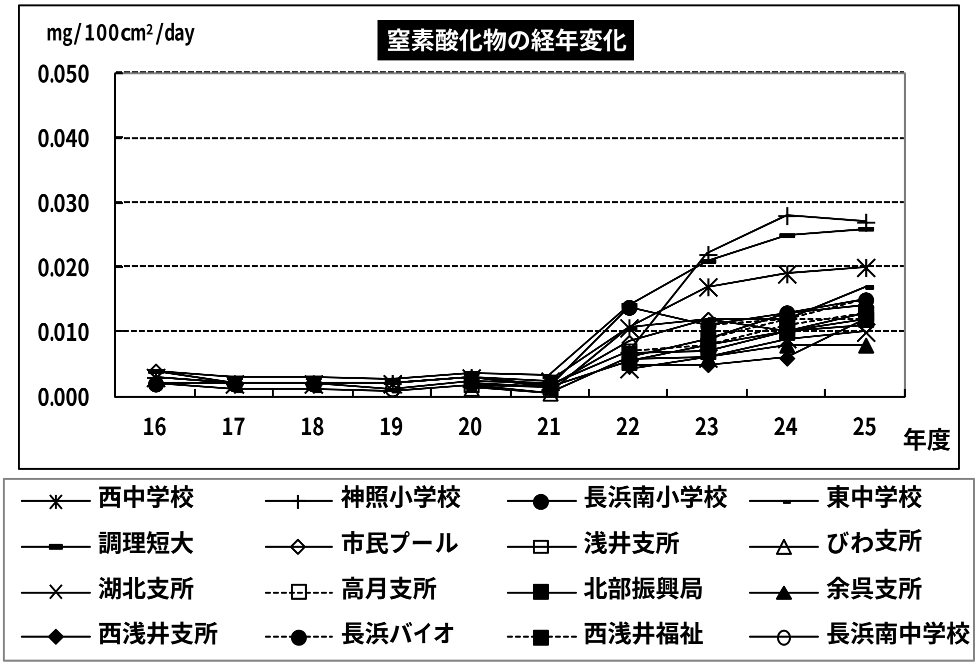

（２）自動計測器による調査

＜二酸化硫黄＞（紫外線蛍光法）

季節的変化は、あまり見られない結果となりました。

日平均値が環境基準値(0.04ppm)を超えた日数、および１時間値が環境基準(0.1ppm)を超えた時間はありませんでした。

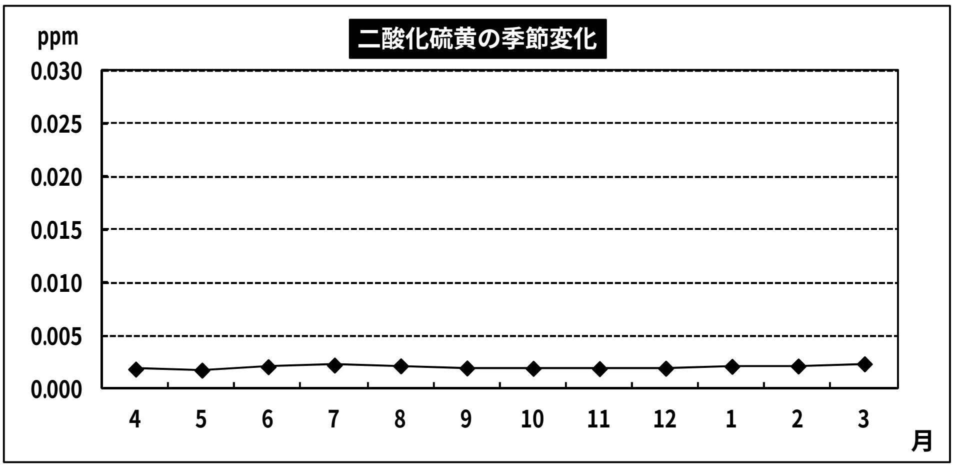

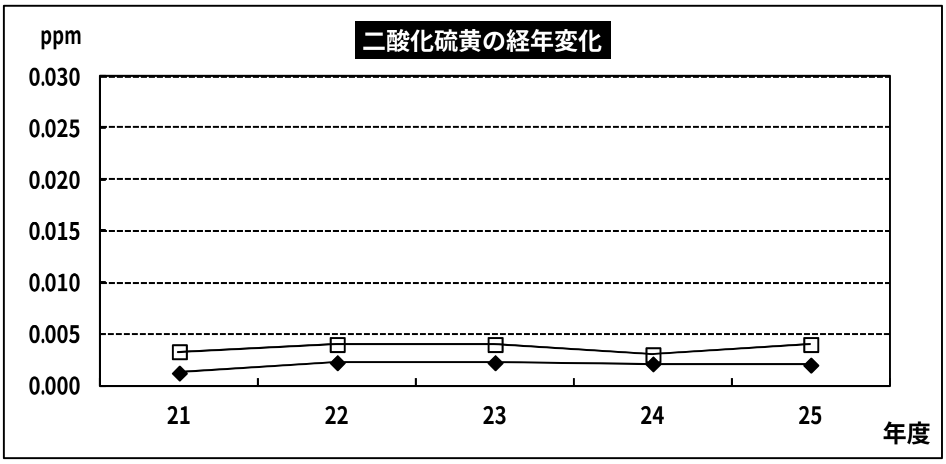

＜窒素酸化物＞（化学発光法）

季節変化は過去と同様に秋から冬にかけて高い値を示す結果となりました。

二酸化窒素（NO_2）については、環境基準で 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内またはそれ以下とされています。年平均値および日平均値の年間 98%値ともに環境基準を満足していました。

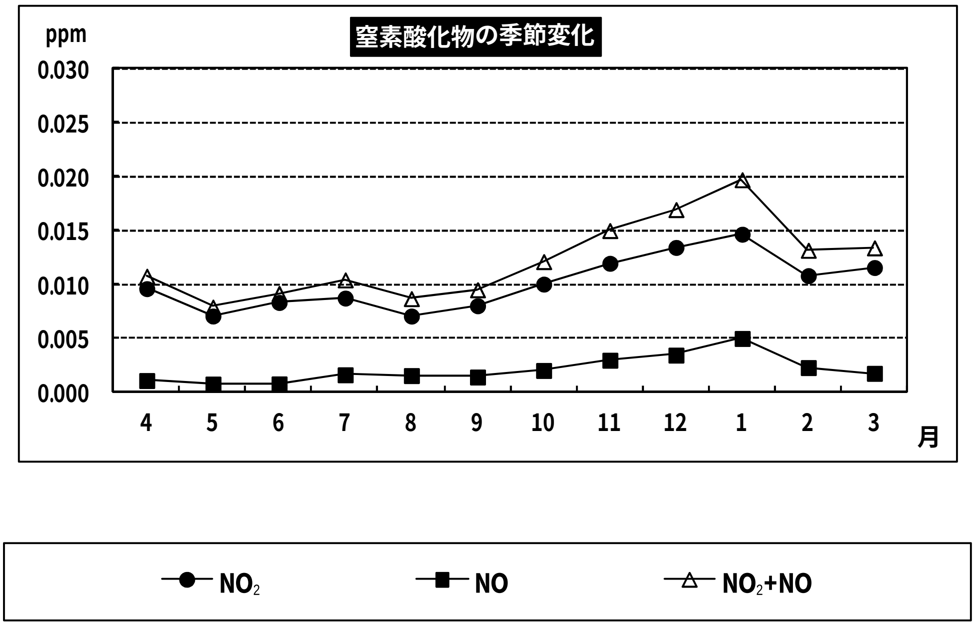

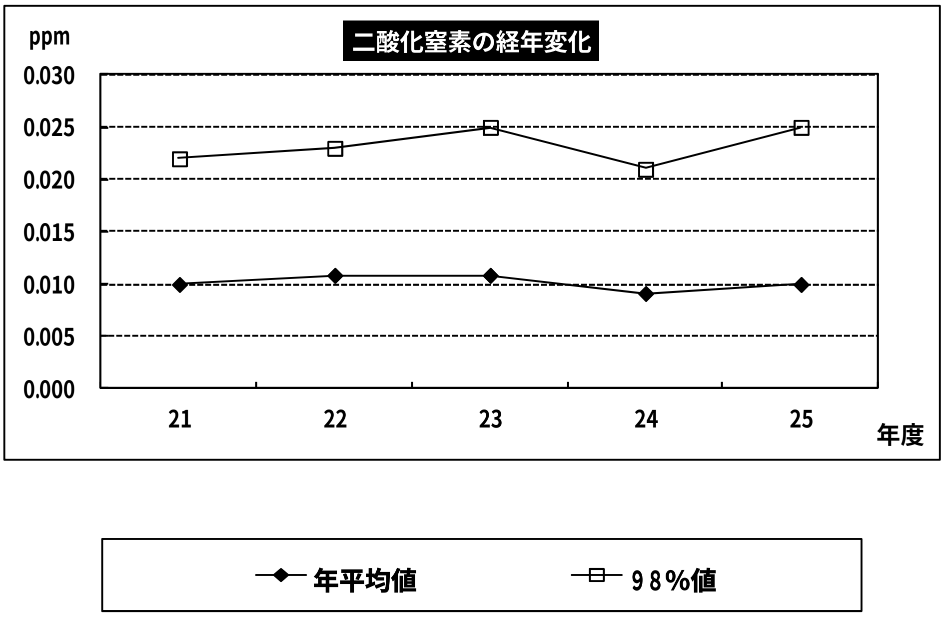

＜浮遊粒子状物質＞（β線吸収法）

季節変化は、夏と早春にやや高い値が確認されましたが、全体としては低いレベルで推移していました。

経年変化は概ね一定のレベルで推移していました。

日平均値、１時間値ともに環境基準(0.10mg/m³、0.20mg/m³)を超えることはなく、日平均値の 2%除外値についても 0.050mg/m³と環境基準を満足していました。

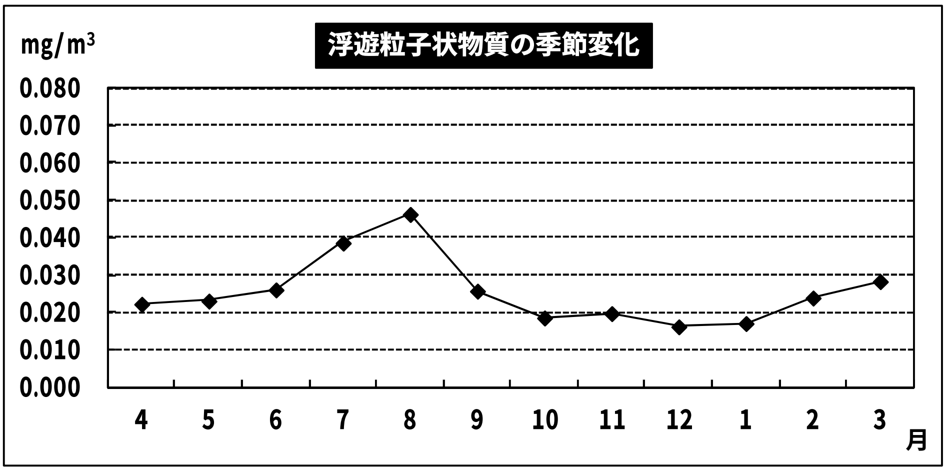

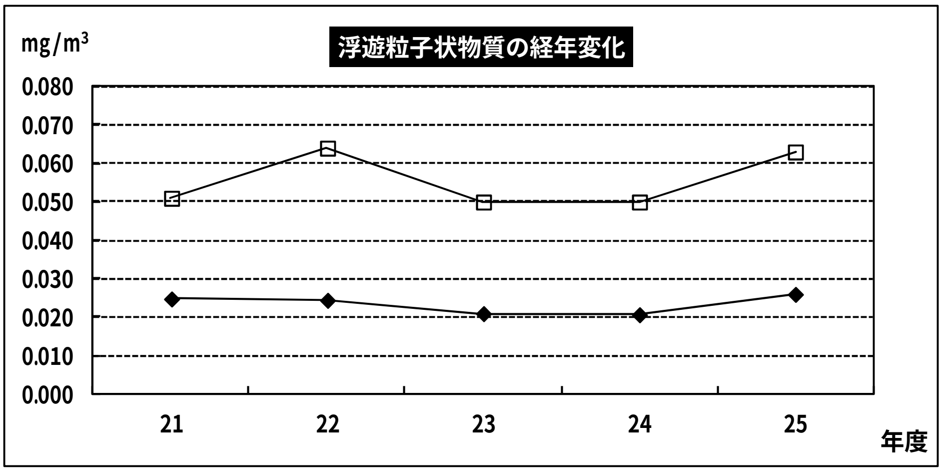

5　評価

長浜市における大気環境は、本市の測定する範囲では環境基準を満足する状況にありました。また、これらの項目ごとの経年変化は、過去から長期的に低い値で横ばいであり、全般的に汚染は軽微であると考えられます。

大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄(SO_2)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素（CO）	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m^3以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m^3以下であること。
微小粒子状物資(PM2.5)	1年平均値が15μg/m^3以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m^3以下であること。
二酸化窒素(NO_2)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
光化学オキシダント（O_X）	1時間値が0.06ppm以下であること。

PbO_2法による汚染度判定基準

汚　染　度	SO_2 (mg /100cm^2/day PbO_2)	詳　細
汚染第1度	0.5以上～1.0未満	軽微の汚染
汚染第2度	1.0以上～2.0未満	普通程度の汚染
汚染第3度	2.0以上～3.0未満	中等程度の汚染
汚染第4度	3.0以上～4.0未満	やや高度の汚染
汚染第5度	4.0以上～	高度の汚染

＊用語の解説＊

◇硫黄酸化物

硫黄が燃焼してできるもので、主に石油、石炭などの化石燃料を燃焼させるときに発生します。二酸化硫黄（SO_2）、三酸化硫黄（SO_3）があり、大気汚染の主な原因となるのは二酸化硫黄で、目やのどを刺激するなど、動植物に被害を与えます。

◇窒素酸化物

主にボイラーや自動車など燃料が高温で燃焼するとき、空気中の窒素や燃料中の窒素が同時に燃えて発生します。特に一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO_2）が大気汚染の原因といわれ、光化学スモッグの原因物質のひとつと考えられています。

◇浮遊粒子状物質・微小粒子状物質

大気中に浮遊している小さな粒子のことで、風で巻き上げられる土ぼこりなどの自然的に発生するものと、工場から出るほこり、燃料を燃焼したときに出るすす等の人為的に発生するものがあります。

黄砂の影響で高い値が出ることがあります。

①浮遊粒子状物質（SPM）　：直径が 0.01mm 以下の粒子の量を表す指標です。

②微小粒子状物質（PM2.5）：直径が概ね 0.0025mm 以下の粒子の量を表す指標です。

◇環境基準

人の健康や生活環境を守るうえで、維持することが望ましい基準で、公害防止施策上の目標値として扱われています。

＜簡易調査法の調査地点：びわ支所＞

（１）簡易調査法による積算量調査

硫黄酸化物調査結果

（H25）

月	調査期間	西中学校	神照小学校	南小学校	東中学校	調理短大	市民プール	浅井支所
4	3.21-4.25	0.013	0.017	0.012	0.013	0.019	<0.010	<0.010
5	4.25-5.23	<0.010	0.017	0.014	<0.010	0.011	<0.010	<0.010
6	5.23-6.20	0.022	0.046	0.013	0.020	0.028	0.010	<0.010
7	6.20-7.19	0.021	0.030	0.014	0.015	0.025	<0.010	<0.010
8	7.19-8.20	0.013	0.016	<0.010	0.011	0.020	<0.010	<0.010
9	8.20-9.19	0.013	0.018	<0.010	0.010	0.017	<0.010	<0.010
10	9.19-10.18	<0.010	0.013	<0.010	<0.010	0.011	<0.010	<0.010
11	10.18-11.20	0.013	0.013	<0.010	<0.010	0.019	<0.010	<0.010
12	11.20-12.18	0.011	0.013	<0.010	0.011	0.013	<0.010	<0.010
1	12.18-1.20	0.013	0.014	<0.010	0.011	0.015	<0.010	<0.010
2	1.20-2.20	0.015	0.017	<0.010	0.020	0.014	<0.010	<0.010
3	2.20-3.20	0.020	0.021	0.013	0.014	0.020	<0.010	<0.010
	平均値	0.013	0.020	0.006	0.010	0.018	0.001	<0.010
	最大値	0.022	0.046	0.014	0.020	0.028	0.010	<0.010
	最小値	<0.010	0.013	<0.010	<0.010	0.011	<0.010	<0.010

※単位 mg/100cm^2/day

（H25）

月	調査期間	びわ支所	湖北支所	高月支所	北部振興局	余呉支所	西浅井支所	長浜バイオ	西浅井福祉
4	3.21-4.25	0.013	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	0.010	0.014
5	4.25-5.23	0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	0.012
6	5.23-6.20	0.019	<0.010	<0.010	0.011	<0.010	<0.010	0.012	0.017
7	6.20-7.19	0.016	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	0.010
8	7.19-8.20	0.012	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	0.011
9	8.20-9.19	0.012	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	0.010	<0.010
10	9.19-10.18	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
11	10.18-11.20	0.011	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	0.010
12	11.20-12.18	0.011	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
1	12.18-1.20	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
2	1.20-2.20	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	0.011	0.016
3	2.20-3.20	0.017	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	0.014	0.019
	平均値	0.010	<0.010	<0.010	0.001	<0.010	<0.010	0.005	0.009
	最大値	0.019	<0.010	<0.010	0.011	<0.010	<0.010	0.014	0.019
	最小値	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010

※単位 mg/100cm^2/day

窒素酸化物調査結果

(H25)

月	調査期間	西中学校	神照小学校	南小学校	東中学校	調理短大	市民プール	浅井支所
4	3.21-4.25	0.014	0.019	0.013	0.011	0.018	0.009	0.012
5	4.25-5.23	0.019	0.033	0.025	0.020	0.025	0.012	0.015
6	5.23-6.20	0.028	0.057	0.015	0.023	0.037	0.012	0.012
7	6.20-7.19	0.025	0.037	0.014	0.014	0.030	0.008	0.009
8	7.19-8.20	0.021	0.028	0.012	0.033	0.033	0.008	0.009
9	8.20-9.19	0.019	0.030	0.010	0.014	0.028	0.007	0.007
10	9.19-10.18	0.017	0.025	0.014	0.016	0.028	0.011	0.011
11	10.18-11.20	0.022	0.024	0.015	0.015	0.029	0.012	0.013
12	11.20-12.18	0.020	0.021	0.016	0.015	0.021	0.015	0.014
1	12.18-1.20	0.018	0.023	0.012	0.016	0.025	0.013	0.013
2	1.20-2.20	0.009	0.008	0.010	0.009	0.009	0.008	0.009
3	2.20-3.20	0.024	0.024	0.016	0.014	0.025	0.012	0.015
	平均値	0.020	0.027	0.014	0.017	0.026	0.011	0.012
	最大値	0.028	0.057	0.025	0.033	0.037	0.015	0.015
	最小値	0.009	0.008	0.010	0.009	0.009	0.007	0.007

※単位 mg/100cm^2/day

(H25)

月	調査期間	びわ支所	湖北支所	高月支所	北部振興局	余呉支所	西浅井支所	長浜バイオ	西浅井福祉
4	3.21-4.25	0.012	0.008	0.011	0.013	0.007	0.006	0.011	0.012
5	4.25-5.23	0.019	0.014	0.017	0.017	0.013	0.010	0.016	0.013
6	5.23-6.20	0.025	0.009	0.018	0.017	0.012	0.010	0.019	0.022
7	6.20-7.19	0.016	0.006	0.011	0.012	0.007	0.006	0.010	0.011
8	7.19-8.20	0.014	0.006	0.011	0.009	0.001	0.007	0.015	0.013
9	8.20-9.19	0.012	0.005	0.008	0.016	0.004	0.006	0.012	0.010
10	9.19-10.18	0.015	0.010	0.014	0.013	0.011	0.004	0.015	0.010
11	10.18-11.20	0.015	0.012	0.013	0.013	0.008	0.006	0.017	0.009
12	11.20-12.18	0.017	0.013	0.014	0.014	0.011	0.012	0.016	0.014
1	12.18-1.20	0.013	0.012	0.011	0.013	0.012	0.006	0.015	0.008
2	1.20-2.20	0.009	0.010	0.010	0.007	0.007	0.008	0.009	0.008
3	2.20-3.20	0.017	0.014	0.012	0.013	0.006	0.004	0.019	0.011
	平均値	0.015	0.010	0.013	0.013	0.008	0.007	0.015	0.012
	最大値	0.025	0.014	0.018	0.017	0.013	0.012	0.019	0.022
	最小値	0.009	0.005	0.008	0.007	0.001	0.004	0.009	0.008

※単位 mg/100cm^2/day

（２）自動計測器による調査

窒素酸化物調査結果　＜旧教職員住宅＞　　(H25)

二酸化窒素（NO_2）													
有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.200ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.100ppm以上0.2ppm以下の時間数と割合		日平均値が0.060ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.040ppm以上0.060ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.060ppmを超えた日数
（日）	（時間）	（ppm）	（ppm）	（時間）	（%）	（時間）	（%）	（日）	（%）	（日）	（%）	（ppm）	（日）
271	6663	0.010	0.046	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.025	0

一酸化窒素（NO）					窒素酸化物（$NO+NO_2$）					
有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値（$NO_2/NO+NO_2$）
（日）	（時間）	（ppm）	（ppm）	（ppm）	（日）	（時間）	（ppm）	（ppm）	（ppm）	（%）
271	6663	0.002	0.054	0.011	271	6663	0.012	0.084	0.038	82.8

二酸化窒素(NO_2)

項目		平成25年									平成26年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数	(日)	30	22	21	22	22	30	22	21	15	28	16	22
測定時間	(時間)	714	540	519	570	544	715	550	521	377	675	390	548
月平均値	(ppm)	0.010	0.007	0.008	0.009	0.007	0.008	0.010	0.012	0.013	0.015	0.011	0.012
1時間値の最高値	(ppm)	0.035	0.032	0.033	0.029	0.026	0.029	0.032	0.033	0.037	0.039	0.045	0.046
日平均値の最高値	(ppm)	0.016	0.012	0.013	0.013	0.013	0.013	0.018	0.018	0.022	0.027	0.024	0.029
1時間値が0.2ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.06ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

一酸化窒素(NO)

項目		平成25年									平成26年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数	(日)	30	22	21	22	22	30	22	21	15	28	16	22
測定時間	(時間)	714	540	519	570	544	715	550	521	377	675	390	548
月平均値	(ppm)	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	0.002	0.003	0.004	0.005	0.002	0.002
1時間値の最高値	(ppm)	0.025	0.018	0.012	0.019	0.018	0.020	0.032	0.029	0.054	0.052	0.047	0.027
日平均値の最高値	(ppm)	0.005	0.001	0.003	0.005	0.005	0.005	0.006	0.008	0.007	0.018	0.010	0.006

窒素酸化物($NO＋NO_2$)

項目		平成25年									平成26年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数	(日)	30	22	21	22	22	30	22	21	15	28	16	22
測定時間	(時間)	714	540	519	570	544	715	550	521	377	675	390	548
月平均値	(ppm)	0.011	0.008	0.009	0.010	0.009	0.010	0.012	0.015	0.017	0.020	0.013	0.013
1時間値の最高値	(ppm)	0.049	0.048	0.039	0.037	0.039	0.036	0.052	0.053	0.074	0.084	0.084	0.059
日平均値の最高値	(ppm)	0.021	0.014	0.016	0.018	0.017	0.015	0.023	0.025	0.027	0.043	0.034	0.034
月平均値 ($NO_2/NO+NO_2$)	(%)	89.4	89.6	90.9	84.0	81.6	84.6	82.9	79.8	79.4	74.5	82.2	86.5

二酸化硫黄調査結果　＜旧教職員住宅＞　(H25)

二酸化硫黄（SO_2）										
有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.100ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.040ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.040ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	日平均値の2%除外値	環境基準の長期的評価による日平均値が0.040ppmを超えた日数
(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(無　○・有　×)	(ppm)	(日)
271	6668	0.002	0.009	0	0.0	0	0.0	○	0.004	0

二酸化硫黄(SO_2)

項目		平成25年									平成26年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数	(日)	30	22	21	22	22	30	22	21	15	28	16	22
測定時間	(時間)	714	541	519	570	547	715	550	521	378	675	390	548
月平均値	(ppm)	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
1時間値の最高値	(ppm)	0.006	0.004	0.006	0.008	0.004	0.004	0.004	0.006	0.005	0.007	0.008	0.009
日平均値の最高値	(ppm)	0.003	0.002	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004	0.005
1時間値が0.1ppm を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

浮遊粒子状物質調査結果　＜旧教職員住宅＞　(H25)

浮遊粒子物質（SPM）										
有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.200mg/m^3を超えた時間数とその割合		日平均値が0.100mg/m^3を超えた日数とその割合		日平均値が0.100mg/m^3を超えた日が2日以上上連続したことの有無	日平均値の2%除外値	環境基準の長期的評価による日平均値が0.100mg/m^3を超えた日数
(日)	(時間)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(無　○・有　×)	(mg/m^3)	(日)
272	6690	0.026	0.101	0	0.0	0	0.0	○	0.063	0

浮遊粒子状物質(SPM)

項目		平成25年									平成26年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数	(日)	30	22	21	23	22	30	22	21	15	28	16	22
測定時間	(時間)	716	544	521	573	549	717	550	523	379	678	391	549
月平均値	(mg/m^3)	0.022	0.023	0.026	0.039	0.046	0.026	0.019	0.020	0.016	0.017	0.024	0.028
1時間値の最高値	(mg/m^3)	0.079	0.069	0.057	0.096	0.098	0.083	0.064	0.071	0.046	0.043	0.086	0.101
日平均値の最高値	(mg/m^3)	0.060	0.048	0.036	0.063	0.075	0.062	0.040	0.033	0.028	0.031	0.064	0.061
1時間値が0.200mg/m3を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.100mg/m3を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

＜滋賀県琵琶湖環境科学研究センターから提供いただいたデータ＞

微小粒子状物質（PM2.5）について、滋賀県が設置する一般環境大気測定局・長浜局（分木町）のデータを提供いただきました。

◆滋賀県による微小粒子状物質（PM2.5）の調査結果

夏と早春に高い値が確認されましたが、その他の季節は概ね低い状態を保っていました。

環境基準と比較すると、年平均値は環境基準（15μg/m³）を満足していますが、日平均の環境基準（35μg/m³）については超過する日がありました。なお、日平均値の年間98%値は環境基準を満足していました。

また、注意喚起のための暫定的な指針となる値（70μg/m³）を超えた日はありませんでした。

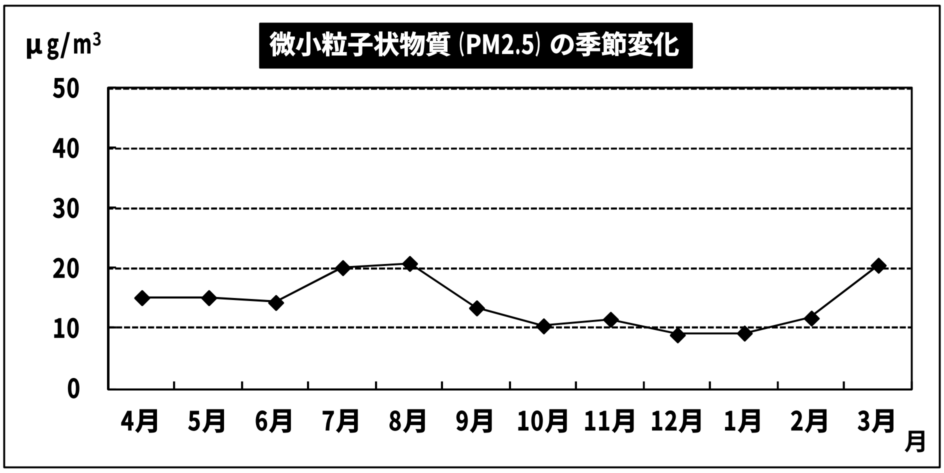

（H25）

有効測定日数	年平均値	日平均値の最高値	日平均値が35μg/m³を超えた日数とその割合		日平均値の年間98%値
(日)	(μg/m³)	(μg/m³)	(日)	(%)	(μg/m³)
352	14.2	49.7	14	4.0	39.3

項目		平成25年									平成26年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数	日	30	31	27	31	31	30	31	30	30	31	28	22
月平均値	μg/m³	15.2	15.2	14.4	20.2	20.9	13.5	10.5	11.6	9.0	9.3	11.8	20.6
日平均値の最高値	μg/m³	33.5	29.6	21.8	38.8	42.8	39.4	23.3	23.6	21.7	22.0	46.9	49.7
日平均値が35μg/m³を超えた日数	日	0	0	0	2	5	1	0	0	0	0	2	4

※微小粒子状物質（PM2.5）についてのご質問等は以下の問い合わせ先にお願いいたします。

・滋賀県　琵琶湖環境部　環境政策課　　（電話番号　077-528-3357）

・滋賀県琵琶湖環境科学研究センター　　（電話番号　077-526-4730）

第４節　道路交通騒音・振動調査結果

１　概要

通行自動車による騒音や振動などの生活環境への影響を把握するため、交通騒音・振動調査を行いました。

２　調査地点

＜市内主要道路交通騒音振動調査＞

①主要地方道　中山東上坂線（馬車道）　山階町　au ショップ長浜インター店前
〔4 車線道路　　騒音Ｂ類型　　第一種住居地域　〕

②国道８号　湖北町速水　湖北支所　１号公園前
〔2 車線道路　　騒音Ｂ類型　　非線引き区域　〕

＜北陸自動車道交通騒音調査＞

北陸自動車沿線の側道
③宮司町、④南田附町、⑤加納町、⑥榎木町、⑦湖北町留目、⑧高月町柏原

３　調査実施日

<市内主要道路交通騒音振動調査>

①主要地方道　中山東上坂線（馬車道）　山階町　aU ショップ長浜インター店前
平成 25 年 10 月 28 日～10 月 29 日

②国道８号　湖北町速水　湖北支所　１号公園前
平成 25 年 10 月 31 日～11 月 1 日

<北陸自動車道交通騒音調査>

③～⑧北陸自動車道沿線の側道・・・平成 25 年 9 月 12 日

４　調査方法

■騒音の測定方法

「騒音規制法第 17 条第１項の規定に基づく地域指定内における自動車騒音の限度を定める総理府令」（昭和 46.6.23　総・厚令３）に基づき、JIS　Z－8731 に定める騒音レベル測定方法により調査しました（但し測定日数を除く）。

■振動の測定方法

「振動規制法施行規則」（昭和 51.11.10 総理府令）に定める方法により調査しました。

＊＊＊用語の解説＊＊＊

＊　騒音の環境基準　＊

その地域の用途に応じ、住民が快適に暮らすための音の大きさの目安として定められたもので、みんなが努力して、生活環境の音をこの値以下のレベルになるようにしようという目標値です。

同時に、道路に面する環境基準も定められています。

＊　自動車騒音の限度を定める命令　＊

騒音規制法に基づく基準で、これに定められた測定方法によって測定した場合において、この限度を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対して、交通規制を要請でき、また、道路構造の改善、その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関して道路管理者、または関係行政機関の長に意見を述べることができます。

５　調査結果

＜市内主要道路調査結果＞

①　主要地方道　中山東上坂線（馬車道）　山階町　aU ショップ長浜インター店前

騒音レベルは、時間区分ごとの平均レベルで昼 71dB、夜 67dB であり、幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準（70・65）を昼と夜の両方の時間区分で満足していませんでした。しかし、自動車騒音要請限度（75・70）については昼と夜の両方の時間区分で満足していました。

この騒音測定結果を元に川崎町の川崎町交差点から、山階町の長浜Ｉ・Ｃ口交差点までの沿線住居について、環境基準の達成状況を推測する面的評価を行ったところ、騒音環境基準の達成率は 100%となりました。

振動については、時間区分ごとの平均レベルは昼 38dB、夜 31dB でした。時間帯ごとの 2 輪を含む平均交通量は､昼 270 台/10 分､夜 79 台/10 分で日中は概ね交通量が多く、20 時以降で減少傾向が見られました。

②　国道８号　湖北町速水　湖北支所　１号公園前

騒音レベルは、時間区分ごとの平均レベルで、昼 68dB、夜 64dB であり、幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準（70・65）を昼と夜の両方の時間区分で満足していました。同様に自動車騒音要請限度（75・70）も昼と夜の両方の時間区分で満足していました。

振動については、時間区分ごとの平均レベルは昼 32dB、夜 24dB でした。時間帯ごとの 2 輪を含む平均交通量は昼 127.7 台/10 分、夜 66.5 台/10 分で朝の 8 時ごろと夕方 17 時～18 時ごろの交通量が多いことがわかりました。

＜aU ショップ長浜インター店前＞

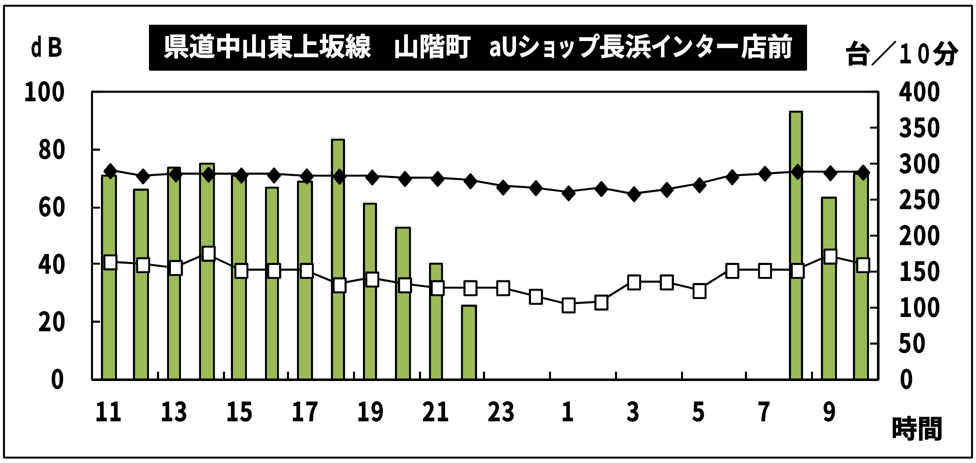

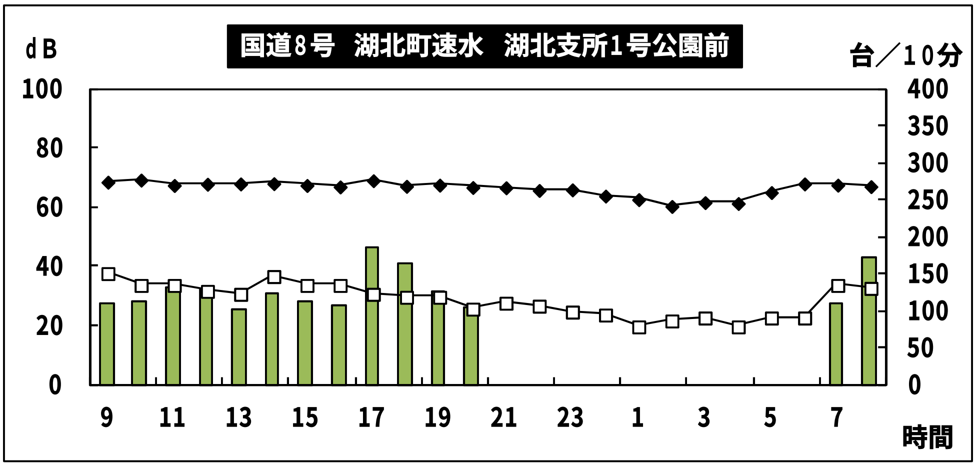

交通量　　交通騒音　　交通振動

＜湖北支所　１号公園前＞

交通騒音振動調査結果

平成25年10月28日(月)～10月29日(火)　主要地方道(県道)中山東上坂線(馬車道)　山階町　aUショップ長浜インター店前

測定時刻		騒音レベル(dB)			振動レベル(dB)			交通量								
		Leq	Lmax	L50	L10	L50	L90	北行き(台/10分)			南行き(台/10分)			交通量合計	大型混合率	2輪混合率
								大	小	二	大	小	二	(台/10分)	(%)	(%)
昼	11:00	73	99	69	41	30	23	15	125	3	11	129	1	284	9.2	1.4
	12:00	71	86	68	40	28	21	16	104	0	10	133	1	264	9.8	0.4
	13:00	72	90	69	39	28	22	20	129	0	10	134	0	293	10.2	0
	14:00	72	84	68	44	32	23	38	129	0	11	121	2	301	16.3	0.7
	15:00	71	85	68	38	27	21	17	128	7	8	121	1	282	8.9	2.8
	16:00	71	90	68	38	28	21	10	142	3	7	104	1	267	6.4	1.5
	17:00	71	93	69	38	28	21	4	120	1	11	137	2	275	5.5	1.1
	18:00	71	86	68	33	27	21	6	165	1	4	155	2	333	3	0.9
	19:00	71	93	68	35	26	20	6	111	0	2	124	0	243	3.3	0
	20:00	70	88	67	33	25	20	4	116	0	3	85	2	210	3.3	1
	21:00	70	93	65	32	22	20	2	87	0	1	72	0	162	1.9	0
夜	22:00	69	95	62	32	21	20	2	49	0	3	46	2	102	4.9	2
	23:00	67	90	59	32	20	20	6	35	0	0	15	0	56	10.7	0
	0:00	67	85	58	29	20	20									
	1:00	65	87	54	26	20	20									
	2:00	67	91	54	27	20	20									
	3:00	65	85	53	34	20	20									
	4:00	66	87	55	34	20	20									
	5:00	68	85	59	31	20	20									
昼	6:00	71	87	65	38	22	20									
	7:00	72	88	69	38	26	20	7	122	0	9	82	0	220	7.3	0
	8:00	73	90	69	38	28	22	10	157	0	7	196	1	371	4.6	0.3
	9:00	72	86	69	43	29	21	21	86	0	13	132	0	252	13.5	0
	10:00	72	93	69	40	29	23	14	115	0	8	148	0	285	7.7	0
昼		71	99	68	38	27	21	13	122	1	8	125	1	269.6	7.6	0.7
夜		67	91	57	31	20	20	4	42	0	2	31	1	79	7	1.3

平成25年10月31日(木)～11月1日(金)　国道8号　湖北町速水　湖北支所1号公園前

測定時刻		騒音レベル(dB)			振動レベル(dB)			交通量								
		Leq	Lmax	L50	L10	L50	L90	北行き(台/10分)			南行き(台/10分)			交通量合計	大型混合率	2輪混合率
								大	小	二	大	小	二	(台/10分)	(%)	(%)
昼	9:00	69	88	63	38	22	20	3	56	1	7	41	1	109	9.2	1.8
	10:00	70	96	63	34	25	20	5	50	1	5	52	0	113	8.8	0.9
	11:00	68	86	63	34	24	20	4	72	0	4	51	1	132	6.1	0.8
	12:00	68	82	64	32	23	20	5	51	1	4	68	0	129	7	0.8
	13:00	68	82	64	31	22	20	6	39	0	7	49	0	101	12.9	0
	14:00	68	81	64	37	27	20	3	45	0	7	68	0	123	8.1	0
	15:00	68	83	64	34	23	20	1	62	0	5	45	0	113	5.3	0
	16:00	67	91	63	34	23	20	4	47	1	3	50	1	106	6.6	1.9
	17:00	69	99	64	31	24	20	2	74	0	8	102	0	186	5.4	0
	18:00	68	88	63	30	23	20	2	84	0	0	78	0	164	1.2	0
	19:00	68	82	61	30	20	20	2	51	1	0	70	1	125	1.6	1.6
	20:00	67	82	59	26	20	20	2	51	0	0	50	1	104	1.9	1
	21:00	67	84	56	28	20	20	0	42	1	2	35	0	80	2.5	1.3
夜	22:00	66	83	54	27	20	20	0	22	0	1	30	0	53	1.9	0
	23:00	66	84	51	25	20	20									
	0:00	64	83	48	24	20	20									
	1:00	63	84	45	20	20	20									
	2:00	61	84	44	22	20	20									
	3:00	62	85	46	23	20	20									
	4:00	62	85	45	20	20	20									
	5:00	65	83	49	23	20	20									
昼	6:00	68	83	56	23	20	20									
	7:00	68	82	64	34	21	20	6	65	0	3	36	0	110	8.2	0
	8:00	67	86	63	33	24	20	3	93	0	0	76	0	172	1.7	0
昼		68	99	61	32	23	20	3	60	0	4	60	0	127.7	5.6	0.6
夜		64	85	50	24	20	20	0	32	1	2	33	0	66.5	2.3	0.8

＜北陸自動車道騒音調査結果＞

各地点とも、幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準（昼：70dB、夜：65dB）を下回りました。交通量に関しては、過去と比較してもほとんど変化はありませんでした。

◎北陸自動車道騒音調査結果　　（単位 dB）

		21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
測定場所	測定時刻	LAeq	LA50	LAeq	LA50	LAeq	LA50	LAeq	LA50	LAeq	LA50
宮司町	9～11時台	56	56	56	55	57	56	56	54	56	56
	15～18時台	55	54	57	57	58	56	58	57	57	56
	22～ 0時台	55	54	57	55	57	55	57	56	60	59
	昼	56	55	56	56	57	56	57	56	58	57
	夜	55	54	57	55	57	55	57	56	60	59
南田附町	9～11時台	60	59	(欠測)	(欠測)	57	56	55	53	57	56
	15～18時台	59	57	57	56	56	55	60	60	57	57
	22～ 0時台	56	53	55	54	56	55	57	56	61	61
	昼	59	58	57	56	56	56	57	56	58	58
	夜	56	53	55	54	56	55	57	56	61	61
加納町	9～11時台	60	57	61	57	61	58	61	57	62	60
	15～18時台	61	59	63	60	62	60	61	59	61	59
	22～ 0時台	59	53	61	55	61	56	61	56	62	58
	昼	61	58	62	59	62	59	61	57	62	59
	夜	59	53	61	55	61	56	61	56	62	58
榎木町	9～11時台	55	54	57	56	57	56	57	56	57	56
	15～18時台	56	56	59	58	57	56	58	58	56	55
	22～ 0時台	56	54	57	56	57	56	57	56	57	56
	昼	56	55	58	57	57	56	58	57	57	56
	夜	56	54	57	56	57	56	57	56	57	56
湖北町留目	9～11時台	-	-	-	-	59	58	59	57	60	58
	15～18時台	-	-	-	-	58	56	59	58	59	58
	22～ 0時台	-	-	-	-	58	56	58	56	60	57
	昼	-	-	-	-	59	57	59	57	60	58
	夜	-	-	-	-	58	56	58	56	60	57
高月町柏原	9～11時台	-	-	-	-	59	58	63	60	63	60
	15～18時台	-	-	-	-	58	56	65	64	63	61
	22～ 0時台	-	-	-	-	58	56	62	59	62	59
	昼	-	-	-	-	59	57	63	61	63	60
	夜	-	-	-	-	58	56	62	59	62	59

測定場所	測定時刻	測定時間	LAeq	LA05	LA10	LA50	LA90	LA95
宮司町	10:40	10分間	56	60	59	56	52	51
	16:36	10分間	57	61	60	56	54	53
	23:39	10分間	60	64	63	59	56	56
南田附町	10:25	10分間	57	61	60	56	51	50
	16:22	10分間	57	60	59	57	53	52
	23:24	10分間	61	64	63	61	59	58
加納町	10:08	10分間	62	68	66	60	53	52
	16:05	10分間	61	67	65	59	52	51
	23:08	10分間	62	69	66	58	52	51
榎木町	9:50	10分間	57	61	60	56	52	50
	15:47	10分間	56	60	59	55	51	50
	22:52	10分間	57	61	60	56	52	51
湖北町留目	9:27	10分間	60	65	63	58	53	52
	15:25	10分間	59	64	62	58	52	51
	22:29	10分間	60	65	64	57	53	52
高月町柏原	9:00	10分間	63	68	67	60	53	51
	14:58	10分間	63	68	67	61	54	52
	22:00	10分間	62	68	66	59	55	54

※測定結果は幹線交通を担う道路に面する地域にて測定したものです。

◎交通量調査結果

測定場所：神田パーキング

H25.9.12

測定時刻	南行き　台/10分			北行き　台/10分		
	大型	小型	2輪	大型	小型	2輪
11:00	31	92	1	37	87	3
16:58	26	161	0	22	73	0
0:00	40	22	0	29	37	**0**

		南行き　台/10分			北行き　台/10分		
測定時刻	年度	大型	小型	2輪	大型	小型	2輪
9～11時台	21	40	66	0	29	109	0
	22	29	109	0	40	66	0
	23	33	124	0	31	79	0
	24	22	80	0	22	127	3
	25	31	92	1	37	87	2
15～18時台	21	31	106	0	28	73	0
	22	28	73	0	31	106	0
	23	36	87	2	26	113	2
	24	23	93	0	23	51	0
	25	26	161	0	22	72	0
22～ 0時台	21	33	18	0	44	15	0
	22	44	15	0	33	18	0
	23	65	21	0	23	29	0
	24	37	12	0	30	23	0
	25	40	22	0	29	37	0
昼	21	35.5	86	0	28.5	91	0
	22	25.5	91	0	35.5	86	0
	23	34.5	105.5	1	28.5	96	1
	24	22.5	86.5	0	22.5	89	1.5
	25	28.5	126.5	0.5	29.5	79.5	1
夜	21	33	18	0	44	15	0
	22	44	15	0	33	18	0
	23	65	21	0	23	29	0
	24	37	12	0	30	23	0
	25	40	22	0	29	37	0

６　評価

　市内主要道路の騒音レベルは、一部で環境基準の超過を確認しましたが、要請限度は超えませんでした。また、振動レベルは、いずれの地点も低いレベルであり、問題ないものと思われます。

　北陸自動車道交通騒音にかかる幹線道路に近接する空間については、環境基準値（昼：70dB、夜：65dB）を下回っており、概ね問題ないものと思われます。

＜北陸自動車道騒音調査：高月町柏原＞

第５節　環境騒音調査結果

１　概要

　私たちの周りには工場の音や自動車、鉄道などの交通機関の音など生活する上で不快と感じる音や、虫や鳥のさえずりなど心が和む音など様々な音があり、これらの環境騒音は土地利用状況や人の活動によりいろいろなレベル、パターンを示します。これらの環境騒音について市内の実態を把握するため次のとおり調査を実施しました。

２　調査地点

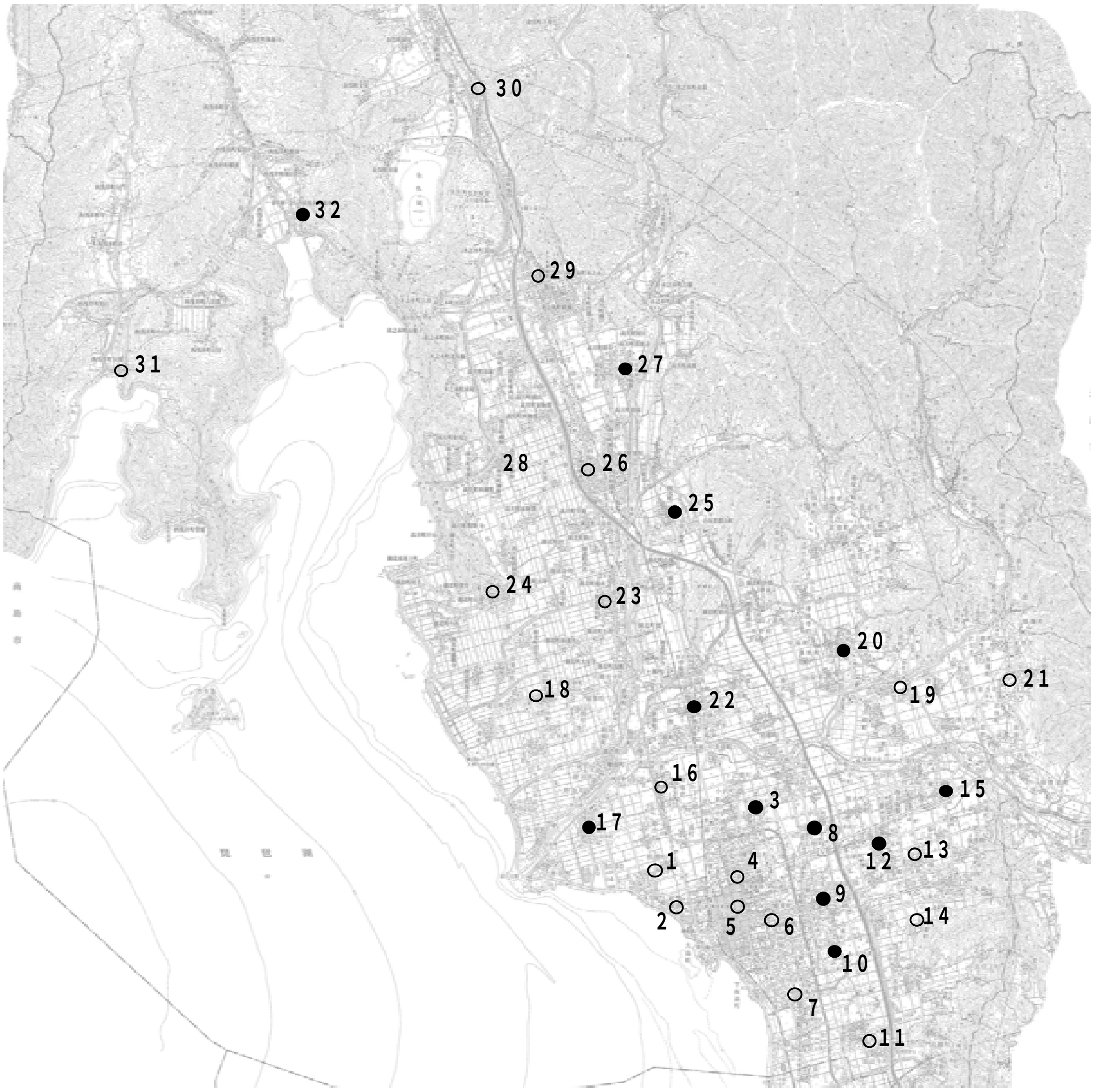

※平成２５年度に測定を実施した地点は●印

測定地点一覧表

平成 25 年度は以下のうち 12 地点 を選定して測定しました。

№	区域	地域	町名	施設名	都市計画区分
1		長浜	相撲町	緑が浜会館東のモニュメント	第二種低層住居専用地域
2		長浜	末広町	上田産業東の公園	工業地域
3		長浜	新庄寺町	神照寺南の公園	第一種住居地域
4		長浜	中山町	中山町会館東の公園	準工業地域
5		長浜	宮前町	稲荷神社	商業地域
6		長浜	八幡東町	市役所東別館駐車場	近隣商業
7		長浜	大戌亥町	大戌亥コミュニティーセンター南東の公園	第二種中高層住居専用地域
8	長浜	長浜	口分田町	口分田町会館	準工業地域
9		長浜	小堀町	グランド化学西の公園	第一種中高層住居専用地域
10		長浜	室町	室町会館南の公園	第一種住居地域
11		長浜	加田町	加田ふれあい広場駐車場	市街化調整区域
12		長浜	加納町	加納白山公園西のふれあい広場	第一種低層住居専用地域
13		長浜	南小足町	小足新町会館西の公園	第一種中高層住居専用地域
14		長浜	八条町	共同作業所北の広場	市街化調整区域
15		長浜	東上坂町	東上坂会館	市街化調整区域
16		びわ	曽根町	曽根営農用拠点施設前駐車場	市街化調整区域
17		びわ	川道町	川道農村公園	市街化調整区域
18		びわ	富田町	あじさいホール駐車場	市街化調整区域
19		浅井	三田町	公園（浅井雪寒基地付近）	非線引都市計画区域
20	東浅井	浅井	内保町	湯田公民館駐車場	非線引都市計画区域
21		浅井	小野寺町	子ども広場	非線引都市計画区域
22		虎姫	田町	虎姫公民館駐車場	第二種住居地域
23		湖北	湖北町速水	湖北町社会体育館駐車場	非線引都市計画区域
24		湖北	湖北町山本	山本区会議所前	非線引都市計画区域
25		湖北	小谷丁野町	旧丁野公民館	非線引都市計画区域
26		高月	高月町高月	旧高月町南公民館グランド	非線引都市計画区域
27		高月	高月町井口	井口地区会議所前	非線引都市計画区域
28		高月	高月町柳野中	柳野中会議所前公園	非線引都市計画区域
29	伊香	木之本	木之本町木之本	江北図書館駐車場	非線引都市計画区域
30		余呉	余呉町中之郷	鉛乗比古神社境内	都市計画区域外
31		西浅井	西浅井町大浦	旧大浦地区公民館前	都市計画区域外
32		西浅井	西浅井町塩津浜	旧塩津浜地区公民館横の公園	都市計画区域外
備考				※非線引都市計画区域 ： 区域区分が定められていない都市計画区域	

３　調査頻度

■年１回調査（調査実施日：平成 25 年 11 月 6 日）

４　調査方法

「騒音に係る環境基準について」（平成 10.9.30　環告 64）に基づき、基準時間帯における 10 分間の等価騒音レベル LAeq を測定しました。

５　調査結果

◎第一種中高層層住居専用地域

（単位 dB）

用途区域区分	第一種中高層住居専用地域		環境基準類型	A
地点番号	№9	小堀町	道路との関係	離れている
時間帯		昼	昼	夜
測定時刻		10:30	17:17	22:56
レベル	Leq	48	46	41
	L05	54	48	44
	L50	44	46	41
	L95	41	44	38

用途区域区分	第一種中高層住居専用地域		環境基準類型	A
地点番号	№12	加納町	道路との関係	面している
時間帯		昼	昼	夜
測定時刻		9:59	16:51	22:39
レベル	Leq	52	49	37
	L05	56	54	40
	L50	51	47	37
	L95	47	43	34

◎第一種住居地域

用途区域区分	第一種住居地域		環境基準類型	B
地点番号	№3	新庄寺町	道路との関係	離れている
時間帯		昼	昼	夜
測定時刻		9:02	15:46	22:01
レベル	Leq	44	44	41
	L05	48	48	45
	L50	42	43	40
	L95	40	40	37

用途区域区分	第一種住居地域		環境基準類型	B
地点番号	№10	室町	道路との関係	離れている
時間帯		昼	昼	夜
測定時刻		10:49	17:37	2:38
レベル	Leq	46	48	45
	L05	48	50	48
	L50	45	47	45
	L95	42	45	43

◎第二種住居地域

用途区域区分	第二種住居地域		環境基準類型	B
地点番号	№22	田町	道路との関係	離れている
時間帯		昼	昼	夜
測定時刻		9:56	16:33	22:44
レベル	Leq	46	47	44
	L05	50	49	47
	L50	45	46	43
	L95	43	44	40

◎準工業地域

用途区域区分	準工業地域		環境基準類型	C
地点番号	№8	口分田町	道路との関係	面している
時間帯		昼	昼	夜
測定時刻		9:32	16:27	22:21
レベル	Leq	45	48	42
	L05	49	50	44
	L50	44	47	41
	L95	40	45	38

◎市街化調整区域

用途区域区分	市街化調整区域		環境基準類型	B
地点番号	№15	東上坂町	道路との関係	離れている
時間帯		昼	昼	夜
測定時刻		9:05	15:56	22:00
レベル	Leq	49	44	39
	L05	55	47	43
	L50	45	41	37
	L95	40	38	34

用途区域区分	市街化調整区域		環境基準類型	B
地点番号	№17	川道町	道路との関係	離れている
時間帯		昼	昼	夜
測定時刻		10:23	17:09	23:07
レベル	Leq	41	46	38
	L05	43	49	41
	L50	41	46	36
	L95	39	43	34

◎非線引都市計画区域

用途区域区分	非線引都市計画区域		環境基準類型	B
地点番号	№20	内保町	道路との関係	離れている
時間帯		昼	昼	夜
測定時刻		9:31	16:10	22:24
レベル	Leq	42	48	42
	L05	44	51	46
	L50	42	47	41
	L95	40	45	39

用途区域区分	非線引都市計画区域		環境基準類型	B
地点番号	№25	湖北町丁野	道路との関係	離れている
時間帯		昼	昼	夜
測定時刻		10:25	17:31	22:49
レベル	Leq	46	44	42
	L05	49	46	45
	L50	38	43	42
	L95	36	42	39

用途区域区分	非線引都市計画区域		環境基準類型	B
地点番号	№27	高月町井口	道路との関係	離れている
時間帯		昼	昼	夜
測定時刻		10:49	17:00	22:29
レベル	Leq	42	45	40
	L05	48	50	42
	L50	38	41	39
	L95	36	38	37

◎都市計画区域外

用途区域区分	都市計画区域外		環境基準類型	B
地点番号	№32	西浅井町塩津浜	道路との関係	離れている
時間帯		昼	昼	夜
測定時刻		9:25	16:14	22:02
レベル	Leq	40	43	40
	L05	44	47	44
	L50	39	40	39
	L95	36	36	34

長浜市環境騒音測定一覧表

（単位 dB）

都市計画区分	№	地域	町名	施設名	環境騒音類型	道路に面する地域	平成19年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
							昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
第一種低層住居専用地域	12	長浜	加納町	加納白山公園西のふれあい広場	A	該当	45	49	46	50	―	―	―	―	51	37
第二種低層住居専用地域	1	長浜	相撲町	緑が浜会館東のモニュメント	A		51	45	―	―	―	―	42	43	―	―
第一種中高層住居専用地域	9	長浜	小堀町	グランド化学西の公園	A		46	46	50	42	―	―	―	―	47	41
第一種中高層住居専用地域	13	長浜	南小足町	小足新町会館西の公園	A		46	42	―	―	41	37	―	―	―	―
第二種中高層住居専用地域	7	長浜	大戌亥町	大戌亥コミュニティーセンター南東の公園	A		48	47	44	43	47	46	―	―	―	―
第一種住居地域	3	長浜	新庄寺町	神照寺南の公園	B		45	41	―	―	43	39	―	―	44	41
第一種住居地域	10	長浜	室町	室町会館南の公園	B		45	43	―	―	42	42	―	―	47	45
第二種住居地域	22	虎姫	田町	虎姫公民館駐車場	B		―	―	48	44	―	―	―	―	47	44
近隣商業	6	長浜	八幡東町	市役所東別館駐車場	C	該当	42	43	―	―	―	―	(近隣工事のため未測定)		―	―
商業地域	5	長浜	宮前町	稲荷神社	C	該当	49	44	―	―	46	39	―	―	―	―
準工業地域	4	長浜	中山町	中山町会館東の公園	C	該当	50	46	54	45	―	―	51	45	―	―
準工業地域	8	長浜	口分田町	口分田町会館	C	該当	48	42	―	―	―	―	―	―	47	42
工業地域	2	長浜	末広町	上田産業東の公園	C		47	47	42	41	―	―	40	40	―	―
市街化調整区域	11	長浜	加田町	加田ふれあい広場駐車場	B		46	52	―	―	―	―	44	49	―	―
市街化調整区域	14	長浜	八条町	共同作業所北の広場	B		44	48	45	47	―	―	42	40	―	―
市街化調整区域	15	長浜	東上坂町	東上坂会館	B		42	42	―	―	41	40	―	―	47	39
市街化調整区域	16	びわ	曽根町	曽根営農用拠点施設前駐車場	B		―	―	―	―	―	―	43	40	―	―
市街化調整区域	17	びわ	川道町	川道農村公園	B		―	―	49	41	―	―	―	―	44	38
市街化調整区域	18	びわ	富田町	あじさいホール駐車場	B		―	―	―	―	44	35	―	―	―	―
非線引都市計画区域	19	浅井	三田町	公園（浅井雪寒基地付近）	C		―	―	47	48	―	―	47	46	―	―
非線引都市計画区域	20	浅井	内保町	湯田公民館駐車場	B		―	―	―	―	44	48	―	―	46	42
非線引都市計画区域	21	浅井	小野寺町	子ども広場	B		―	―	―	―	―	―	38	38	―	―
非線引都市計画区域	23	湖北	湖北町速水	湖北町社会体育館駐車場	B		―	―	―	―	42	42	―	―	―	―
非線引都市計画区域	24	湖北	湖北町山本	山本区会議所前	B		―	―	40	36	―	―	37	40	―	―
非線引都市計画区域	25	湖北	小谷丁野町	旧丁野公民館	B		―	―	―	―	49	44	―	―	45	42
非線引都市計画区域	26	高月	高月町高月	旧高月町南公民館グランド	B		―	―	―	―	―	―	47	45	―	―
非線引都市計画区域	27	高月	高月町井口	井口地区会議所前	B		―	―	41	41	―	―	―	―	43	40
非線引都市計画区域	28	高月	高月町柳野中	柳野中会議所前公園	B		―	―	―	―	43	40	―	―	―	―
非線引都市計画区域	29	木之本	木之本町木之本	江北図書館駐車場	C		―	―	43	42	―	―	47	47	―	―
都市計画区域外	30	余呉	余呉町中之郷	鉛乗比古神社境内	B		―	―	―	―	51	48	―	―	―	―
都市計画区域外	31	西浅井	西浅井町大浦	旧大浦地区公民館前	B		―	―	―	―	―	―	43	37	―	―
都市計画区域外	32	西浅井	西浅井町塩津浜	旧塩津浜地区公民館横の公園	B		―	―	48	48	―	―	―	―	42	40
環境基準を超えた地点数							0	4	0	2	0	3	0	1	0	0

※測定値は等価騒音レベル（Leq）です。

※平成 20 年度、平成 21 年度は当該調査を実施していません。

６　評価

「騒音に係る環境基準について」（平成 10.9.30　環告 64）に基づき評価しました。
環境基準値は次のとおりです。

環境基準値

地域類型	昼間	夜間
ＡおよびＢ	55dB 以下	45dB 以下
Ｃ	60dB 以下	50dB 以下

道路に面する地域の環境基準値

地域の区分	昼間＊	夜間＊
Ａ地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
Ｂ地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及びＣ地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

＊　時間区分
昼間：　6:00～22:00
夜間：22:00～翌 6:00

昼間も夜間もすべての地点で環境基準を満足していました。
経年変化を見ると、1 地点で夜間の騒音に改善が見られました。
市全体を見た場合、市民生活に及ぼす影響は少ないものと思われます。

第２章　環境行政のあゆみ

●昭和30年代まで―産業公害問題の顕在化

・戦前にも足尾銅山での鉱毒公害などの環境問題がありましたが、問題が全国に広がり顕在化したのは昭和30年代後半からです。高度経済成長による活発な生産活動に伴い、水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそくなどの深刻な公害問題が全国各地で起こりました。

・しかし、公害問題に対して東京都や大阪府などの地方自治体で公害防止条例が制定される程度で、本格的な法制度、行政組織などの体制は未整備でした。

・滋賀県、長浜市においても同様であり、環境政策は、上水道やごみ処理などの衛生対策を中心に進められました。

●昭和40年代－環境行政の基盤づくり

・公害問題はますます激化し、国民の関心が高まり、公害反対の住民運動が各地で行われました。これに対応して公害対策基本法をはじめとする法体系、環境庁をはじめとする執行体制の整備が行われ、本格的な公害対策がスタートしました。公害対策の中心は、工場等の事業場を対象とする汚染物質の排出規制対策でした。

・一方、公害問題と並んで、「列島改造」のスローガンで進められた大規模な自然地域の開発問題に対して、自然環境保全法等の法律により開発規制などの対策がとられました。

・滋賀県では、昭和44年に公害防止条例が制定され、公害対策が実施されました。また、この時期に琵琶湖の水資源開発を目指す琵琶湖総合開発事業が開始され、琵琶湖の自然環境は大きく姿を変えることになりました。

・長浜市では、水質事故などの公害問題が生じていましたが、これに対応して昭和45年には公害対策課が初めて設置され、大気や河川などの環境監視や工場との公害防止協定の締結などが進められ、今日の環境行政の基礎が築かれました。

●昭和50年代－公害問題要因の変化と規制政策からの転換

・規制対策の進展により、主に工場に原因を持つ産業公害問題は一段落しましたが、変わって都市化や市民生活に起因する生活排水や自動車排出ガス、近隣騒音などの都市生活型公害や廃棄物問題がクローズアップされるようになってきました。公害問題は事業者に原因があり、市民が被害者であったのに対して、市民が原因者であり被害者であるという図式をとるようになってきました。

・琵琶湖を抱える滋賀県では、赤潮や水の華の発生に危機感を募らせた県民レベルでの「せっけん運動」が原動力となって、「琵琶湖条例」の制定をはじめとする生活排水に対する取り組みが活発化しました。

・長浜市でも、生活排水対策や分別収集開始による廃棄物対策などの市民一人一人へ働きかける環境政策が進展しました。また、住民が地域環境の保全・改善に取り組む身近な環境づくり事業

が開始され、一人一人のライフスタイルの改善が求められる地球環境問題時代へ先駆けた取り組みとして全国的にも注目を受けました。

●昭和60年代～平成初期－アメニティ・地球環境への広がり

【アメニティ】

・生活にゆとりが生じてきたことに呼応して、市民の環境に対する意識が変化を見せ、環境の質を高めることに目が向けられるようになりました。「アメニティ」という言葉に集約される親水性、豊かな緑、歴史的環境、美しい景観等の保全、創出が環境政策の中心となりました。

・これは52年のOECDレポートでの指摘を契機としたもので、国レベルでは50年代後半から「アメニティタウン計画事業」などアメニティ創出のための施策が展開されました。

・滋賀県では、「風景条例」が施行され、琵琶湖を水資源から総合的に環境資源ととらえ施策への展開がはかられました。

・長浜市では、いち早くアメニティ計画の策定に取り組みましたが、これは身近な環境づくり事業など住民が主体となった環境づくり・まちづくりをベースに進められたもので、その後アメニティ会議の組織化を経て、現在の環境政策の基礎となっています。

【地球環境】

・地球環境の危機については、早くから指摘されていましたが、世界的な共通認識を得るようになったのはこの時期です。平成4年の地球サミットでの「持続可能な開発」の原則を謳ったリオ宣言を頂点とし、これ以降地球規模での取り組み体制の整備が進みました。

・国内では、昭和63年の環境白書で「地球規模の環境問題」を特集、オゾン層の破壊防止に関するウィーン条約に加入するなど地球環境問題への取り組みが本格的に開始されました。環境政策の領域が広がり、規制的施策だけでなく経済社会システムやライフスタイルの変革が重要となったことを受けて、環境基本法、環境基本計画、アジェンダ21国別行動計画などが相次いで制定され、総合的な環境政策推進の基盤づくりが進みました。

・滋賀県では、アジェンダ21滋賀や環境にやさしい物品購入指針の策定などが行われました。特に後者は自治体でのグリーン購入のさきがけとして注目されました。

・長浜市では、地球環境問題を資源循環の観点からとらえた実践的な施策が多面的に進められました。その中心となったのは、平成3年に整備された省資源実践館エコハウスであり、生活雑排水対策から始まる身近な生活環境の見直しの延長としてリサイクル活動の支援、環境学習、意識啓発事業などが行われました。

●現在－共生・循環への実践的な取り組みの開始

・COP3京都会議での温室効果ガス排出量削減目標の設定を踏まえ、国が率先行動計画の策定を行うなど、地球環境問題対策は枠組み整備の段階から、「共生」、「循環」を具体化する実践行動への段階へと移行しています。

・滋賀県では、平成8年に環境基本条例、平成9年には環境総合計画が定められ、環境づくりの枠組みと長期的・総合的な施策推進の方向が明らかにされました。その基本理念として住民が中心となって事業者や行政との協働により、環境保全・創造を進めていく「環境自治」が打ち出され、石けん運動、身近な環境づくり活動と引き継がれてきた滋賀県の環境政策の基本概念と位置付けられています。また、各主体の実践的な取り組みを推進するため、ISO14001認証取得などが行われています。
・長浜市では、平成11年にクリスタルプラザができ新たな分別回収がスタートされるなど、資源循環の取り組みが強化されています。また、環境の保全と創造について、市、市民、事業者、滞在者の役割と責務を明らかにし、固有の歴史的文化を形成した先人の知恵に学びながら、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進することによって、現在と将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的として、平成11年7月に「長浜市環境基本条例」を制定し、平成13年3月に「長浜市環境基本計画」を策定して、「自然とひとがともに生きる環境重視のまちづくり」を、市、市民、事業者等が協働・連携して進めています。さらに、平成20年4月からエコオフィス活動をとおして、環境配慮の取り組みを実践しています。

第３章　長浜市環境基本計画について

第１節　計画のめざすもの

（1）「ながはま環境まちづくりプラン21」策定（見直し）の背景と趣旨

長浜市では、平成 13 年 3 月に、旧長浜市において「ながはま環境まちづくりプラン 21」を策定して以降、毎年、年次報告書を作成し、進捗状況を検証しながら環境の保全と創造につとめてきました。

また、この間にも、廃棄物による環境負荷の増大、有害な化学物質による新たな環境汚染の懸念、身近な緑や水辺の減少により生物の多様性が失われつつあることなど種々の環境問題が生じており、地球温暖化にともなう気候変動の顕在化など、地球環境問題への対応も重要な課題となっています。

さらに、平成 18 年 2 月には、市町合併により対象となる市域が拡大するなど、長浜市を取り巻く環境も変化しており、計画の再構築が必要になってきました。
そこで、このような状況に的確に対応し、広範多岐にわたる環境問題に、より効果的に取り組めるよう、これまでの計画を見直し新たに策定したものです。

なお、本市は平成 22 年 1 月にも市町合併を行い、さらに平成 25 年度には計画中間年度として社会情勢の変化を施策等に反映する必要が生じましたので、その度ごとに計画の中身を精査して見直しを行っております

（2）計画の枠組み

■目的・性格

・良好な環境を保全・創造し、将来にわたって自然とひとがともに生き、快適に暮らすことができるよう、総合的かつ計画的に施策を推進することを目的としています。

・市民、事業者、行政などの各主体が、協働・連携し、環境の保全・創造をまちづくりとして推進するための目標、考え方などを示しています。

■位置づけ

・長浜市環境基本条例に掲げる基本理念の実現に向けて、同条例第11条の規定に基づき、策定しています。

・この計画は、長浜市基本構想におけるまちづくりの基本目標「住み良さが実感でき、自然を慈しむまち」の実現に向け、まちづくりや各種施策の実施にあたっての環境に関する事項の基本的な指針となるものです。

■対象

１．対象の分野

・本計画で対象とする環境の分野は、以下の5つの分野を対象としています。

分野	具体的な環境の要素
自然環境	山林・里山(里地)・河川・琵琶湖などの自然、農地、動植物など
生活環境	水環境、大気環境、騒音・振動、悪臭、化学物質汚染など
循環	資源、エネルギー、廃棄物、バイオマス、水循環など
地球環境	地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、省エネなど
快適な環境	公園・緑地、景観、美化、歴史・文化的環境、バリアフリー、

２．対象の地域

・対象地域は、長浜市の行政区域全域（680.79Km²）を基本とし、長浜市だけでは解決できない問題については、近隣市町や県などと連携して取り組むこととしています。

３．主体

・主体は、長浜市で活動するすべての市民、滞在者、事業者、行政とします。各主体が、それぞれの責務を自覚し、自らの日常生活や事業活動を見直し、互いに協働・連携しながら、取り組むことを基本としています。

■計画の期間

・計画期間は、平成21年度から平成30年度までの10年間とし、社会情勢の変化にともない、必要に応じて見直しをすることとしています。

■長浜市環境基本計画「ながはま環境まちづくりプラン21」の体系

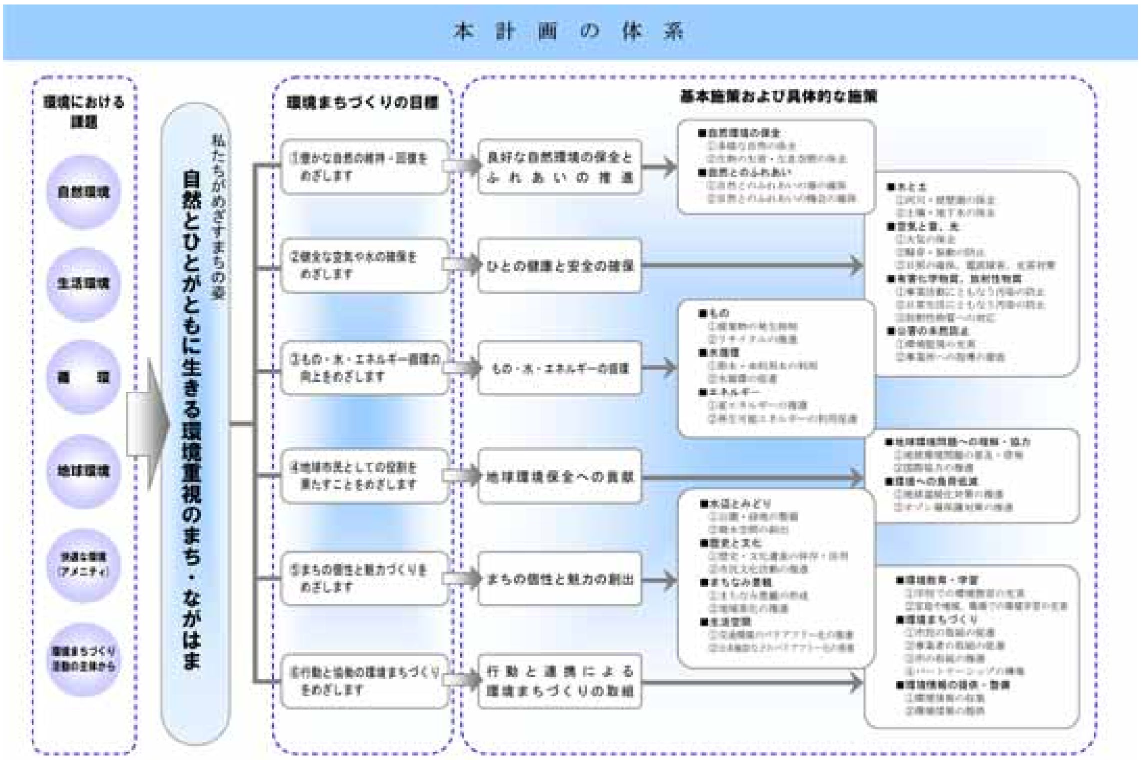

第２節　計画をどのように推進するのか

（1）推進体制の枠組

めざすまちの姿の実現に向けて、総合的、計画的な施策や環境配慮の取り組みを着実にすすめていくために、計画推進体制を整備します。

●環境審議会

環境審議会は、市民、事業者、学識経験者などで構成し、環境の現況や環境施策の推進状況などを公正かつ専門的な立場から審議し、市民意見などを踏まえながら、必要に応じてより効果的な施策を検討し、意見を述べる役割を果たします。

●（仮）長浜エコネットワーク協議会

（仮）長浜エコネットワーク協議会は、市民・事業者・市・民間団体などから構成され、環境保全に向けた実践的な取組の企画・実施（普及啓発イベントの開催等）や各主体間、団体間の連携・情報共有の場となります。そして、協議会は、市民に広く環境情報の発信を図るとともに、主体的な活動の輪をひろげていく役割を担っています。

●広域的な連携体制

河川や琵琶湖、山地などの自然環境の保全や自動車交通対策など、周辺市町と共通する課題や地球環境問題などに対応していくために、近隣市町や県、国などと連携・協力しながら、広域的な視点で取り組みます。

（2）推進体制

●進行管理の基本的な考え方

本計画に示した施策の実行性を確保するため、進行管理は重要な位置付けにあります。このため、計画の進行状況を把握・管理し、これらの状況を広く市民に公表するとともに、効果を客観的に評価し、改善点を見出して速やかな処置を講じていく必要があります。

このことを踏まえ、本計画を進行は、環境管理システムの基本的なサイクル（PDCA）にのっとった形で管理していくこととします。

●計画の進捗状況の把握と公表

PDCAサイクルに基づき、計画の進行状況を把握・管理しこれらの状況を広く市民に公表するとともに、効果を客観的に評価し改善点を見出して速やかな処置を講じていきます。

また、調査した結果は、年次報告書としてとりまとめ、環境審議会に報告するとともに市民へ公用します。環境審議会では報告された内容を検証して、次年度以降の活動計画の見直しや環境基本計画そのものの見直しに活用します。

●計画の進捗状況の把握（環境指数）について

計画の進捗状況は、各施策の進行状況管理を行うとともに、基本目標の達成度評価のために設定する環境指数によって評価します。

第４章　環境の保全と創造に関する条例等

第１節　長浜市環境基本条例

良好な環境の保全と創造をめざし、本市にふさわしい新しい時代を切り拓いていくため、市、市民、事業者等が協働・連携して取り組んでいくうえでの基本となる考え方を示す「環境基本条例」を制定しました。

長浜市環境基本条例の概念図

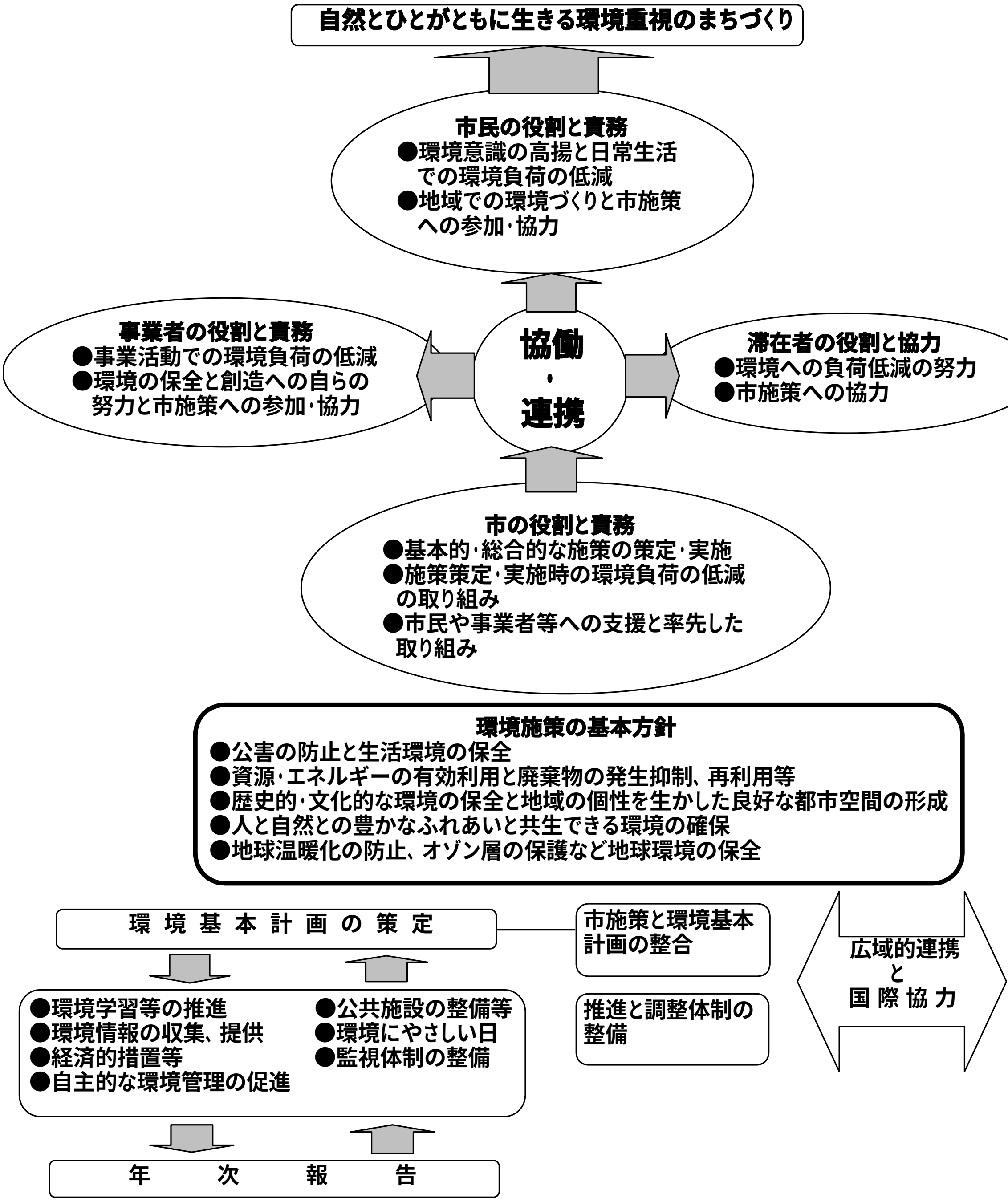

長浜市環境基本条例

平成18年２月13日
条例第90号

目次

私たちの住んでいる地域には、琵琶湖や姉川、伊吹山や横山など、美しい自然がいっぱいあり、私たちは、いつでも触れたり感じたりすることができます。このようなすばらしい自然が、私たちにうるおいとやすらぎをあたえ、暮らしやまちが豊かになってきました。

しかし、便利で快適な暮らしができるようになったことはとても良いことですが、そのために、たくさんの物をつくり、たくさんの物を使い、たくさんのゴミを出して、環境に大きな負担をかけてきました。このような行いは、身のまわりの環境を悪くするだけでなく、地球の温度を高くしたり、地球を取り巻くオゾン層を壊してしまうなど、地球にとっても大変なことになってしまいます。このままでは、将来の人たちが暮らせなくなってしまうかもしれません。

いっしょに暮らしている動物や植物、そして私たち人間も、空気や水がないと生きていけません。この空気や水は、いったん汚れると、なかなか元にもどすことができません。そのことを忘れてしまって、環境を汚したり、壊してきたため、大きな問題となっているのです。

今こそ、私たちは、良い環境のなかで暮らすことが、みんなの権利であり、そして良い環境を守り育て、将来の人たちにも残していくことが、みんなの義務であることをあらためて考えていかなければなりません。

今も、そして将来も、みんなが良い環境のなかで暮らしていけるように、みんなが力をあわせて、まわりの環境を守り育てていかなければなりません。そして、このことは、地球を守っていくことにつながります。

このように、環境を大切にする人たちが住む長浜市をつくるために、この条例を設けます。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、環境の保全と創造について、市、市民、事業者、滞在者の役割と責務を明らかにし、固有の歴史文化を形成した先人の知恵に学びながら、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進することによって、現在と将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的とします。

（定義）

第２条　この条例において、「良好な環境」とは、市民が健康で文化的な生活を営むことができる生活環境、

自然環境、歴史的・文化的環境をいいます。
2　この条例において、「環境への負荷」とは、人の活動によって環境に加えられる影響であって、環境を保全するうえで支障の原因となるおそれのあるものをいいます。
3　この条例において、「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、その他の地球規模の環境に影響をおよぼす事態に対する環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいいます。
（基本的な考え方）
第３条　環境の保全と創造は、良好な環境を実現し、これを将来の世代へと継承するとともに、資源の循環を基本とした活動による環境への負荷の少ない社会が構築されるように、適切に行われなければなりません。
2　環境の保全と創造は、地域における多様な生態系を健全な状態で確保し、人と自然との触れ合いを保つことにより、自然と人が共生できるように、適切に行われなければなりません。
3　環境の保全と創造は、市、市民、事業者と滞在者がそれぞれの責務を自覚し、自らの日常生活や事業活動を見直し、互いに協働・連携しながら、積極的に推進されなければなりません。
4　地球環境の保全は、人類共通の課題であり、私たちの行動と深く関わっていることを考慮し、すべての日常生活と事業活動において身近な問題としてとらえ、国の内外の地域と連携しながら、積極的に推進されなければなりません。
（市の役割と責務）
第４条　市は、環境の保全と創造に関する基本的、総合的な施策を策定し、実施しなければなりません。
2　市は、環境への影響に関わる施策の策定と実施に当たっては、環境の保全と創造を重視し、環境への負荷を少なくするための必要な措置をとらなければなりません。
3　市は、市民と事業者の自主的な環境の保全と創造に関する活動を支援するとともに、自ら率先して各種の施策を積極的に推進しなければなりません。
（市民の役割と責務）
第５条　市民は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、環境の保全と創造に関する自らの意識を高め、日常生活に伴う環境への負荷を少なくするように、積極的に努力しなければなりません。
2　市民は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、地域における環境の保全と創造に役立つように、自ら努力するとともに、市が行う環境の保全と創造に関する施策に積極的に参加し、協力しなければなりません。
（事業者の役割と責務）
第６条　事業者は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、自らの社会的責任において、事業活動に伴う環境への負荷を少なくするように積極的に努力しなければなりません。
2　事業者は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、環境の保全と創造に役立つように、自ら努力するとともに、市が行う環境の保全と創造に関する施策に積極的に参加し、協力しなければなりません。
（滞在者の役割と協力）
第７条　通勤、通学、観光旅行等で本市に滞在する者は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、本市の区域内における活動に伴う環境への負荷を少なくするように、努力しなければなりません。
2　通勤、通学、観光旅行等で本市に滞在する者は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、市が行う環境の保全と創造に関する施策に協力しなければなりません。

第２章　基本的な方針

（環境施策の基本方針）

第８条　市は、この条例の基本的な考え方の実現を図るため、次の基本方針に基づいて施策を推進しなければなりません。

（１）　公害の防止と生活環境の保全

（２）　資源・エネルギーの有効な利用と廃棄物の発生抑制、再利用等

（３）　歴史的・文化的な環境の保全と地域の個性を生かした良好な都市空間の形成

（４）　人と自然との豊かな触れ合いと共生できる環境の確保

（５）　地球温暖化の防止、オゾン層の保護など地球環境の保全

第３章　実現のための方策

（市、市民、事業者等の協働・連携）

第９条　市は、市、市民、事業者等が協働・連携し、環境の保全と創造のための活動に取り組むことができるように、必要な措置をとるよう努力しなければなりません。

（広域的連携と国際協力）

第10条　市は、地球環境の保全その他の広域的な取組を必要とする施策を実施するときは、国や他の地方公共団体等と協力して、これを推進しなければなりません。

（環境基本計画）

第11条　市長は、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければなりません。

２　市長は、環境基本計画を定めるときは、市民の意見を反映できるよう必要な措置をとるとともに、長浜市環境審議会の意見を聴かなければなりません。

３　市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければなりません。

４　環境基本計画を変更するときにも、前２項で定められた手続きによります。

（環境基本計画との整合）

第12条　市は、施策の策定や実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければなりません。

（環境配慮指針）

第13条　市長は、市、市民、事業者の活動や行動を良好な環境の保全と創造へと誘導するために、環境に配慮すべき指針を定める等の必要な措置をとらなければなりません。

２　市、市民、事業者は、前項の環境に配慮すべき指針を守るように努力しなければなりません。

（年次報告）

第14条　市長は、毎年、市の環境の状況や施策の内容等について、報告書を作成し、これを公表しなければなりません。

第４章　推進のための施策

（環境学習の推進等）

第15条　市は、市民、事業者等が、環境の保全と創造についての理解を深め、環境に配慮した日常生活や事業活動を展開できるように、環境の保全と創造に関する教育と学習の推進について、必要な措置をとらなければなりません。

（環境情報の収集、提供）

第16条　市は、環境の保全と創造のための活動を促進するため、個人や法人の権利利益の保護に配慮しながら、環境の状況など環境の保全と創造に関する情報を収集し、提供するよう努力しなければなりません。

（経済的措置等）

第17条　市は、市民、事業者等が行う環境への負荷を少なくする設備や施設の整備、自主的な活動を促進するため、適正な経済的助成など必要な措置をとるよう努力しなければなりません。

２　市は、環境への負荷を少なくする目的で、市民、事業者等に対して経済的な負担をかけようとするときは、十分な事前調査と研究を行ったうえで、必要な範囲内の措置をとることができます。

（自主的な環境管理の促進）

第18条　市は、事業者自らがその活動について、環境への負荷を少なくするための管理等を行うことができるように、必要な措置をとるよう努力しなければなりません。

２　市は、市民自らが日常生活において、環境への負荷を少なくするための管理等を行うことができるように、必要な措置をとるよう努力しなければなりません。

（公共施設の整備等）

第19条　市は、公共施設の整備や維持管理を行うときは、環境への負荷が少なくなるように、資源・エネルギーの有効利用や廃棄物の減量等の促進に努力しなければなりません。

２　市は、公共施設の整備を行うときは、自然環境の適正な保全や健全な利用を図るなど良好な環境を形成することができるよう努力しなければなりません。

（環境にやさしい日）

第20条　市民、事業者等の間に広く環境の保全と創造についての理解と認識が深まり、環境の保全と創造に関する活動への参加意欲が高まるように、毎年、春分の日を環境にやさしい日とします。

（監視体制の整備）

第21条　市は、環境の状況を把握し、環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、調査等の体制を整備しなければなりません。

第５章　環境審議会

（環境審議会）

第22条　環境基本法（平成５年法律第91号）第44条の規定により、長浜市環境審議会（以下「審議会」という。）を置きます。

２　審議会は、市長の相談に応じ、次の事項を調査審議し、意見を述べます。

（１）　環境の保全と創造に関係する基本的事項や重要事項

（２）　環境基本計画に関すること

（３）　その他環境の保全と創造に関係して市長から意見を求められた事項

３　審議会は、前項各号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関して、市長に意見を述べることができます。

４　前３項に定めるもの以外に審議会の組織や運営に関係して必要な事項は、市長が定めます。

第６章　雑則

（推進と調整体制の整備）

第23条　市は、環境の保全と創造に関する施策を、総合的に推進、調整するため、必要な体制を整備します。

（委任）

第24条　この条例の施行について必要な事項は、市長が定めます。

付　則

この条例は、平成18年２月13日から施行します。

第２節　長浜市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例

廃棄物の減量を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて廃棄物の散乱防止等による環境の美化を推進することにより、快適な生活環境の保全および公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的として、「長浜市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例」を制定しました。

長浜市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例

平成18年２月13日

条例第92号

目次

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、廃棄物の減量を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて廃棄物の散乱防止等による環境の美化を推進することにより、快適な生活環境の保全および公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）および容器包装に係る分別収集および再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第112号）ならびに湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成10年湖北広域行政事務センター条例第２号。以下「センター条例」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、法の例による。

２　前項に定めるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１） 事業系一般廃棄物　あらゆる事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

（２） 減量　廃棄物の発生を抑制し、再利用、再使用を図ること等により廃棄物の量を減らすことをいう。

（３） 再利用　活用しなければ不用となる物または廃棄物を再び使用し、または資源として利用することをいう。

（４） 再生資源　再生資源の利用の促進に関する法律（平成３年法律第48号）第２条第１項に規定する再生資源をいう。

（５） センターの処理施設　センター条例第２条第２項第５号に規定する処理施設をいう。

（市、市民および事業者の相互協力）

第３条　市、市民および事業者は、廃棄物の減量および適正処理ならびに環境の美化の推進について相互に協力しなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、その施策を通じて、廃棄物の減量および適正処理ならびに環境の美化の推進に努めなければならない。

２　市は、廃棄物の減量等に関して、あらゆる機会を通じて、市民および事業者の意識啓発に努めなければならない。

（市民の責務）

第５条　市民は、自ら第１条に掲げる目的に関する意識の向上に努めるものとする。

２　市民は、廃棄物の減量に努めるとともに、その生じた廃棄物を生活環境の保全上支障をきたさない方法でなるべく自ら処理すること等に努めなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、その事業活動に伴う廃棄物の減量に努めるとともに、その生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

２　事業者は、前項に定めるもののほか、廃棄物の減量および適正処理ならびに環境の美化に関し、市の施策および市民の活動に協力しなければならない。

第２章　廃棄物の減量等

（施策の推進）

第７条　市は、廃棄物の減量等に関して、市民および事業者の意見を聴き、これを施策に反映させるようにするものとし、市民および事業者は、これらに関する市の施策に協力しなければならない。

（市の取組み）

第８条　市は、積極的に自ら再生品を使用し、再生資源として回収する等自ら再利用を推進するよう努めるものとする。

（資源回収活動への参加等）

第９条　市民は、資源回収活動に積極的に参加するとともに、再生品の使用もしくは不用品の活用等により再利用に努めるものとする。

（再生資源等の使用）

第10条　事業者は、物の製造または加工に際して、再生資源または再生品を原料等として用いるように努めなければならない。

２　前項に定めるほか、事業者は、事業活動に要する用品、資材等の調達および使用に際しては、再生品を使用するよう努めなければならない。

（環境保全型製品の普及）

第11条　事業者は、物の製造または加工に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ評価し、適切な材料を選択すること等により、適正な処理が容易であるような、または再利用の促進に寄与するような製品、容器等（以下「環境保全型製品」という。）の製造または加工に努めなければならない。

２　事業者は、製品の販売に際して、環境保全型製品を優先的に販売するように努めなければならない。

３　市民および事業者は、商品の購入等に際しては、環境保全型製品を選択するように努めなければならない。

（容器および包装の適正化等）

第12条　事業者は、物の製造、加工および販売等に際しては、再利用に適した容器を使用し、または過剰な包装の抑制を図ること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

２　市民および事業者は、商品の購入に際しては、再利用に適した容器を使用し、または簡易に包装された商品を選択し、廃棄物の減量に努めなければならない。

３　事業者は、商品の購入者が不要とした包装、容器等を返却しようとする場合には、その回収に努めなければならない。

第３章　一般廃棄物の適正処理

（一般廃棄物の自己処理基準）

第13条　市民、事業者および土地または建物の占有者（占有者がいない場合には、その管理者とする。以下同じ。）が、一般廃棄物を自ら処理する場合は、法第６条の２第２項または第３項に定める基準に準じて処理しなければならない。

（排出基準等）

第14条　湖北広域行政事務センター（以下「センター」という。）が行う一般廃棄物の収集を受けようとする者は、センター管理者が定める一般廃棄物の分別の区分および排出の方法（以下「排出基準」という。）に従って排出するとともに、それまでの間適正に保管しなければならない。

２　センターの処理施設で一般廃棄物の処分をしようとする者は、センター管理者が定める一般廃棄物の分別の区分およびセンターの処理施設への搬入の方法（以下「搬入基準」という。）に従ってセンターの処理施設に搬入するとともに、それまでの間適正に保管しなければならない。

（排出等の禁止物）

第15条　次の各号に掲げる一般廃棄物は、センターが行う一般廃棄物の収集に際して排出し、またはセンターの処理施設に搬入してはならない。

（１）　有害性のある一般廃棄物

（２）　危険性のある一般廃棄物

（３）　爆発性、発火性または引火性のある一般廃棄物

（４）　著しく悪臭を発する一般廃棄物（し尿としてくみ取るものを除く。）

（５）　前各号に掲げる一般廃棄物のほか、センター管理者において一般廃棄物の処理を著しく困難にし、

またはセンターの処理施設の機能に支障を生じさせるおそれがあると認める一般廃棄物
２　前項各号に規定する排出等の禁止物については、規則で例示するものとする。
（適正処理困難物に係る事業者の協力）
第16条　法第６条の３第１項の規定による指定に係る一般廃棄物または製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難であるとセンターの管理者が指定した一般廃棄物（以下「適正処理困難物」という。）となる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者は、当該適正処理困難物の回収を行う等、センターの行う一般廃棄物処理事業に必要な協力をしなければならない。
２　市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収する等の措置を講じる場合は、これに協力しなければならない。
（ごみ集積所）
第17条　センターが行う一般廃棄物の収集を受けようとする者は、規則で定める市長への届出に基づき、センター管理者が指定する一般廃棄物を排出する場所（以下「ごみ集積所」という。）に当該一般廃棄物を搬出しなければならない。
２　ごみ集積所は、規則で定める基準（以下「ごみ集積所の基準」という。）に適合するものでなければならない。
３　ごみ集積所を利用する者は、ごみ集積所の清潔保持と環境保全を図り、適正に維持管理しなければならない。
（一般廃棄物の搬入の申請等）
第18条　センターの処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする者は、センター管理者に申請し、その承認を受けなければならない。
（建物の賃貸人等の周知義務）
第19条　自己の所有する建物を他人の居住もしくは事業の用に供するため賃貸しようとする者、またはその賃貸を斡旋し、もしくはその建物の管理を請け負う者は、当該建物を居住または事業の用に供する賃借人に対して、排出基準、搬入基準およびごみ集積所の場所ならびに適正な保管について周知しなければならない。
（多量排出事業者に対する指示）
第20条　市長は、多量に事業系一般廃棄物を発生させると認められる事業者に対し、必要と認めるときは、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画（以下「一般廃棄物減量計画」という。）の作成、再利用等の推進その他必要な事項を指示することができる。
２　前項の規定により一般廃棄物減量計画の作成の指示を受けた事業者は、これを作成し市長に提出しなければならない。

第４章　環境の美化
（施策の推進と協力）
第21条　市は、環境の美化に関し、積極的に施策を推進するとともに、市民および事業者の自主的な活動を促進するように努めなければならない。
２　市は、環境の美化に関し、市民および事業者への情報の提供ならびに意識の啓発に努めるとともに、市民および事業者の意見を聴き、これを施策に反映させるように努めなければならない。
３　市民は、自ら環境の美化に努めるとともに、市の施策およびその地域の団体等が行う自主的な美化活動

に協力するように努めなければならない。

４　事業者は、自ら環境の美化に努めるとともに、市の施策および市民の行う自主的な美化活動に積極的に協力するように努めなければならない。

（清潔の保持）

第22条　土地または建物の占有者は、その占有し、または管理する土地または建物を清潔に保つように努めなければならない。

２　何人も、公園、広場、道路、河川、港湾、駅その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

３　前項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所の美化に努めるとともに、みだりに廃棄物が捨てられないように、利用者への啓発等必要な措置を講じなければならない。

（廃棄物の投棄等の禁止および回収命令等）

第23条　何人も、廃棄物をみだりに投棄し、放置し、または散乱させてはならない。

２　市長は、前項の規定に違反して投棄され、放置され、または散乱している廃棄物が一般廃棄物であるときは、違反した者に対して、当該一般廃棄物の回収を命ずることができる。

３　市長は、前項の規定に該当する場合であって、回収を命ずべき者が明らかでなく、かつ、当該一般廃棄物を放置しておくことが生活環境を著しく阻害すると認められるときは、自ら当該一般廃棄物を回収し、処分することができる。

４　市長は、前項の規定により一般廃棄物の回収等を行った後に、当該一般廃棄物の投棄等をした者が判明したときは、その者に対し、その回収等に要した費用を請求することができる。

（土地の適正管理）

第24条　土地の占有者は、その占有し、または管理する土地にみだりに廃棄物が捨てられないよう未然に防止する措置を講じる等適正な管理をしなければならない。

第５章　環境推進員

（環境推進員）

第25条　市長は、一般廃棄物の減量および適正処理ならびに環境の美化を推進すること等により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、社会的信望があり、熱意と識見を有する者のうちから、自治会の推薦により環境推進員（以下「推進員」という。）を委嘱することができる。

２　推進員は、一般廃棄物の減量および適正処理ならびに環境の美化等を推進するため、規則で定める業務を行う。

第６章　雑則

（指導および助言）

第26条　市長は、第１条に規定する目的を達成するために必要と認めるときは、関係者に対し指導および助言を行うことができる。

（立入調査等）

第27条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員を立ち入らせて調査させ、または関係者に対し、報告を求めることができる。

２　前項の規定により、立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告）

第28条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずべき旨の勧告を行うことができる。

（１）　自己の所有する建物を他人の居住もしくは事業の用に供するため賃貸しようとする者、またはその賃貸を斡旋し、もしくはその建物の管理を請け負う者が、第19条の規定に違反し、貸借人に対して必要な周知をしなかったとき。

（２）　土地または建物の占有者が、第22条第１項の規定に違反し、その占有し、または管理する土地または建物の清潔保持に努めなかったとき。

（公表）

第29条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

（１）　第23条第２項の規定により一般廃棄物の回収命令を受けた者が、これに従わなかったとき。

（２）　第23条第４項の規定により回収等に要した費用の請求を受けた者が、その支払いをしなかったとき。

（３）　第27条第１項の規定により立入調査を受ける者が、正当な理由なく、これを拒み、妨げ、もしくは忌避したとき、または報告を求められた者が正当な理由なくこれに従わなかったときもしくは虚偽の報告を行ったとき。

（４）　前条の規定により勧告を受けた者が、これに従わなかったとき。

２　市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、公表をされるべき者に、その理由を通知し、弁明および有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

（委任）

第30条　この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、平成18年2月13日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の長浜市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例（平成11年長浜市条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

第３節　長浜市さわやかで清潔なまちづくり条例

「長浜市ポイ捨ておよびふん害の防止に関する条例」の内容を見直し、それまで規定されていた飲料容器と吸殻等の散乱やふん害の防止の禁止事項以外に新たに「たんつばの吐き捨て」「落書き」「路上喫煙」「深夜花火」「犬の引き綱制御」「土地の適正な管理」を規定し生活環境全般に禁止規定を拡大しました。このことにより、さわやかで清潔なまちづくりを市、市民等及び事業者と滞在者が互いに協働・連携しながら快適で清潔な暮らしを阻害する行為を禁止することにより、豊かで住みよい地域社会を実現することを目的に条例を制定しました。

長浜市さわやかで清潔なまちづくり条例

平成20年３月24日
条例第２号

目次

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、長浜市環境基本条例（平成18年長浜市条例第90号）の基本理念にのっとり、環境に関する身近な課題について、市、市民等及び事業者の責務を明らかにし、協働して取組を進めるとともに、さわやかで清潔な暮らしを阻害する行為を禁止することにより、豊かで住みよい地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例で使用する用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　市民等　市内に居住する者、市内に勤務し、通学し、又は滞在する者及び市内を通過する者をいう。

（２）　事業者　市内で事業活動を行う者をいう。

（３）　空き缶等　缶、びん、ペットボトルその他の容器、たばこの吸い殻、釣道具、花火の燃えがら、チューイングガムのかみかす、包装紙、印刷物その他捨てられることによってごみ散乱の原因となるものをいう。

（４）　公共の場所等　道路、公園、広場、河川、湖岸その他の公共の用に供する場所（以下「公共の場所」という。）及び他人が所有し、又は管理する土地、建築物その他の工作物をいう。

（５）　動物　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第44条第４項各号に掲げる動物をいう。

（６）　落書き　公共の場所等を所有し、占有し、又は管理する者の承諾を得ず、塗料等により、文字、図形若しくは絵柄をかくこと又はかかれた文字、図形若しくは絵柄をいう。

（７）　喫煙　たばこを吸うこと及び火のついたたばこを所持することをいう。

（８）　花火　火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第２条第２項に規定するがん具煙火（火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第１条の５第１号イ、ホ、ト及びチに規定するものを除く。）の爆発又は燃焼をいう。

（市の責務）

第３条　市は、さわやかで清潔なまちづくりの推進に関する必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

２　市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民等及び事業者の適切な参加の方策を関係

機関と連携して推進しなければならない。

（市民等の責務）

第４条　市民等は、互いに協力し合い自主的な活動により、さわやかで清潔なまちづくりを推進するよう努めるとともに、市が策定し、及び実施する施策に協力しなければならない。

２　市民等は、さわやかで清潔な暮らしを阻害する行為を行った者に対して、条例の趣旨を理解されるよう注意や助言をすることができる。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、事業所及びその周辺並びに事業活動を行う地域において、さわやかで清潔なまちづくりを推進するよう努めるとともに、市が策定し、及び実施する施策に協力しなければならない。

第２章　さわやかで清潔な暮らしを阻害する行為の禁止等

（飼い犬の管理）

第６条　犬を飼養し、又は保管する者は、犬を公共の場所等において移動させるときは、人の生命財産に害を与えないように常に引き綱等により制御しなければならない。

（ふんの放置及び投棄の禁止）

第７条　動物を飼養し、又は保管する者は、動物が公共の場所等でふんをしたときは、これを放置し、又は投棄してはならない。

（空き缶等の放置及び投棄の禁止）

第８条　市民等及び事業者は、空き缶等を公共の場所等に放置し、又は投棄してはならない。

２　公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物（以下「宣伝物等」という。）を配布した者は、その配布した場所の周辺に散乱している当該宣伝物等を回収しなければならない。

３　公共の場所において、行催事を開催した者は、開催場所及びその周辺を清掃しなければならない。

（喫煙の規制等）

第９条　市民等は、屋外で喫煙をするときは、吸い殻入れが設置されている場所において喫煙をし、又は携帯用吸い殻入れを持つようにする等、たばこの吸い殻の散乱の防止に努めなければならない。

２　市民等は、他人に迷惑を及ぼし、又は被害を与えるおそれのある路上喫煙をしないよう努めなければならない。

（路上喫煙の禁止）

第 10 条　市民等は、第 11 条第１項の規定により指定された路上喫煙禁止区域においては、定められた場所以外の場所では、喫煙をしてはならない。

（路上喫煙禁止区域の指定）

第 11 条　市長は、特に必要があると認められる区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。

２　市長は、路上喫煙禁止区域を指定しようとするときは、関係機関等の意見を聴くものとする。

３　市長は、路上喫煙禁止区域を指定したときは、その旨を告示するとともに、当該禁止区域に掲示するものとする。

（路上喫煙禁止区域の変更及び解除）

第12条　市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。
２　前条第２項及び第３項の規定は、前項の場合について準用する。
（回収容器の設置及び管理）
第13条　市内において、自動販売機により飲食料を販売する者は、その販売する場所に回収容器を設置し、これを適正に管理するとともに、その周辺の清掃をしなければならない。
（土地の管理）
第14条　土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地に廃棄物が放置され、又は投棄されることを防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。
２　土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地が廃棄物その他の物により著しく周辺の環境を損なう状態にあると認められるときは、自らの責任で当該廃棄物その他の物を適正に処理しなければならない。
（たんつばの吐き捨て禁止）
第15条　市民等は、公共の場所等で、みだりにたんつばを吐き捨ててはならない。
（落書きの禁止）
第16条　市民等は、公共の場所等に落書きしてはならない。
（落書きの消去の要請）
第17条　市長は、落書き（公共の場所にされた落書きに限る。）が放置され、著しく周辺の環境を損なうおそれがあると認めるときは、当該公共の場所の管理者に対し、当該落書きを消去するよう要請することができる。
（深夜花火の禁止等）
第18条　市民等は、深夜（午後10時から翌日の午前６時までの時間をいう。）に公共の場所及び地域の静穏を害するおそれのある場所で花火をしてはならない。
２　公共施設の管理者は、深夜花火の禁止のための啓発及び指導を行うものとする。

第３章　空き缶等の放置及び投棄の防止に関する協定等
（防止協定）
第19条　市長は、空き缶等の放置及び投棄の防止に必要があると認めるときは、事業者に対し、次に掲げる事項について、防止に関する協定の締結を求めることができる。
（１）　空き缶等の放置及び投棄の防止の啓発に関する事項
（２）　放置及び投棄された空き缶等の清掃に関する事項
（３）　その他防止に関して必要な事項
（美化推進地域）
第20条　市長は、滋賀県ごみの散乱防止に関する条例（平成４年滋賀県条例第20号）第11条の規定により美化推進地域として設定された琵琶湖岸等の環境美化を推進するため、市民等及び事業者への啓発、美化活動の支援その他必要な措置を講じるものとする。

第４章　雑則

（立入調査）

第 21 条　市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、指定する職員に、その必要とする場所に立ち入らせ、調査をさせることができる。

２　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指導）

第 22 条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為の中止又は是正に必要な措置を講ずるよう指導をすることができる。

（１）　第６条の規定に違反して、その飼養し、又は保管する犬を引き綱等により制御しないで公共の場所等において移動させた者

（２）　第７条の規定に違反して、ふんを放置し、又は投棄した者

（３）　第８条の規定に違反して、空き缶等を放置し、若しくは投棄した者、公共の場所において宣伝物等を回収しない者又は行催事後に清掃しない者

（４）　第 10 条の規定に違反して、路上喫煙をした者

（５）　第 13 条の規定に違反して、回収容器を設置せず、若しくはこれを適正に管理しない者又はその周辺の清掃をしない者

（６）　第 14 条の規定に違反して、その所有し、占有し、又は管理する土地の廃棄物その他の物を適正に処理しない者

（勧告）

第 23 条　市長は、前条の規定による指導を受けた者が、正当な理由がなく、その指導に従わないときは、期限を定めて必要な措置を行うよう勧告することができる。

（命令）

第 24 条　市長は、前条の規定による勧告を受け、その勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うよう命じることができる。

（公表）

第 25 条　市長は、前条の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなく、その命令に従わないときは、当該命令を受けた者に意見を述べる機会を与えた上で、その命令内容の一部を公表することができる。

（委任）

第 26 条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第５章　罰則

（罰則）

第 27 条　第７条、第８条第１項又は第 10 条の規定に違反した者で、第 24 条の規定による命令に従わない者は、２万円以下の罰金に処する。

２　配布した宣伝物等の回収、同条第３項又は第 13 条の規定に違反した者で、第 24 条の規定による命令に従わない者は、５万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第 28 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附　則

この条例は、平成 20 年７月１日から施行する。

第４節　長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「京都議定書目標達成計画」では、地球温暖化対策は市民、事業者、市の各主体がそれぞれの役割に応じ、温室効果ガスの削減に向けて取り組むことが不可欠であるとし、地方公共団体においても、地域の特性に応じた対策の実施、率先した取組の実施、地域住民などへの情報提供と活動推進、などの役割が期待されています。

このことを踏まえ、本市における地球温暖化対策に関する方針を示すとともに、対策を総合的、計画的に推進することを目的とし、「長浜市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定しました。

また本市では、長浜市環境基本条例に基づき、2001 年 3 月に環境基本計画を策定し、各環境政策に取り組んでいます。

このため、本計画を下図に示すような位置づけとし、環境基本計画における基本目標を達成するための行動プランとしての役割を持たせるとともに、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条第２項に定める施策の立案として位置づけています。

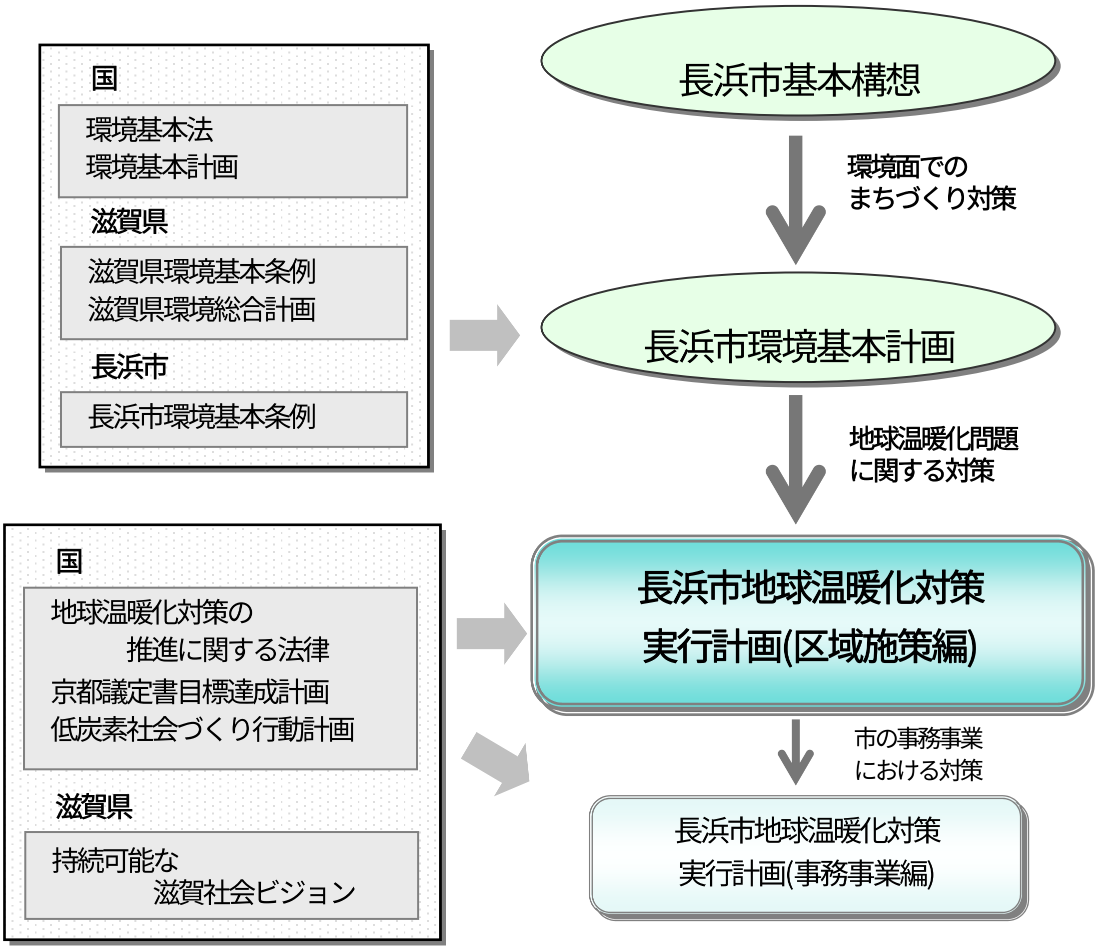

（1）計画の期間

本計画の期間は、2011 年度から 2020 年度の 10 年間とします。

また、本計画の基準年度および目標年度は以下のとおりとします。

○ 基準年度　：　1990 年度
　⇒ 京都議定書に準拠（2005 年度からの推移についても併せて表記）

○ 目標年度　：　2020 年度（中期的な目標）および 2050 年度（長期的な展望）
　⇒ 国の中期目標年度および長期目標年度に準拠

（2）計画の対象範囲

本計画は市域全域を対象とし、すべての市民、事業者と市を対象とします。

（3）対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスおよびその対象分野は、以下のとおりとします。

○ 二酸化炭素（CO_2）　：　エネルギー起源CO_2分野（産業・民生業務・民生家庭・運輸部門）
　廃棄物分野（廃棄物部門）（一般廃棄物）
　吸収源分野（森林などによる吸収）

○ メタン（CH_4）　：　廃棄物分野（廃棄物部門）（一般廃棄物）

○ 一酸化二窒素(N_2O)　：　廃棄物分野（廃棄物部門）（一般廃棄物）

長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の体系

計画の背景

第1章　計画策定の背景

1 地球温暖化問題について
2 地球温暖化問題に関する動向
（1）国際的な取組
（2）国の取組
（3）滋賀県の取組

第2章　計画の基本的事項

1 計画の目的と位置づけ
2 基本的事項
（1）計画の期間
（2）計画の対象範囲
（3）対象とする温室効果ガス

市の特性把握

第3章　市の概況

1 自然的条件
（1）位置・地勢
（2）気候
2 社会的条件
（1）人口・世帯数
（2）交通
（3）産業

第4章　温室効果ガスをめぐる現状と将来予測

【現状】
1 温室効果ガス排出の現状
（1）温室効果ガス排出の現状
（2）吸収源分野（森林による二酸化炭素の吸収）

【将来】
2 温室効果ガス排出の将来予測

計画のめざすもの

第5章　温室効果ガス削減に向けた基本的な考え

◆ 3つの基本理念 ◆

『自然をいかす』
～ 豊かな自然の恵みに感謝し、いかす心 ～

『文化・歴史を大切にする』
～ 伝統を継承し、歴史からの長浜市を学び、大切にする心 ～

『自律とつながり』
～ 一人ひとりが自律し、みんながつながる心 ～

基本理念に基づいた方針と役割の設定

◆ 各部門の方針 ◆
○ 産業部門の方針
○ 民生業務部門の方針
○ 民生家庭部門の方針
○ 運輸部門の方針
○ 廃棄物部門の方針
○ 吸収源分野の方針

◆ 各主体の役割 ◆
○ 市民の役割
○ 事業者の役割
○ 市の役割

◆ 特性と課題の整理 ◆
○ 温室効果ガス排出部門別・主体別の特性と課題

計画における取組

第6章　温室効果ガス削減のための取組と削減目標

◆ 方針に基づく部門別の取組 ◆

各部門の方針に基づいた取組項目を3つの基本理念に分類し設定

○ 産業部門
○ 民生業務部門
○ 民生家庭部門
○ 運輸部門
○ 廃棄物部門
○ 吸収源分野

『自然をいかす』の取組
キーワード
「エネルギーの創造・節約」「地産地消」「森の活用」など

『文化・歴史を大切にする』の取組
キーワード
「美しい街並み」「魅力あるまち」「文化・歴史」など

『自律とつながり』の取組
キーワード
「自律」「協働・ネットワーク」など

◆ 重点的な取組 ◆
ながはま産の活用と地産地消の推進
ながはま版エコツーリズムづくり
ながはま『楽エコ』チャレンジ作戦

優先的に取り組む協働事業の設定

◆ 温室効果ガスの削減目標 ◆
○ 長浜市の温室効果ガス削減目標・部門別削減目標

計画の推進

第7章　計画の推進

1 計画の推進体制
（1）計画の推進体制
（2）各組織の役割
2 計画の進め方
3 計画の進行管理

第５節　長浜市再生可能エネルギー利活用方策

長浜市は、平成23年度に地球温暖化対策実行計画を策定して、地球環境を保全するために、温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいます。一方で、東日本大震災以降、「集中型電源」から「自立・分散型」電力供給システムへの転換が求められるようになり、全国的に再生可能エネルギー導入の機運が高まりをみせました。そのため、滋賀県でも滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プランが策定されています。

これらのことを踏まえ、長浜市が推し進めるべき再生可能エネルギー施策を検討するために、平成24年度に長浜市再生可能エネルギー利活用方策の策定を行いました。

（1）利活用方策の目的

〇安全で永続的に利用できるエネルギーの推進

〇地域主導による自立分散型エネルギー社会の構築

〇地球温暖化防止対策として、温室効果ガスの排出削減

（2）方策の対象期間

本方策の対象期間は、平成25年から平成32年までの8年間とします。

（3）方策の対象範囲

本方策は長浜市全域を対象とします。

＜利活用方策の位置付け＞

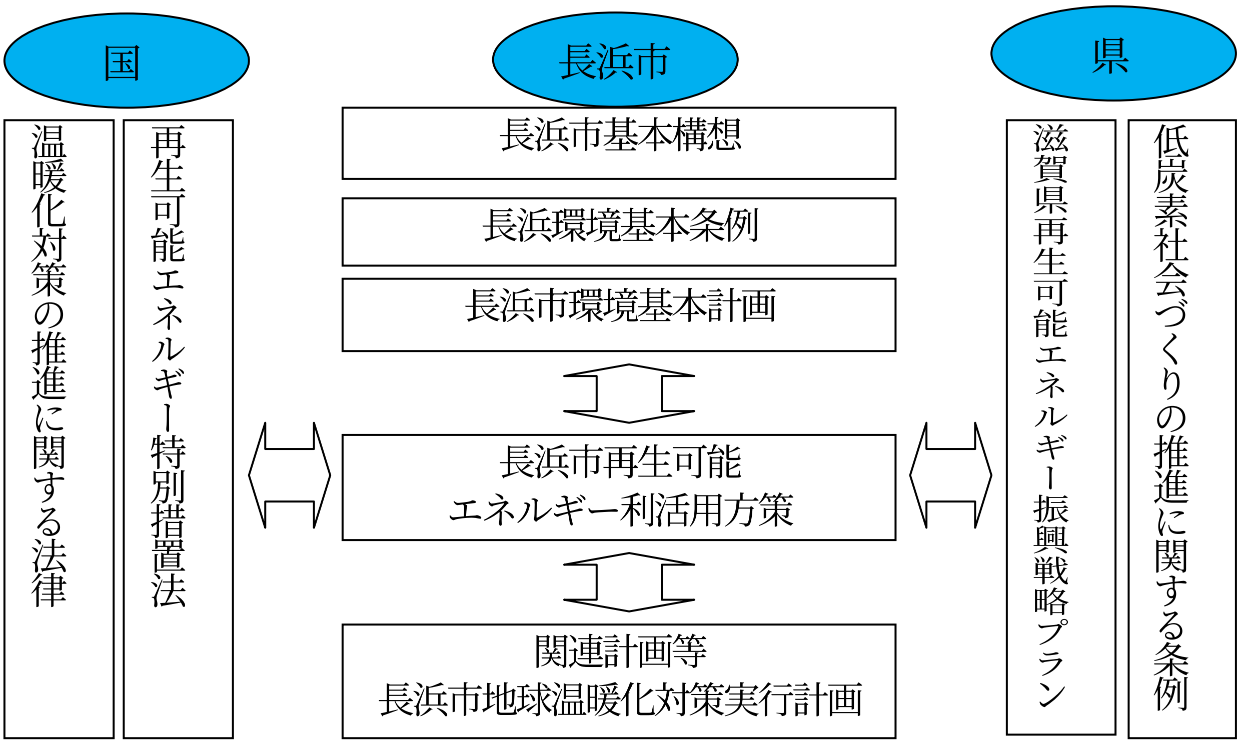

本市の現状

再生可能エネルギーを取り巻く本市の現状は以下の通りです。この結果を踏まえた本方策の目標等を次頁に示します。

■地域特性とエネルギー賦存量※

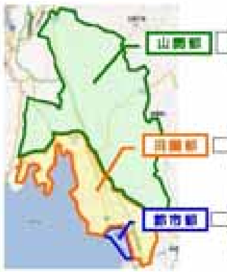

【導入・活用が想定される対象】

- 山間部 → 耕作放棄地、風、水資源（河川・砂防堰堤）、森林、雪氷
- 田園部 → 水資源（用水路）
- 都市部 → 一般住宅・事業所・公共施設 等の屋根、市有地（未利用）

※風況などの制約条件を考慮した上でエネルギーとして利用可能な量

【各エネルギーの賦存量】

太陽光エネルギー		281,148 10³kWh
風力エネルギー	（中型）	154 10³kWh /基
	（大型）	2,114 10³kWh /基
小水力エネルギー		10,041 10³kWh
太陽熱エネルギー		153,473 GJ
木質バイオマスエネルギー		28,234 GJ
雪氷冷熱エネルギー		363 GJ

太陽光エネルギーの内訳

一般住宅	24.7%
事業所	58.2%
公共施設	3.6%
耕作放棄地	9.9%
市有地	3.6%

各エネルギーの賦存量の割合

×

■本市のエネルギー需要の現況

- 市全体のエネルギー需要量の８割以上を事業所が占めていることから、事業所における再生可能エネルギーの導入は効果が大きいと考えられます
- 一般家庭におけるエネルギー需要量は年々増加傾向にあることから、一般家庭においてエネルギーを自給することが効果的であるといえます
- 公共施設におけるエネルギー需要量のうち、重油等の占める割合が多いことから、再生可能エネルギー導入による代替効果が高いと考えられます

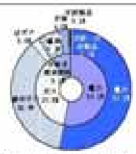

本市のエネルギー需要量の内訳（H22）

×

■市民・事業者の意向（アンケート調査結果より）

- 市民・事業者ともに８割以上が再エネに関心がある
- 市民の約半数が太陽光発電の設置を望み、６割以上が共同発電に関心がある
- 事業所の約４割が発電設備を導入し、売電したいと考えている
- 公共施設の屋根や市有地、耕作放棄地に太陽光発電を設置すべきである
- 湖北の豊富な水資源を身近な農業用水路等で有効活用すべきである

関心がある理由（ベスト３）

（市民）
①化石燃料に依存した生活への不安
②CO_2を排出しないため
③省エネへの貢献

（事業者）
①省エネへの貢献
②電力の安定供給
③CO_2を排出しないため

■本市における導入の視点

- 農業用水路など身近な水資源を活用すべき
- 共同発電への関心が高い
- 太陽光発電、太陽熱エネルギーの賦存量が多い
- 発電や売電への関心が高い
- エネルギー自給への関心が高い
- 公共施設における重油の消費量が多い

小水力発電の導入　太陽光発電・太陽熱エネルギーの導入　木質バイオマスエネルギーの導入

本方策の目標と実現に向けた取組

自然の恵み（再生可能エネルギー）を地域防災対策、地域活性化に向けたひとつのツールと捉え、先人が守り、伝えてきた自然や史跡などの地域資源や地域の産業とつなげ、活用していきます。これにより、人と人の絆を強め、地域の魅力を高め、地域の活性化につなげることで、将来に渡って市民が安心して生活できる長浜市を目指します。

以上の点から、次の目標を設定し、以下の３つの視点を基に取組を実施していきます。

目　標

人と自然エネルギーが紡ぐ　湖北の未来

視　点

- **きずなを守り・育む（コミュニティ再生・防災）**
- **地域を活性化させる（産業・地域振興）**
- **魅力を高める（観光振興）**

- 「再エネ導入推進事業」だけでは単発的なハード整備となります。
- このため、視点に基づく長浜の地域特性を生かしたソフト＆ハート事業とハード整備事業を両輪で進める必要があります。

再エネ導入推進事業
（ハード整備事業）

市内への再生可能エネルギーの導入を図るため、再生可能エネルギー設備の導入、導入に向けた環境整備を行います。

電源の郷プロジェクト

- **再生可能エネルギー発電施設導入促進事業**
- **市民共同発電事業**
- **屋根貸し事業（公共施設、民間施設）**
- **再エネ地域セーフティ事業**
- **大規模太陽光発電事業**
- **小水力発電事業**

森林バイオマス利活用プロジェクト

- **バイオマス燃料利用促進事業**
- **ＤＭＥ燃料利用調査・研究事業**

湖北の恵み利活用構想
（ソフト・ハート事業）

ソフト＆ハート事業の推進を通じて、ハード整備事業によって整備された再エネを地域振興・観光振興等につなげます。

- **長浜型ツーリズム推進事業**
- **湖北の森活性化事業**
- **木の駅プロジェクト推進事業**

●公共施設への太陽光発電システム設置状況（予定含む）

設置年度	設置施設	出力（kW）
平成9年	児童文化センター	10.0
平成11年	クリスタルプラザ	10.0
平成12年	長浜小学校	20.0
平成13年	びわ認定こども園	1.4
平成14年	旧コミュニティ防災センター	10.0
平成21年	朝日小学校校舎	19.8
平成21年	速水小学校校舎	18.5
平成21年	小谷小学校校舎	18.5
平成25年	ながはまウェルセンター	15.0
平成25年	（仮称）湖北幼稚園	10.0
平成25・26年	新庁舎（屋上）	50.0
	新庁舎（プロムナード）	18.2

●公共施設屋根貸し太陽光発電システム設置状況（予定含む）

設置年度	設置施設	出力（kW）
平成25年	長浜南小学校体育館	48.0
平成26年～	9施設	募集予定

導入数値目標

■導入数値目標の考え方

本市における再生可能エネルギー利用可能状況等を踏まえ、再生可能エネルギーの導入数値目標は以下のように設定します。

《長浜市における再生可能エネルギー導入数値目標》

再生可能エネルギー量を 2020 年までに
5 倍（3,000 万 kWh）に増やす（平成 24 年度比）

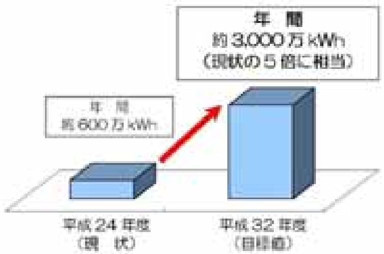

■平成 32 年度における導入数値目標

平成 32 年度時点での数値目標を事業別に以下のとおりに設定します。

再エネルギー導入数値目標：3,000 万 kWh

再エネ導入推進事業

電源の郷プロジェクト		
	再生可能エネルギー発電施設導入促進事業	2,200万kWh
	市民共同発電事業	
	屋根貸し事業（公共施設、民間施設）	
	再エネ地域セーフティ事業	
	大規模太陽光発電事業	※
	小水力発電事業	200万kWh
湖北バイオマス利活用プロジェクト		
	バイオマス燃料利用促進事業	600万kWh
	CNF素材利用調査・研究事業	※

※印は、研究段階の事業であるため、目標値は特に定めていない。

連携

湖北の恵み利活用構想

目標値の内訳と目標実現に向けた連携のイメージ

再　エ　ネ　導　入

電源の郷プロジェクト

太陽光、小水力を利用し、市内に再生可能エネルギー導入による個別電源を確保します。発電したエネルギーは、導入設備、目的に応じて自家消費＋余剰売電、全量売電を使い分けて活用します。

①再生可能エネルギー発電施設導入促進事業

【目的】
民間を対象とした太陽光発電など発電設備への既存補助制度を拡充するとともに、公共施設への太陽光発電設備等の導入を促進し、市内における再生可能エネルギーの普及を図ります。

【事業概要】
民間には再エネ導入支援対象を企業まで拡大するとともに、支援手法を検討し、最適なメニューを導入します。
公共施設には再生可能エネルギー導入にかかる方針を定め、これに基づいて取組を進めていきます

②市民共同発電事業

【目的】
太陽光、小水力の導入を市民参加型のソーシャルビジネスとして取り組むことで、再生可能エネルギーの普及、環境意識の啓発、地域経済の振興に貢献します。

【事業概要】
個人での設備導入が困難な市民が取組に参加できる環境の整備、市内における再生可能エネルギーの普及促進を図るため、市が市民共同発電所の制度構築、普及に努め、持続的に制度が普及していく環境を整えます。

③屋根貸し事業（公共施設、民間施設）

【目的】
市内の建築物の屋根を活用し、太陽光発電の導入を促進するとともに、災害時における電源を確保します。

【事業概要】
《公共施設》
屋根面積、構造、築年数等の条件を踏まえた上で、民間に屋根等を貸し出します。
《民間施設（マッチング事業）》
「発電事業者」と太陽光発電設置用に貸付を希望する市内の「屋根」を募集し、「屋根貸しビジネス」のマッチングを図ります。

④再エネ地域セーフティ事業

【目的】
自治会館など避難施設や避難場所となりうる施設に再エネを導入し、災害発生時における防災機能の強化を図ります。

【事業概要】
避難施設や避難場所となりうる自治会館などの避難施設や避難場所に太陽光発電などの再エネ発電施設を導入し非常用電源を確保するとともに、太陽光パネル付き街路灯などの普及を通じて避難経路における安全性の向上を図ります。

⑤大規模太陽光発電事業

【目的】
市内の未利用地、耕作放棄地等を有効活用し、太陽光発電の導入を促進します。

【事業概要】
市は、発電事業者を募集するとともに、太陽光発電の設置が可能な市内未利用地の情報の整理・登録・情報提供を行い、双方のマッチングを図ります。

⑥小水力発電事業

【目的】
　市域内の河川および農業用水路を対象に小水力発電設備を設置し、発電した電力を売電あるいは周辺施設において自家消費することで、地域に賦存するエネルギーの有効活用を図ります。

【事業概要】
　市域内の河川および農業用水路を対象に小水力発電設備を設置し、発電した電力を売電あるいは周辺施設において自家消費することで、地域に賦存するエネルギーの有効利用を図ります。


農業用水路における落差工

＜河川＞
　平成24年度に余呉地域でピコ水力発電事業（1kW）の実証実験を行っており、この取組結果を踏まえ、今後市内の河川において導入を促します。

＜農業用水路＞
　湖北土地改良区の中央幹線において平成26年度に発電機を設置予定であり、その運用データをもとに、発電機の導入を進めていきます。

森林バイオマス利活用プロジェクト

　森林バイオマスを活用したエネルギー製造施設・需要施設整備を行います。

⑦バイオマス燃料利用促進事業

【目的】
　市内の森林バイオマス等を固形燃料として加工し、ボイラー、ストーブ燃料として利用することでエネルギーの地産地消、地域の雇用創出、自然環境の保全に貢献します。

【事業概要】

＜燃料製造事業＞
　市内事業者が木質燃料製造事業所を整備し、市内で搬出された木材等を利用して燃料製造・販売を行います。また、チップ製造施設など市外の既存事業所を活用した燃料加工手法についても検討します。

＜需要施設整備事業＞
　市は、率先的な取組として、市内公共施設に木質ペレットストーブを率先して導入するとともに、熱需要がある公共施設の新設や既存施設のボイラー更新の際、木質バイオマスボイラーの導入を行います。
　また、民間に対しては、ペレットストーブやボイラーの導入に際して補助による導入支援を行います。


チップ


ペレット

⑧ＤＭＥ燃料利用調査・研究事業

【目的】
　市内の森林バイオマス等をＤＭＥ燃料として加工し、軽油・ＬＰＧ代替燃料としての利用を目指すとともに、エネルギーの地産地消、産業の活性化、地域の雇用創出、自然環境の保全に貢献します。

【事業概要】

＜燃料製造事業＞
　民間事業者が主体となり、ＤＭＥガスの貯蔵、運搬、販売に向けた調査・研究を行います。

＜需要施設整備事業＞
　ＤＭＥ自動車、民間および公共施設における専用ボイラーの導入など、ＤＭＥ燃料の需要施設確保に向けた調査・研究を行います。

　個別の再生可能エネルギーの導入と平行して、下に示す考え方、仕組みを取り込みながら進めることで、地域の活性化や産業振興につなげます。

①長浜型ツーリズム推進事業

【目的】
　既存宿泊施設や廃校、古民家などを活用し、再生可能エネルギーを活用した宿泊施設を整備し、再生可能エネルギーを活用した体験型学習施設として活用します。

【事業概要】
　市内の宿泊施設について、太陽光発電やバイオマスボイラー、ペレットストーブ、薪ストーブといった再生可能エネルギーを導入し、体験型施設としての活用を図ります。これによって、滞在者の環境やエネルギーに対する意識を啓発するとともに、本市の再生可能エネルギー活用や環境保全に向けた各種取組のＰＲを図ります。


古民家が残る伝統的集落

②湖北の森活性化事業

【目的】
　市内の山林由来木質バイオマスの利用促進を通じて、市内における化石燃料の代替を進めるとともに、関連する産業の振興、山林環境保全に貢献します。

【事業概要】
　市内の山林から発生する木質バイオマスについて、燃料として加工し、地域内外での新たな需要を創出します。また、長浜市独自の森林認証制度を導入し、事業活動を通じた事業者による森林保全の取組を推進します。また、このほかにも関連する事業者による新たな木材利用製品の創出を図ります。

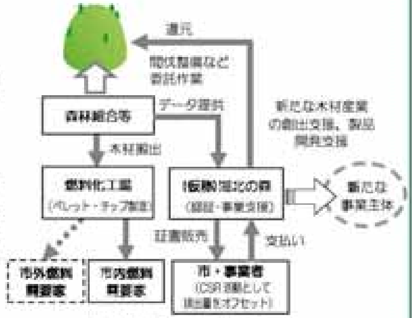

湖北の森活性化事業の取組イメージ

③木の駅プロジェクト推進事業

【目的】
　地域の森林資源を地域住民が自らの手で収集し、これを買取するシステムを構築することで森林資源の有効活用、地域経済の活性化、コミュニティの活性化等に貢献します。

【事業概要】
　間伐後の森林資源を市民自らが収集し、これを市内団体や事業者が買取り、販売を行います。これによって市内森林資源の収集・流通システムの構築、雇用創出、地域活性化を図ります。
　特に、長浜型ツーリズム推進事業を通じて導入される薪ボイラーに対しての燃料供給を通じて、安定供給体制を構築し、その後市民への薪販売や新たな薪ボイラー導入などを進めます。
　市は、事業推進に向けてチェーンソー講習会などシステム運用についての支援を行っていきます。

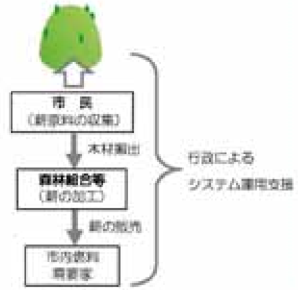

木の駅プロジェクト推進事業の取組イメージ

お問い合わせ先
長浜市　市民生活部　環境保全課　地域エネルギー振興室
ＴＥＬ：0749-65-6513　ＦＡＸ：0749-65-6571　[E-mail] energy@city.nagahama.lg.jp

平成 26 年度
長浜市環境年次報告書

平成 26 年 10 月

問い合わせ先
長浜市市民生活部環境保全課
〒526-8501　長浜市高田町 12 番 34 号
TEL 0749-65-6513
FAX 0749-65-6571
E-mail アドレス kankyou@city.nagahama.lg.jp
長浜市ホームページ http://www.city.nagahama.shiga.jp/

表紙の写真は、平成 26 年度「リサイクル工作コンテスト」応募作品 869 点の中から最優秀賞に選ばれた作品です。

左上	小学校低学年の部（１・２年生）	重田　真輝さん	（長浜南小学校）
中央右	小学校中学年の部（３・４年生）	山内　萠愛さん	（速水小学校）
左下	小学校高学年の部（５・６年生）	五味川　翔汰さん	（長浜小学校）